

【登記申請書の偽造行使と擬律錯誤】 原審判決第一、二、三、四、の事實中第一審判決に於ては被告等に於て伊藤善之助名義の抵當權設定登記申請書及び右登記を爲すに要する委任狀各一通を偽造行使したりと認めたる點を不當とし原審に於ては之を被告等は右委任狀の外尙ほ善之助の代理資格を冒用したる孝太郎名義の右抵當權設定登記申請書を偽造行使したる事實認定と爲し其認定を變更したるに拘はらず第一審判決は取消すことなく兩者の間犯罪事實の認定を異にするものにあらずとなし輒すく被告等の控訴を棄却したりしは擬律の錯誤なりとす

(四年(れ)一九一九號、四年九月六日大審刑二判決、法律新聞一〇四三號四四八頁)

【登記申請書の偽造行使の擬律錯誤】 被告小杉重人上告趣意書第三原判決事實第二第三に相當すへき第一審判決事實第一の(ハ)(ニ)には喜之助名義の登記申請書を偽造行使したると及び同人名義の登記委任狀を偽造行使したることを認定しあり而して大阪控訴院の判決も同様なりしも善之助の名義の登記申請書と同人名義の登記委任狀とは登記手續上兩立せざるものなるにより大審院は大阪控訴院判決は理由齟齬の不法あるものとし破毀せられたり然るに原判決は善之助名義の登記申請書の偽造行使を否定しなから尙ほ第一審の判決を取消さずして控訴を棄却せられたるは不法なり右の理由に付き原判決の破毀を求むと云ひ被告卓爾上告趣意書第三第一審判決には被告卓爾及伊藤孝太郎共謀して善之助の抵當權設定金銭貸借證書該抵當權設定登記申請書及び其申請に要する委任狀を偽造行使して石本合名會社より金圓を騙取したる事實竝に善之助名義の抵當權設定金銭貸借證書該抵當權設定登記申請及之に要する委任狀を偽造行使して藤尾梅藏より金圓を騙取したる事實を認定しあり而して大阪控訴院の判決も第一審同様の事實を認定しありたるも善之助名義の抵當權設定登記申請と之に要する同人名義の委任狀とは登記申請手續上兩立すへから

さる者なるを以て大審院に於ては大阪控訴院の判決は事實に齟齬あるものとして破毀せられたるものなり然るに名古屋控訴院か上告判決の趣旨に従ひ第一及第四の事實即ち被告に關する事實を認定するに當り善之助名義の登記申請書の偽造は否認しなから其判決と事實の異なる事實而かも事實理由に齟齬ある第一審判決を取消さずして控訴を棄却せられたるは不法なり右の理由なるにより原判決を破毀せられ度しと云ふに在り仍て記録を査するに所論の點即原審判決第一、二、三、四、の事實中第一審判決に於ては被告等に於て伊藤善之助名義の抵當權設定登記申請書及び右登記を爲すに要する委任狀各一通を偽造行使したりと認めたる點を不當とし原審に於ては之を被告等は右委任狀の外尙ほ善之助の代理資格を冒用したる孝太郎名義の右抵當權設定登記申請書を偽造行使したる事實認定を爲し其認定を變更したるに拘はらず第一審判決は取消すことなく兩者の間犯罪事實の認定を異にするものにあらずとなし輒すく被告等の控訴を棄却したりしは擬律の錯誤にして本論旨は理由あり原判決中右被告兩名に對する部分は此點に於て全部破毀を免さるものとす左れば本論旨は何れも理由あり

(四年(れ)一九一九號、四年九月六日大審刑二判決、法律新聞一〇四三號四四八頁)

【砂糖消費税法と砂糖製造】 砂糖消費税法は砂糖製造を以て業務となし製造場を設け大規模なる製造に従事する場合にのみ適用せらるるものに非ず苟も同法に規定せる砂糖製造の行爲を爲す者は凡て同法の適用を受くるものなるを以て原判決が被告の所爲を判斷するに當り被告が業務として砂糖を製造したることを説示せざりしは毫も理由不備且法の適用を誤りたるものに非ず

(四年(れ)一九七一號、四年九月一八日大審刑三判決、法律新聞一〇四六號四五七頁)

【恐喝と金銭交付との因果關係】 原判決は其判示第一事實として被告角二桃藏秀は共謀し友常

穀三郎を恐喝して金員を交付せしめんと企て被告角二桃藏は交々恐喝の手段を用ひ其結果友常の爲め交渉の任に當りたる渡邊益夫をして金壹萬圓の出金を承諾せしめたる後被告廣二彦次に情を告げ其協力を求め共に益夫に對し該金圓の支出を促したるを以て益夫は友常に對し要求の趣旨を告げたるに同人は畏怖の餘り金員を被告等に交付すべきことを益夫に委託したるより益夫は數回に現金及小切手にて合計金壹萬圓及金五千圓の約束手形を被告桃藏角二等に交付したる旨を判示し之を恐喝罪に問擬し被告等を處罰したり此事實に依れば被告角二桃藏秀等は共に友常穀三郎を恐喝せんことを企て同人の爲め交渉の任に當りたる渡邊益夫に對し恐喝手段を用ひ其結果同人に於て金壹萬圓の支出を約したるより他の被告等と共同し益夫に對し右約定の金員に付其支拂を督促したるものなるを以て益夫が友常に右の事情を告げたる未被告等に交付したる現金小切手及約束手形の内金壹萬圓に相當する分は恐喝の結果止むを得ず支出するに至りたるものにして之れが交付と恐喝とは因果關係あること明かなるも残り金五千圓の分に關しては果して恐喝の結果交付するに至りたるものか判文上明確ならざるを以て原判決は事實理由不備の違法あるものにして破毀を免れす (四年(れ)二〇二五號、四年一〇月二〇日大審刑三判決、法律新聞一〇四七號四六一頁)

【手形の虚偽裏書と行使】 記録を査するに原判決に據れば被告は被告名義を以て振出したる三千圓の約束手形同一萬圓の約束手形及同三千圓の約束手形の各通に擅に渡邊治左衛門名義の虚偽の裏書記入を爲したる事實を認めたるも之れが行使に關しては當初の三千圓の約束手形を吉見徳四郎に對し行使したる事實及次に一萬圓の手形を山村次三郎に對し行使したる事實を認めたる外敘上最終の裏書偽造に係る三千圓の約束手形に關しては之れが行使を認めたることなきに拘はらず之れが擬律の部に於て被告に三個の裏書偽造手形の行使ありたるか如く刑の適用を爲したるは不當なり (四年(れ)二〇〇〇號、四年一〇月七日大審刑二判決、法律新聞一〇四八號四六五頁)

【清酒醜の密造と起訴の一部に對する審判】 一件記録を査するに本件起訴狀には告發書に記載の事實とあり告發書には被告は政府の免許を受けずして第一酒醜約八升五合を作り之を濾過して酒精分二十度以下の清酒六升を製造し第二酒精分二十度未満の濁酒一斗七升六合を製造したるに依り之を告發する旨の記載あり其全部に付爲したる第一審判決に對する控訴即ち起訴事實全部に對する控訴を受けたるに原判決には第一事實に付ては何等判示する所なく獨り第二事實たる濁酒製造の點のみに付判決を爲したるものなり而して起訴狀記載の事實全部に對し控訴ありたる時は第二審裁判所は其全部に對し審理判決を爲すべきは勿論起訴狀に於て之に掲けたる事實の間に連續の關係を認めざる以上は假令第一審判決に於て之を連續犯なりと認定したりとするも第二審裁判所は起訴事實に對する覆審なるを以て其審理判決は専ら起訴事實に依るべく第一審判決の認定事實に拘束せらるべきものにあらざるを以て第二審裁判所が若し起訴事實の一を無罪なりとする時は第一審判決の認定如何に拘はらず主文に於て其無罪なることを明示せざるべからず故に本件の如く起訴事實全部に對し控訴を受けたる原審は其全部に對し審理判決を爲さざる可からざると同時に本件起訴狀は前示の如く起訴事實間に連續の關係を認めざるを以て若し其一を無罪なりとするときは之を主文に掲ぐることを要す然るに原判決は事爰に出でず單に第二事實たる濁酒密造の點のみに付判決を爲し第一事實に付ては何等判決する所なきは所謂請求を受けたる事實に付き判決を爲さざる違法あり (四年(れ)二〇四六號、四年九月二十九日大審刑三判決、法律新聞一〇四九號四六九頁)

【横領罪と判決理由の齟齬】 判決には其理由に齟齬あるを容さず同一の事實に於て同一の事實

に關し前段には之を無的なりと確定し後段には之を有的なりと確定するか如きは即ち判決理由の齟齬あるものとす故に犯人が金錢を横領したる事實に於て横領したる金錢の存在に關し犯罪事實認定の部に於ては被告人が其占有する他人の金錢を費消して横領したりとの無的の事實を認めながら押收事實處分の部に於て被告人が現に所持し居りたる金員は被告手裡の贓物なりとの有的の事實を認め之を被害者に還付する判示を爲すか如きは即ち同一の判決に於て同一事實の確定に關して其理由に齟齬ある場合に該當するものとす

(四年(れ)二四八三號、四年一〇月二五日大審刑二判決、法律新聞一〇五二號四七九頁)

【速續犯と審理の範圍】 原判決を案するに公訴事實に付き何等判示する所なしと雖も原審公判始末書を閱するに被告利助吉松兩名に對して公訴事實を審訊したる形迹は之を認め得べく而して右は各被告に對する一個の連續犯を構成すへき事實たるに過ぎざるを以て原審に於て右事實と共に一個の連續犯の内容を成すへき他の事實を認定處分したる以上は訴を受けたる事實に付き裁評せざる違法ありと謂ふへからず而して公訴事實を確定せざりし場合に於ては其證據十分ならざる旨を判示することを必要とせず唯た其事實を有罪として處斷せざるを以て足る

(四年(れ)一七四四號、四年九月一七日大審刑一判決、法律新聞一〇五四號四八八頁)

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

【私訴當事者が判決言渡期日に出廷せざる時と上告期間】 對席判決言渡の期日には公訴の被告と均しく私訴の當事者も亦出廷して其言渡を受くへき訴訟上の義務あるか故に事の上當事者の出廷したると否とを分たす之に對する上告の申立は其言渡より起算して刑事訴訟法第二百七十一條の期間内に之を爲すことを要し同法第十六條の猶豫期間を與ふへきものにあらざることば屢次當

院の説示する所にして之を翻すへき理由あるを認めず

(四年(つ)五號、四年七月九日大審刑一判決、法律新聞一〇二九號四一四頁)

【郵便の遲著と上告申立期間】 郵便が豫期に反し遲著したる事實ありとするも此一事を以て上告申立期間經過に因る上訴權の喪失を妨ぐるものにあらず

(四年(こ)七號、四年九月一五日大審刑三判決、法律新聞一〇五二號四七九頁)

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移

ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

(參照) 第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ

其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲スコシ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボササルトキハ其事

件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止メ其手續ヲ破毀スコシ

【第一審判決の範圍】 第一審裁判所に於て民事被告人は民事原告人に對して金若干圓を支拂ふへし民事原告人其餘の請求は之を棄却すと判決したるに民事原告人よりは民事原告人其餘の請求は之を棄却すとの部分に對し控訴を爲し更らに金若干圓の請求を爲し民事被告人よりは其不利益の部分に對して控訴を爲し民事原告人の請求却下を求めたる處第二審に於ては其控訴は何れも之を棄却すとの判決を爲し而して民事原告人は其判決に對して上告申立を爲さず唯民事被告人のみ上告申立を爲し而して大審院に於て原私訴判決全部を破毀すと判決したるときは上告に係る部分即ち民事原告人の請求の認可せられたる部分のみ破毀せられたるものとす

(三年(民控)一七五號、名控民判決、法律新聞一〇二三號一〇三二頁)

第四章 抗告

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲スコシ
抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

【控訴申立棄却の決定と抗告】 抗告人は詐欺被告事件に付本年七月三十一日岩國區裁判所に於て言渡したる有罪の判決に對し刑事訴訟法第二百五十四條により原裁判所に控訴狀を差出すべきものなるを被告は誤信して期間内直近上級裁判所たる山口地方裁判所に爲したるに山口地方裁判所より原審たる岩國區裁判所に爲すへき旨本日午後三時郵便により通知ありたるにより直に其翌六日午前三時五十九分田布施驛發上り列車にて岩國區裁判所に爲したるに八日岩國區裁判所より右期間經過後なる旨通知ありたり依て右に對する抗告を岩國區裁判所なる原審を経て山口地方裁判所に爲したるに八月二十六日附を以て山口地方裁判所より本件抗告は之を棄却すへき旨決定ありたり以上は全く被告が原審たる岩國區裁判所に爲すへきものなるを誤信の結果期間内直近上級裁判所に爲したるものにして若し之れか原審に爲したりしならば充分期間内適當の控訴なるを以て特別の御詮議を以て被告の爲め控訴の理由あるへき權利を與られんことを爰に及抗告候也と云ふに在り本申立は先に被告に對し抗告裁判所として山口地方裁判所か爲したる決定に對する再抗告に係り刑事訴訟法第二百九十四條第二項の規定に違反するものなるを以て其理由の如何に拘はらず不適法として棄却すへしきものとす

(四年(ク)六號、四年九月一六日大審刑二判決、法律新聞一〇四三號四四八頁)

第六編 再審

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪、輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

- 第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ
- 第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ
- 第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ
- 第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ
- 第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ
- 第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

【誤裁判の實例】

受刑人吉岡幸次郎か本件記録中上京區戶籍役場より京都區裁判所檢事局宛の細川幸次郎に關する戶籍回答書に依り京都區裁判所に於て本訴趣意書記載の確定判決を受くるに至りたること該記録上明白にして該回答書に錯誤あることは細川ちゑ及細川伊三郎の各戶籍謄本並に吉岡幸次郎の戶籍謄本に本訴趣意書所掲の如き記載あるに依り明瞭なるを以て本件は刑事訴訟法第三百一條第五號に該當する再審の原因あるものと謂はざるへからず

(四年(ゐ)四號、四年三月二日大審刑一判決、法律新聞一〇〇九號三二八頁)

【再審と犯罪以前作成の公正證書】

刑事訴訟法第三百一條第三號の原由ありとして再審の訴を

爲すには犯罪の當時其場所に在らざりしことを犯罪ある以前に作りたる公正證書を以て證明することを要す故に被告たる甲者が確定判決に於て認められたる犯罪事實に付き其犯罪の當時乙者と偽名し處刑在監中なりしことを以て同法同條同號の原由ありとして再審の訴を爲すには其甲者が果して乙者に該當することを犯罪以前に作りたる公正證書を以て證明せざるべからず（明治三十四年（る）第二七號本院判決參照）從て犯罪以前に作りたる公正證書に依りては單に再審申立人と氏名を異にする乙者か其犯罪の當時處刑せられ拘禁中に在りたることを證明せらるるに止まり乙者とは即ち再審申立人の自ら詐稱したる氏名なることか犯罪以前に作りたる公正證書に依り證明せられざるべきは再審申立人は犯罪以前に作りたる公正證書を以て當時其場所に在らざることを證明したるものと云ふべからず若し夫れ再審申立人か犯罪以前に作りたる公正證書の成立後適法に氏名を變更したる場合の如きは其變更に依る氏名は前掲公正證書に記載せらるる自己と同一の人格を表示する者として適法に使用せらるる者なるを以て此場合は犯罪以前に作りたる公正證書を以てせずして他の確證を以て其同一人格なることを證明するを妨げずと雖再審申立人か曩に處罰せられたる際偽名を用ひ氏名を詐稱したるときは之の如きは之と異なり其偽名は自己を表示する者として公認せられたる者にあらずは論なく其偽名は自己の人格を表示することを避くる用に供したるに外ならざるを以て斯の如き場合に再審申立人に於て其偽名か自己を表示することを主張するには犯罪以前に作りたる公正證書を以て之を證明するを要するものとす

（四年（る）八號、四年六月七日大審刑二判決、法律新聞一〇二二號三七二頁）

【徴兵令違犯と訴訟記録の錯誤】 一件記録を査するに原判決の確定したることは岩内區裁判所 検事大和田三卒の證明書に依り明白にして原判決の謄本に依れば本訴訟記録にして原判決の證憑

と爲りたる笹森勘古の不參届書に申立人は明治三十年四月二十八日失踪同三十四年六月に至るも居所不明なる旨記載あり又壽都支廳長山邨總後の告發書には申立人は同年同月廿二日徴兵署（壽都町大字渡島善龍寺）に於て身體検査を受けざりし旨記載あるに拘はらず申立人か新に提出せし笹森勘吉并に村田庄助の各戸籍謄本及磯谷郡磯谷村長更科虎五郎の證明書に依れば當時申立人は笹森勘吉方及村田庄助方に各本籍を有し居り當日は庄助長男即ち磯谷郡磯谷村大字横瀨村海産干場二十五番地村田留五郎として徴兵署に出頭検査を受け丙種に合格したること明かなれば身體検査を受けざるにあらず又失踪して居所不明にあらずるを以て訴訟記録に錯誤あるものなること論を俟たず而して此錯誤は前示戸籍謄本及村長の證明書に依り證明せられたるを以て本件再審申立人は刑事訴訟法第三百一條第五號に該當し再審の原由あるものとす

（四年（る）二四號、四年六月九日大審刑三判決、法律新聞一〇二二號三七二頁）

【人達の損害致死と再審】 被告人松原三吉は明治四十五年五月十五日鹿兒島地方裁判所に於て言渡したる判決に依り明治四十五年四月十一日夜鹿兒島縣日置郡下伊集院村寺脇行田松次郎方裏手にて刺身庖丁を以て飯田伊三郎の右胸部を突刺し同人の肝臓を貫き翌十二日之れか爲め伊三郎をして死亡するに至らしめたる事實を認められて懲役二年に處せられ其判決確定したる後大正四年一月十日行田松次郎事内藤八重丸は長崎控訴院に於て言渡したる判決に依り前掲明治四十五年四月十一日夜前記伊集院村寺脇の八重丸方方にて前記飯田伊三郎を短刀にて突刺し伊三郎の右季肋下部に深き肝臓に穿通する創傷を負はしめたる爲め伊三郎は多量内出血を起し翌十二日死亡したる事實を認められて懲役二年に處せられ其判決は之に對する上告の棄却に依り確定となりたることは之に關する各判決の謄本及三吉に對する傷害致死事件の記録に徴して明白にして又被告人

三吉か八重丸の爲めにする犯人隠避罪に依り處罰せられたることも亦之に關する判決の謄本に依りて明なり従て本件の場合同一の事件に付共犯にあらずして別に刑の言渡を受けたる者あるものにして刑事訴訟法第三百一條第二號に該當するを以て再審の訴は其原由あるものとす

(四年(ゐ)二六號、四年六月一〇日大審刑二判決、法律新聞一〇二四號三八四頁)

第八編 裁判執行

第一章 裁判執行

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事

ノ指揮ニ因リ之ヲ爲スコシ刑ノ執行ノ停止ニ付キ亦同シ

罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徴收ス可シ

前項ノ徴收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

(參照) 非訟事件手續法 第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有

スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコト

ヲ要セス

【刑の執行停止と檢事の職權】 刑事訴訟法第三百二十條第一項に「刑の執行は其刑を言渡したる裁判所の檢事又は上告裁判所より命を受けたる裁判所の檢事の指揮に因り之を爲すへし刑の執行の停止に付き亦同し」とありて法律が刑の執行の停止を刑の執行と同しく檢事の職權に屬せし

めたるものなること毫も疑なく従て同法第三百十九條第二項所定の事故ある場合と雖とも法律上刑の執行を禁止する者にあらざるものと解するを相當とす

(三年(コ)一〇號、三年二月一〇日大審刑二判決、法律新聞九八八號二八〇頁)

【檢事の職權と刑の執行を停止するや否やの決定】 刑事訴訟法第三百二十條第一項の規定を以て法律は刑の執行の停止を刑の執行と同しく檢事の職權に屬せしめたるを以て同法第三百十九條

第二項所定の事故あるや否やを識別して刑の執行を停止すると否とを決するは執行官たる檢事の職權行爲に屬し刑事訴訟法第三百二十二條に所謂刑の執行に對する異議の申立に因り刑の言渡を爲したる裁判所の決定すへき事項にあらず又執行官たる檢事が刑事訴訟法第三百十九條第二項第

二號に所謂刑の執行に因り生命を保つこと能はざる虞ありとし刑の執行を停止するや否やを定むるには單に病氣の状態のみに依るべきものにあらずは原決定理由下段の説明に「執行官に於て

は病氣の状態其他を斟酌して云々」と説示したるは違法にあらず

(三年(コ)一〇號、三年二月一〇日大審刑二判決、法律新聞九八八號二八〇頁)

【裁判所書記の署名捺印なき判決原本の效力】 免官せられたる書記在職中怠慢に依り最後の公判始末書を作らず判決原本にも署名捺印せず上訴期間経過したる事件は刑の執行を爲し差支なし

(四年二月一六日刑乙七四九號、法務局長回答、法律新聞一〇五三號三七八頁)

【拘留状の效力】 銃砲火藥類取締法施行規則違反に依り拘留刑の言渡を受けたる者に對し檢事より確定の上は執行方の指揮ありるときは曩の拘留状に依り拘留し置きて差支なきものとす

(四年九月一日刑甲二四二號、法務局長回答、法律新聞一〇五三號三七九頁)

明治三十三年法律第五十二號

第一條 法人を處罰すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人とす

【法人に對する刑の言渡】 明治三十三年法律第五十二號第二條に法人を處罰すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人と爲す趣旨に外ならずして刑の言渡は毎に實體法上の被告人則ち法人に對して之を爲すべきものなること明白なるを以て原判決が被告を罰金四百圓に處すと判示したるは畢竟するに被告會社に科刑したるものと解することを得へし

(三年(れ)三〇四號、四月一月二二日大審刑一判決、法律新聞九九九號三〇四頁)

違警罪即決例

第五條

正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス

【正式裁判の請求と代理人】

我刑事訴訟法に於ては特に代理人を以て訴訟行爲を爲すことを得る旨の規定ある場合を除くの外其他一般の場合に在りては原則として一切の訴訟行爲は本人自ら之を爲す事を要するものとす蓋し裁判所の召喚に依り出頭し其訊問に應答するか如きは事實發見の爲め本人自身の出頭陳述を必要とするのみならず被告人の權利行爲に屬する上訴の申立又は正式裁判の請求の如きも孰れも刑事處分の確定を阻止するものにして被告人に對し最も重要な關係を及ぼす訴訟行爲なるか故に本人の自由意思に最も重きを措かざる可からざるや言を俟たず而て若し此等の行爲を代理人に一任する事を得る者とせば往々本人の自由意思に副はざるか如き諸種の弊害を生ずるの虞少なしとせざるなり是我刑事訴訟法に於て叙上の如く例外の場合を除くの外一切の訴訟行爲は必ず本人自ら之を爲す事を要するものと爲したる所以にして而て違警罪即決例の規定を通覽するに代理人を以て正式裁判の請求を爲す事を得る旨の規定毫も存する所なし但我刑事訴訟法の法規叙上の如くなるを以て其結果として本趣意書に於て論述するか如く被告人旅行不在の節即決言渡書の送達を受けたる場合は正式裁判の請求を爲すに多大の不便を感じるか如き事往々之れあるへしと雖も此れ誠に已むを得ざるの結果にして現行法の解釋上之を如何ともするに由なし

(四年(れ)一五九三號、四年七月一四日大審刑三判決、法律新聞一〇三七號圖三六頁)

違警罪即決例

府縣制

第三十四條 選舉人選舉若ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ
府縣知事ニ於テ選舉若ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第一項申立ノ有無ニ拘ラス第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

本條府縣參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ決定ニ關シテハ府縣知事郡市長ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(參照) **第三十一條** 選舉ヲ終リタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ通知シ同時ニ選舉錄ノ寫ヲ添ヘ當選者ノ住所氏名ヲ府縣知事ニ報告スヘシ
二三、四、五、六項略

【異議々案と議事】 當選の效力に關する異議の議案にして縣參事會に提出せられたる以上は被告か之に付き議事を開きたると否とを問はず縣參事會の決定に付したるものと謂はざる可らず
(三年一五六號、四年五月一三日行政二判決、法律新聞一〇三一號三一六頁)

第七十八條 府縣知事ハ府縣ヲ統轄シ府縣ヲ代表ス

府郡知事ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事
- 二 府縣會及府縣參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發スル事

三 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

四 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

五 證書及公文書類ヲ保管スル事

六 法律命令又ハ府縣會若ハ府縣參事會ノ議決ニ依リ使用料手数料府縣稅及夫役現品ヲ賦課徵收スル事

七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣知事ノ職權ニ屬スル事項

【縣稅所得稅附加稅の賦課徵收】 縣知事は其の縣に於て縣稅所得稅附加稅を納むる義務ある者にして所得稅を分別して納めざる場合には縣稅附加稅の標準たるべき所得稅額を査定し縣稅所得稅附加稅を賦課徵收し得るものとす
(四年一三號、四年三月一七日行政一判決、法律新聞一〇〇八號二八七頁)

第八條 一府縣以上ニ涉リ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ且其ノ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ關係府縣

ニ於テ營業稅ノ附加稅ヲ賦課スルトキハ關係府縣知事協議ノ上其ノ歩合ヲ定メ内務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ若協議調ハサルトキハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

【府縣制第八條改正の趣旨】 府縣制第八條の改正は各府縣に府縣稅所得稅附加稅の課稅標準たるべき所得稅額を査定するの權限あることを前提と爲したる者とす
(四年一六號、四年三月一七日行政一判決、法律新聞一〇〇六號二七七頁)

第十六條 府縣稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該行政廳ハ日出ヨリ日没マテノ間營業者ニ關シ

テハ仍其ノ營業時間家宅ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

府縣稅使用料夫役現品ニ代フル金錢過料其ノ他府縣ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

本條ニ記載スル徵收金ハ國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
 本條第二項ノ場合ニ於テ郡島ノ官吏吏員市町村吏員ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決
 又ハ府縣知事ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事郡島ノ官吏吏員市町村吏員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 本條第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

【府縣稅に對する時効】 府縣制第十六條第三項及會計法第十九條に依るに府縣稅に對する時
 效の期間は當該年度經過後五箇年なるを以て其の期間滿了前に於ける府縣雜種稅貸家稅の徵收は
 適法なりとす
 (三年一七九號、四年二月五日行政一判決、法律新聞九八六號二五六頁)

【府縣稅正當額と領收額の不足】 府縣稅義務者各自の正當稅額に對し徵收額に不足あるときは
 法令に別段の規定ある場合の外其不足する納稅義務は仍ほ存續する者にして時効に依るの外單に
 年度を經過したりとの故を以て消滅するものに非ず
 (三年一七九號、四年二月五日行政一判決、法律新聞九八六號二五六頁)

北海道會法

第四條 帝國臣民タル男子年齡滿二十五年以上ニシテ北海道内ニ三年以來住所ヲ有シ且北海道内ニ於テ三
 年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者若クハ北海道内ニ於テ三年以來土地四町歩以上ヲ所有スル者ハ
 北海道會議員ノ選舉權ヲ有ス

帝國臣民タル男子年齡滿二十五年以上ニシテ北海道内ニ三年以來住所ヲ有シ且北海道内ニ於テ三年以來
 直接國稅年額十圓以上ヲ納ムル者若クハ北海道内ニ於テ三年以來土地十五町歩以上ヲ所有スル者ハ北海道
 會議員ノ被選舉權ヲ有ス

家督相續ニ因リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付キ被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其者ノ納稅シタル
 モノト看做ス

家督相續ニ因リ土地ヲ取得シタルトキハ被相續人ノ所有シタル期間ヲ相續人ノ所有シタル期間ニ通算ス
 土地所有ノ期間ハ所有權ノ登記ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

本條ニ於テ土地ト稱スルハ耕地宅地及海産干場ヲ謂フ

【北海道會法と選舉權享有の要件】 北海道會法第四條は投票所々屬區町村内に住所を有するこ
 とを以て選舉權享有の要件と爲さす

(三年二〇八號、四年二月七日行政二判決、法律新聞一〇〇三號三七三頁)

北海道會議員選舉令

第五條 選舉人ハ其ノ住所ヲ有スル區町村外ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ當該行政廳ノ證明ヲ得又其ノ住所ヲ有スル區町村外ニ於テ北海道會法第四條ノ土地ヲ所有スルトキハ所有權ニ關スル登記簿ノ抄本ヲ添ヘ九月一日マテニ其ノ住所地ノ區町村長ニ届出ツヘシ其ノ期限内ニ届出ヲ爲ササルトキハ選舉人名簿ニ記載セラルヘキ要件ニ算入セス

【選舉人名簿記載の要件】 北海道會議員選舉令第五條の届出及投票所々屬區町村内に於ける住所の有無は選舉人名簿の記載に關する要件に過ぎず

(三年二〇八號、四年二月二七日行政二判決、法律新聞一〇〇三號二七三頁)

市制

第九條 帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來市ノ住民ト爲リ其ノ市ノ負擔ヲ分任シ且其ノ市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接稅年額二圓以上ヲ納ムルトキハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

市公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラレルコトナシ

市稅ヲ賦課セサル市ニ於テハ市公民ノ要件中市ノ負擔分任ニ關スル規定ヲ適用セス

【區會議員選舉と住所】 區會議員選舉の時其の區内に一定の居所をも有せず其の家族と共に區外に居住せる者は假令其の區内に土地家屋及本籍を有し活動し居りし事實あるも生活の本據即住所を有するものに非ず (三年二一九號、四年三月一六日行政二判決、法律新聞一〇〇五號二七五頁)

第十一條 市公民第九條第一項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ

市公民租稅滯納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

【合資會社と租税滞納】 市制第十一條第二項に所謂租税滞納處分には合資會社の租税滞納の爲め社員たる個人の財産を差押へたるか如き違法の滞納處分を包含せず

(二年一二二號、三年三月一三日行政二判決、法律新聞一〇〇七號二七九頁)

第二十五條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ但シ確定名簿ニ登録セラレタル毎級選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ議員數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ市長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

選舉區アル場合ニ於テ選舉人名簿ノ調製後選舉人ノ所屬ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選舉人ハ前所屬ノ選舉區ニ於テ投票ヲ爲スヘシ

選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クトモ一人ノ選舉立會人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ

【無記名投票の制度】 無記名投票の制度は選舉權者をして自由に其の選舉權を行使せしむるの目的に外ならされは選舉權を有せざる者か何人を選擧したるかを調査するか如きは何等法の精神

に牴觸するものと爲すを得ず (二年一二二號、四年三月一三日行政二判決、法律新聞一〇〇七號二七九頁)

第三十五條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

【選舉の一部の意義】 市制第三十五條に所謂選舉の一部とは選舉區又は選舉分會の設なき場合に於ては某級選舉の全部を指すものとす

(二年一二二號、四年三月一三日行政二判決、法律新聞一〇〇七號二七九頁)

【選舉の一部の意義】 元來選舉は其の性質上何某の當選に關する部分の選舉と云ふか如く其の選舉の結果即ち當選者に依りて之を分割することを得べきものに非ざるのみならず若し之を分割し何某の當選に關する部分の選舉のみを無効と爲すことを得るものとせんか前に投票を爲したる選舉人は更に行ふべき選舉に於て再び投票を爲し得ることと爲り二重に選舉權を行使し得るか如き不公平なる結果を生すべきに依り選舉の結果即ち當選者に依りて選舉を分割することは理論上之を認許すべき限に在らず故に市制第三十五條に所謂選舉の一部とは某選舉區に於ける選舉、選舉本會若し選舉分會に於ける選舉又は某級選舉の如く理論上分割し得べき一部を指したるもの以外ならずして何某の當選に關する部分の選舉の如き理論上分割し得へからざるものを包含せず從て選舉區又選舉分會の設なき場合に於ては某級選舉の全部を指すものと解すべく之に反する當裁判所の判例は之を改むるを相當とす果して然らば本件三級選舉に在りては選舉權なき者の爲したる無効投票の爲め異動を生ずるの虞あるは唯當選者の一部のみなること前項説明の如くなりとするも該選舉は其全部を無効とすべく當選者の一部に關する部分のみを無効とすべきものに非ず

(二年一二七號、四年三月一三日行政二判決、法律新聞一〇〇八號二八四頁)

第六十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁判アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定裁定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

【市税賦課と行政訴訟】 市税賦課に關する行政訴訟は市制第六十條第二項に依り府縣參事會の裁決を受けたる日より三十日以内に提起すへきものとす

(四年一〇七號、四年七月二八日行政一判決、法律新聞一〇四〇號三三七頁)

町村制

第九條 町村公民第七條第一項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ

町村公民租税滞納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

【滞納處分と公民權の停止】 町村制第九條第二項は滞納處分か納付すへき租税の全部に關すると一部に關するを區別せざるか故に苟も滞納處分を受くる以上は該處分か納付すへき租税の一部に關するも公民權を停止せらるへきものとす

(四年二號、四年四月一〇日行政二判決、法律新聞一〇一四號三〇一頁)

第二十二條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過グルモ投票ヲ爲スコトヲ得

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ但シ確定名簿ニ登錄

セラレタル毎級選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ議員數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ
 自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス
 投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ
 選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クトモ一人ノ選舉立會人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ

【型を用ひて被選舉人の氏名を描出したる投票の效力】 型を用ひて被選舉人の氏名を描出したる投票は選舉人の自書したるものと認め難きか故に之を無効なりとす又投票に氏名を記載するに型を用ひたる者は反證なき限り被選舉人の氏名を自書すること能はざる者と推定するを相當とす

(四年四一號、四年七月八日行政二判決、法律新聞一〇四〇號三三八頁)

第二十九條

當選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ

當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツヘシ

一人ニシテ兩級ニ於テ當選シタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ當選ニ應スヘキカヲ町村長ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ム

第十五條第二項ニ掲ケサル官吏ニシテ當選シタル者ハ所屬長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ニ應スルコトヲ得ス

前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應スヘキ旨ヲ町村長ニ申立テサルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス第三項ノ場合ニ於テ何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサルトキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス

(參照) 第十五條 選舉權ヲ有スル町村公民ハ被選舉權ヲ有ス

左ニ掲ケル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一月ヲ經過セサル者亦同シ

- 一 所屬府縣郡ノ官吏及有給吏員
- 二 其ノ町村ノ有給吏員
- 三 檢事警察官及收稅官吏
- 四 神宮神職僧侶其ノ他諸宗教師
- 五 小學校教員

町村ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人ハ其ノ町村ニ於テ被選舉權ヲ有セス

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選舉セラレタルトキハ同級ニアリテハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又ハ等級ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ
 町村長又ハ助役ト父子兄弟タル緣故アル者ハ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス

【二人にして兩級に選舉當選したる場合と選擇權の行使】 甲部落に選舉本會を設け乙丙兩部落に選舉分會を設け町村會議員の總選舉を行ふに當り先づ二級の選舉を行ひ翌日一級の選舉を行ひたるに一級選舉は當日選舉を終り開票の上丁者か當選者たることに定まりたるを以て町村制第二十九條第一項に依り告知を爲し同條第二項の期間を経過したり然るに二級選舉に於て甲本會乙分會は選舉を行ひたるに拘はらず丙分會は天災事變の爲め選舉を行ふこと能はざるに至りたるを以て丙分會のみに關し同法第十九條第二三項に依り更に選舉を行ふこととし同法第十九條第一項に依り七日間告示の後選舉を終りたるか(此選舉の日は丁者か告知を受けたるより五日の期間を経

過したる後に在り)一級の當選舉者と同一人なる丁者か當選せる場合に於ては丙分會にて選舉の當日丁者は町村制第二十九條第二項に依り當選辭退の期間經過後なるか故に既に町村議員の職に在る者となり従て同法第二十五條第二號に依り丁者の氏名を記載したる投票は無効なるか如き觀なきにあらす然れとも熟ら稽查するに總選舉に於て一人にして兩級に當選したる者の選擇權行使に關する町村制第二十九條第三項の規定は兩級の選舉を終り其當選者か定まりたる場合に其適用あるものにして原來各級毎に當選の告知を爲すときは初の告知以後五日の期間を經過するも後の告知以後未だ五日の期間を經過せざることをあるべく且前掲條項に最終に當選の告知を受けた日より五日以内に選擇を爲すべきことを規定せるより看るも兩級に當選したる場合は初の當選告知を受けたる日より五日の期間を經過したるのみの一事に依り其初の當選か確定するにあらざるを徴するに足るへし故に當選者は町村制第二十九條第三項に依り確定するものと云はざるべからず

(三年七月四日法曹會決議、法曹記事二五卷四號)

第三十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

【選舉の一部の意義】 町村制第三十二條に所謂選舉の一部とは其級の選舉又は選舉分會を設くる場合に於ては選舉本會若は選舉分會に於ける選舉の如く法理上分割し得べき一部を指したる者とす

(四年八號、四年四月二十七日行政二判決、法律新聞一〇一四號三〇三頁)

第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテ

ハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

郡長ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ府縣知事ノ指揮ヲ受ケ選舉ニ關シテハ第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス

第三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二項第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

町村會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル處分、決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

(參照) **第三十一條** 選舉ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選舉録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第二十九條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第三項若ハ第五項ノ申立アリタルトキ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

【村會議員選舉と當選訴願】 村會議員選舉に於ける當選の效力に關する訴願の審理に付ては投票全部に付き其の效力を審査し其の結果に基き裁決を爲し得べく訴願人の指摘し又は町村會の審査したる投票に限り審査し得べきに非ず従て訴願の審理上投票全部を審査し訴願人の申立ざる者を當選者たるべき者に非ずとして其の當選を取消したるは不當に非ず

(三年一八五號、三年一月五日行政二判決、法律新聞九八八號二四五頁)

【選舉の效力に關する異議の申立】 村會議員選舉の效力に關し村長に提出したる書面にして願と題し且書中に訴願裁決等の文詞散見するも其の全體を通覽し選舉の效力に關し異議申立を爲すの趣旨と認むべきときは假令右等文詞の訂正なきも異議申立として之を受理し決定を與ふべきものとす
(四年四三號、四年五月一日行政二判決、法律新聞一〇一七號三〇八頁)

第三十五條 町村會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除クノ外其ノ被選舉權ノ有無ハ町村會之ヲ決定ス

町村長ハ町村會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條第八項ノ規定ハ第一項及第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

【村會議員の戰時召集と被選舉權】 村會議員たる者戰時に際し召集せられ一旦被選舉權喪失の事實ありたる以上は其の除隊後に於て其の以前に於ける召集の事實に基き被選舉權を有せざる者と決定するも違法に非ず
(四年八四號、四年九月一三日行政二判決、法律新聞一〇五一號三四八頁)

第四十七條 町村會ハ町村長之ヲ召集ス議員定數三分ノ一以上ノ請求アルトキハ町村長ハ之ヲ召集スヘシ
町村長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ町村會ヲ召集スルコトヲ得
召集及會議ノ事件ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

町村會開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得三日前述ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ

【村會召集と開會】 町村制第四十七條第三項の所謂少くとも三日前とは村會の召集及會議の事件の告知の日と開會の日との間に少くとも三日の猶豫期間を要するの趣旨なれば村會の開會の前日より起算して三日目に相當する日に於て村會の召集及會議の事件の告知を爲したる村會は違法にして其の決議に依る決定及之を是認したる裁決は共に違法にして取消すべきものとす
(三年一八三號、四年三月四日行政二判決、法律新聞一〇〇五號二七五頁)

【町村長と急施事件】 町村制第四十七條第四項の規定は一定の議案を急施事件とするを否とを町村長の自由裁量に委ねたる者と解するを得ず
(四月一七號、四年三月二〇日行政二判決、法律新聞一〇〇八號二八三頁)

【村會開會の告知と郵便切手受拂簿】 村役場に備付ある郵便切手受拂簿に依れば村長は議員の一人に對し村會開會の告知を爲したることを知るに足るべきを以て其の議員は適法の告知を受けたる者と認むるを相當となさざるへからず
(四年七九號、四年九月二八日行政一判決、法律新聞一〇五三號三五六頁)

第七十八條 町村長ハ郡長ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ助役又ハ區長ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ事務ニ付テハ豫メ町村會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

町村長ハ町村吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

【戶籍事務の代理】 町村長の指命に因り市町村吏員か戶籍事務を臨時代理する場合は代理者たる名義を以てすへし
(三年一二月二八日民一一二五號、法務局長回答、法律新聞九九五號二六三頁)

【戶籍事務の代理】 戶籍事務の取扱に付ては收入役及び副收入役に於て之を代理することを得す (同上)

【臨時代理と町村長の権限】 臨時代理を命ずるは町村長の権限に屬す (同上)

【町村長と助役の代理】 町村長病氣其の他已むことを得ざる事故に由り故障を生せしときは助役代理すべきものとす (同上)

【戶籍事務の分掌】 戶籍事務の分掌に關しては町村制第七十八條に據ることを得ざるものとす (四年一月七日民一九二一號、法務局長回答、法律新聞九九六號二八九頁)

【町村長代理】 町村長を代理する助役は故障あるときは町村制第七十八條第二項に依り他の町村吏員をして戶籍事務に付き臨時代理せしむるも差支なきものとす (四年四月二八日民三三八三號、法務局長回答、法律新聞一〇一七號三三九頁)

第九十九條 町村内に住居ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖町村内に於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、町村内に營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村内に於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業者ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

【土地家屋と課稅】 町村制第九十九條は土地家屋物件を賦課標準と爲したる縣稅戶數割の附加稅たる村稅の賦課に關係なきものなり (四年二八號、四年四月一九日行政一判決、法律新聞一〇一四號三〇二頁)

第一百條 納稅者ノ町村外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ町村外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業者ハ其ノ收入ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
町村ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサル

モノニ對シ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滞在町村ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ町村稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
【土地家屋と課稅】 町村制第一百條は土地家屋物件を賦課標準と爲したる縣稅戶數割の附加稅たる村稅の賦課に關係なきものなり (四年二八號、四年四月一九日行政一判決、法律新聞一〇一四號三〇二頁)

【町村制百條と府縣稅の賦課】 町村制百條は府縣制百條に依る府縣稅の賦課に關し適用すべき限に非ず (四年二八號、四年四月一九日行政一判決、法律新聞一〇一四號三〇二頁)

第一百條 町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得
前項ノ異議ハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

【府縣參事會に訴願を爲さるる行政訴訟】 町村稅の賦課に不服ある者か府縣參事會に訴願を爲さす直に行政訴訟を提起せるは町村制百條第三項の手續に違背せるものにして其の訴は却下すべきものとす (四年二八號、四年一月九日行政一判決、法律新聞一〇一四號三〇二頁)

第一百一條 町村稅、使用料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金銭ヲ納メサルトキハ町
村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シテ其
ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滞納處分
ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徴收金ハ府縣ノ徴收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴還付及時效ニ付テハ國稅ノ例
ニ依ル

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

【不動産の差押と徴收金額の超過】 町村稅其他町村の收入に付滞納處分を爲す場合に於て差押
ふべき動産あるに拘らず不動産を差押へ又其不動産の價格が徴收金額を超過したりとするも之を
以て其の差押を違法なりとするに足らず

(三年二〇四號、四年三月二〇日行政二判決、法律新聞一〇〇七號二八一頁)

【他人の滞納處分のため爲に財産差押を受けたる者と行政訴訟】 町村制第一百一條は滞納處分を受
けたる者に限り行政訴訟を許すの法意なるを以て他人に對する滞納處分の爲自己の財産を差押へ
られたる者は町村制に基きては行政訴訟を提起することを得ず

(四年八七號、四年八月一六日行政一判決、法律新聞一〇三八號三三三頁)

【村稅賦課に對するも異議の申立と差押處分】

町村制第一百一條第四項には「滞納者第一項又

は第二項の督促又は命令を受け其の指定期限内に之を完納せざるときは國稅滞納處分の例により
之を處分すへし」とあり同條第八項には「第四項の處分中差押物件の公賣は處分の確定に至る迄
執行を停止す」とあるに依りて之を觀れば村稅の賦課にして取消されざる以上は假令異議の申立
あるも差押處分を爲すを妨げざる者とす

(四年三八號、四年九月二八日行政一判決、法律新聞一〇五二號三四九頁)

【町村稅の強制徴收と滞納處分】

自治體たる町村は國法に依り權力を附與せらるるものにして

其權力を實行して強制を爲すを得べき土地の範圍は原則として町村の區域に従ふべきものとす故
に町村の機關たる町村長か職權の行使として町村制第十一條に依り町村稅の強制徴收を爲すは
町村の區域内に於て之を爲すに因り法律上の效力を生ずるものにして其效力は町村の區域内に限
らるるを以て町村長は町村區域外の地に臨み滞納處分を爲すを得ざるなり

(三年一二月一二日法曹會決議、法曹記事二五卷七號)

第一百十二條

町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、町村ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ
爲必要アル場合ニ限り町村債ヲ起スコトヲ得

町村債ヲ起スコト付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經
ヘシ

町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

【町村の借入金と郡長の承認】

郡長か町村にして借入金を爲すときは其の承認を受くへしと訓

示したる場合に於ても郡長の承認は借入金を爲すの法律上の要件に非ず

(四年一〇號、四年七月九日行政一判決、法律新聞一〇四二號三三九頁)

【一時借入金の利子と翌年度の豫算計上】 一時借入金の利子を借入金年度内に支拂はさりし場合には翌年度の豫算に計上するも違法に非ず

(四年一〇號、四年七月九日行政一判決、法律新聞一〇四二號三三九頁)

【村の借入金と利子の豫算計上】 村の収入を調節するの必要に基き適法に爲したるものと認むべき一時借入金の利子は當然村の負擔たるべき者とす從て之を豫算に計上し村税として賦課したるは違法と云ふことを得ず (四年一〇號、四年七月九日行政一判決、法律新聞一〇四二號三三九頁)

【第二十四條】 町村の一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中町村ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ財産又ハ營造物ニ關シテ必要スル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ノ屬スル町村ノ一部ノ負擔トス
前二項ノ場合ニ於テハ町村ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ

【山林の入會權確認の訴】 山林の入會權確認を求むる訴に應訴するは其の山林管理の爲に必要な行爲にして之に要する費用は町村制第二十四條に所謂村の一部が有する財産に關し特に要する費用なりと謂はざるへからず故に之を該山林の屬する廣岡區及萬願寺區の負擔としたるは相當にして本件村税の賦課は適法なり

(三年一四八號、四年三月二四日行政一判決、法律新聞一〇〇八號二八五頁)

【第二十九條】 町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ

設ケルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合内各町村ノ町村會又ハ町村吏員ノ職務ニ屬スル事項ナキニ至リタルトキハ其ノ町村會又ハ町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス

町村ハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ全部ヲ共同處理スル爲町村組合ヲ設ケルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合内各町村ノ町村會及町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ前二項ノ町村組合ヲ設ケルコトヲ得
町村組合ハ法人トス

【數町村の町村長か収入役の發したる一通の徵稅令書又は納稅領收證に連署して之を發したる行爲と共同處理】 數町村の町村長か収入役の發したる一通の徵稅令書又は納稅の領收證書に連署して之を發するも各町村税を分別記載し町村長又は収入役各記名捺印する以上は各町村は各別に其の事務を處理せるものにして共同處理と云ふを得ず

(四年五〇號、四年六月一六日行政一判決、法律新聞一〇三五號三二三頁)

【町村事務の共同處理】 現行町村制第二十九條第二項に「事務の全部を共同處理す」とあるは單に行政機關の職務權限に屬する事項のみならず議決機關の職務權限に屬する事項をも總て組合の機關をして共同處理せしむることを謂ふものとす

(四年一五號、四年七月七日行政一判決、法律新聞一〇四八號三四五頁)

【町村組合】 舊町村制第十六條の規定は勿論現行町村制第二十九條の規定も組合規約を以て町村制上行政機關の職務權限に屬する事項は總て組合の行政機關をして共同處理せしめ而も町

村制上議決機關の職務権限に屬する事項は其の一部を組合の議決機關をして議決せしめ他の一部を各村の議決機關をして議決せしむることと爲すを妨ぐるものに非ず從て斯の如き組合規約を設けたる組合は町村制第二百二十九條第二項の全部事務組合に非ずして同條第一項の一部事務組合に屬するものなりとす
(四年一五號、四年七月七日行政一判決、法律新聞一〇四八號三四五頁)

第三百三十八條 本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外町村ノ監督ニ開スル郡長ノ處分ニ不服アル町村ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

【不成立の決定を補充する目的を以て爲したる決定の効力】 不成立の決定を補充する目的を以て更に決定を爲すも其の効力は決定書を交付したる日より發生し既往に溯りて不成立なる決定の効力を發生せしむることを得ざるを以て不成立なる決定に對して爲したる訴願及之を受理して爲したる裁決は之を違法にあらすと謂ふことを得ず
(四年一七二號、四年三月三〇日行政二判決、法律新聞一〇〇九號二九一頁)

第四百十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

【村會の決定と訴願】 町村制第四百十號第五項に依れば異議の決定は文書を以て之を爲し其の理由を附し之を申立人に交付すべきものにして異議の決定は文書を以て之を爲すことを其の成立の要件と爲すの法意なるを以て異議申立に對する決定書を議決せざる村會の決定は法定の成立要件を欠缺し全然其の成立を認むることを得ず從て之に對して爲したる訴願及之に對する裁決は共に違法なり
(三年一七二號、四年三月三〇日行政二判決、法律新聞一〇〇九號二九一頁)

第四百十七條 左ニ掲グル事件ハ郡長ノ許可ヲ受ケヘシ

- 一 基本財産ノ管理及處分ニ關スル事
- 二 特別基本財産及積立金穀等ノ管理及處分ニ關スル事
- 三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更又ハ廢止スル事
- 四 寄附又ハ補助ヲ爲ス事
- 五 不動産ノ管理及處分ニ關スル事
- 六 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スル事
- 七 第二百二條第一項第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムル事
- 八 第四百四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲ス事
- 九 第二百五條ノ準率ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スル事

(參照) **第二百二條** 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

町村ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ町村稅ヲ納ムル義務ア

ル者ニ負擔セシムルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ又同シ

數人又ハ町村ノ一部ヲ利スル財産ニ付テハ前三項ノ例ニ依ル

第四百四條 數人又ハ町村ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ町村ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人
若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第四百五條 夫役又ハ現品ハ直接町村稅ヲ準率ト爲シ直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テハ直接國稅ヲ準
率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第四百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス

【町村基本財産の管理處分と郡長の許可】 町村基本財産の管理及處分に付テ郡長の許可を必要
とせるは不確實なる管理方法及不適當なる處分を爲すことなからしめ以テ町村財務の基礎を鞏固
ならしむるの趣旨に基くものとす而して財産の賣却は其處分なるか故に基本財産を賣却すヘキや
否やの點に付テは町村制第四百四十七條の許可を要すること明かなりと雖も賣却に付テの許可あり
たる以上は其賣却の方法として競争入札に付するや將た隨意契約に依るヘキかは處分行爲其もの
にあらすして其手續たるに過ぎざるか故に此點に付テ上叙の許可を要するものにあらず唯同制第
九十四條の規定を遵守するを以て足るものとす（三年二月二日法曹會決議、法曹記事二五卷七號）

秩祿處分に關する諸法規

家祿賞典錄處分法

第一條 明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後家祿賞典錄ヲ有シタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治
九年八月太政官第百八號布告及同年十二月太政官第百五十二號布告施行ノ際其祿高ニ對スル全部ノ給與
ヲ受ケサル者若クハ相當ノ給與ニ不足アル者明治四年七月二十四日祿高ニ關スル太政官布告ニ依リ調査
シタル以後ノ祿高及其調査以前ニ係ル藩制施行以後ノ祿高ニ錯誤アルトキハ本法施行ノ日ニ於テ其本人
又ハ其ノ家名承繼人ニ限リ給與未濟額ヲ明治九年八月太政官第百八號第一條及同年十二月太政官第百五
十二號布告ノ率ニ依リ換算シ其ノ元金額ヲ祿高整理ノ爲メ發行スル公債證書ヲ以テ給與ス但常事犯ノ爲
メ沒祿若クハ減祿セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

（參照） 明治三年九月十日布告

藩制

一 藩分爲三物成拾五萬石以上ヲ大藩トシ五萬石以上ヲ中藩トシ五萬石未滿ヲ小藩トス

一 石高ハ草高ヲ不稱物成ヲ以テ可稱事

一 但維稅金石八兩立ニテ本石高ニ可結込事

一 藩廳

知事

大參事 不過二人

權大參事 有無其便宜ニ從フ

秩祿處分に關する諸法規 家祿賞典錄處分法

少參事 不過五人
權少參事 有無其便宜ニ從フ小藩ハ之ヲ置カス
以上掌見職員令

大 屬
權大屬
少 屬
權少屬

史 生

以上分課專屬スルトコロアルヘシ譬ヘハ會計、軍事、刑法、學校、監察ノ類ノ如シ
右官員ノ多寡大中小藩ニ從テ可爲適宜事

廳 掌

支 部

一 藩 高

譬ヘハ現米拾萬石内壹萬石知事家祿殘九萬石

但公解諸員常額追テ可被相定候得共當分左ノ通

内九千石海陸軍資

但其半ヲ海軍資トシテ官ニ納メ半ヲ陸軍資ニ可充事

殘八萬千石

但公解入費士卒祿ニ充ツ可シ尤精々節減シ有餘ヲ以テ軍用ニ可蓄置様可心掛事

一 官祿藩々ノ適宜ニ可任事

一 功アリテ祿ヲ増シ罪アリテ祿ヲ褫キ及一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請フ可シ一時ノ賞並流以下ノ刑ハ收
祿シテ年末ニ可差出事

一 士族卒ノ外別ニ級アル可カラサル事

一 正權大參事ノ内一人在京集議院開院ノ節可爲議員事

但半年交代可致尤公儀人稱呼廢止ノ事

一 公用人ノ稱呼ヲ廢シ其事務ノ大小ニ依リ參事或ハ屬等ニテ用辨ヲ爲サシム可キ事

一 知事朝集三年一度年々四季ニ分チ滯京三ヶ月タル可キ事

但國家重大ノ事件ニヨリ朝集ハ此限ニ在ラス

一 歳入歳出年々十月ヨリ九月マテテ限リ分界ヲ立別紙雛形ノ通明細書ヲ以テ年末ニ可差出事

(雛形略)

一 從前藩債ハ一般ノ石高ニ關スル事ニ付其支消之法ハ藩債ノ總額ニヨリ支消年限ノ目途ヲ立知事家
祿士卒祿其他公廓入費等ヨリ分賦シテ可償却事

一 從來藩造ノ紙幣向後引換濟目的ヲ可相立事

明治九年八月五日太政官第百八號布告

金祿公債證書發行條例

第一條 華士族及ヒ平民トモ各自ノ學祿賞典祿給與ノ制限ヲ改メ一時ニ之ヲ下渡スコトト爲シ以テ公債

證書ヲ附スヘシ

一 永世祿ノ者ヘハ

金祿元高(實典祿アル者ハ家祿)

年限

秩祿處分に關する諸法規 家祿賞典祿處分法

秩祿處分に關する諸法規 家祿賞典祿處分法

七萬圓以上	五ヶ年分
七萬圓未滿六萬圓以上	五ヶ年分
六萬圓未滿五萬圓以上	五ヶ年二分五厘分
五萬圓未滿四萬圓以上	五ヶ年半分
四萬圓未滿三萬圓以上	五ヶ年七分五厘分
三萬圓未滿二萬圓以上	六ヶ年分
二萬圓未滿一萬圓以上	六ヶ年二分五厘分
一萬圓未滿七千五百圓以上	六ヶ年七分五厘分
七千五百圓未滿五千圓以上	七ヶ年分
五千圓未滿二千五百圓以上	七ヶ年二分五厘分
二千五百圓未滿千圓以上	七ヶ年半分
右一ヶ年五分ノ利子ヲ給ス	
千圓未滿九百圓以上	七ヶ年七分五厘分
九百圓未滿八百圓以上	八ヶ年分
八百圓未滿七百圓以上	八ヶ年二分五厘分
七百圓未滿六百圓以上	八ヶ年半分
六百圓未滿五百圓以上	八ヶ年七分五厘分
五百圓未滿四百五十圓以上	九ヶ年分
四百五十圓未滿四百圓以上	九ヶ年二分五厘分
四百圓未滿三百五十圓以上	九ヶ年半分

三百五十圓未滿三百圓以上	九ヶ年七分五厘分
三百圓未滿二百五十圓以上	十ヶ年分
二百五十圓未滿二百圓以上	十ヶ年二分五厘分
二百圓未滿百五十圓以上	十ヶ年半分
百五十圓未滿百圓以上	十一ヶ年分
右一ヶ年六分ノ利子ヲ給ス	
百圓未滿七十五圓以上	十一ヶ年半分
七十五圓未滿五十圓以上	十二年分
五十圓未滿四十圓以上	十二ヶ年半分
四十圓未滿三十圓以上	十三年分
三十圓未滿二十五圓以上	十三ヶ年半分
二十五圓未滿	十四ヶ年分
右一ヶ年七分ノ利子ヲ給ス	
一 終身祿ノ者ヘハ	
右永世年限十分ノ五ヲ給ス	
但利子ハ永世祿ノ割合ト同シ	
一 年限祿ノ者ヘハ	
十年以上ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ四ヲ給ス	
十年以上八年未滿ノ者ヘハ右永世祿十分ノ三五ヲ給ス	
八年未滿六年迄ノ者ヘハ右永世祿十分ノ三ヲ給ス	

秩祿處分に關する諸法規 家祿賞典祿處分法

秩祿處分に關する諸法規 家祿賞典祿處分法

六年未滿四年迄ノ者ハ右永世祿十分ノ二五ヲ給ス
四年未滿三年迄ノ者ハ右永世祿十分ノ二ヲ給ス
二年ノ者ハ右永世祿十分ノ一五ヲ給ス
但利子ハ永世祿ノ割合ト同シ

第二條 此公債證書ノ利子下渡ハ明治十年分ハ十一月翌年五月ニ相渡シ以後之ニ準シ年々兩度ニ下渡ス
コトトス

第三條 家祿賞典祿元高ヲ附與スル年限ニ依リテ利子ノ差異ヲ生スルトキ元高ニ向テ公債證書ヲ付與ス
ル制限左ノ如シ譬ヘハ

- 一金壹萬圓 家祿賞典祿合高
- 此六ヶ年半分金六萬五千圓此公債證書ノ利子一ヶ年五分金三千二百五十圓ト成ル
- 一金九千九百圓 家祿賞典祿合高
- 此六ヶ年七分五厘分金六萬六千八百二十五圓此公債證書ノ利子一ヶ年五分金三千三百四十一圓二十五

錢ト成ル
右比較九千九百圓ノ方利子九拾壹圓二十五錢ノ過ト爲ル然ル時ハ壹萬圓ノ利子金額ニ超過セサルヲ以
テ制限ト爲ス故ニ九拾壹圓二十五錢ヲ引去リ利子三千二百五十圓ニ適當スル公債證書ヲ下渡ヲ以テ規則
トス其他右ニ類似ノ件ハ皆之ニ準ス

第四條 此公債證書ハ利子ノ差ニ依リ區別アリト云フモ其發行スル種類ハ左ノ如シ
五圓 十圓 二十五圓 五十圓 百圓 三百圓 五百圓 千圓 五千圓

第五條 前條公債證書ヲ附與スルトキニ當リテ公債證書ニ未滿ノ端金ハ都テ通貨ニテ相渡スヘシ
第六條 此公債證書ノ元金ハ五ヶ年間之ヲ据置キ六ヶ年目ヨリ大藏省ノ都合ニ因リ毎年抽籤ノ方法ヲ以

テ之ヲ消却シ都合三十ヶ年間ニ悉皆之ヲ消却スヘシ
第七條 此公債證書發行ニ附テノ順序其外トモ此條例ノ事件ハ都テ新舊公債證書發行條例ノ通りタルコ
トト心得ヘシ

明治九年十二月十一日第五百五十二號布告
家祿賞典祿改正ノ儀ハ本年八月第八號ヲ以テ布告候處右ノ内舊藩廳ニ於テ祿券賣買差許有之從來現場
賣買致タル家祿ノ向ニ限リ其高ノ多寡ニ不拘總テ十ヶ年分ノ金高公債證書ヲ以テ一時ニ下賜來明治十年
ヨリ年一割ノ利息下渡候條右元金消却利金下渡シ方等ノ儀ハ金祿公債證書發行條例ノ通可相心得此旨布
告候事

明治四年七月二十四日布告
今般各藩被廢候ニ付テハ大藏省官員出張會計向夫々精密取調可相成候ハ共差向キ從來ノ藩債ヲ始メ別紙
雛形ノ條々迅速取調往復日數ノ外十五日限リ大藏省ヘ可差出尤尋問即答相成候者持參可致事
(別紙)

表紙

- 士族卒祿高取調帳
- 元高何萬石
- 此限米何萬石
- 扶持方何人扶持
- 合改正高 限米何萬石扶持方何人扶持
- 内
- 元高 何千石

秩祿處分に關する諸法規 家祿賞典祿處分法

此限米何十何石
扶持方何人扶持

士族卒 何 〃 某

改正高 限米何十何石扶持方何人扶持
御一新後改正不致藩ハ改正高ト認ニ不及事

元高何百石

此限米何石

扶持何人扶持

同 現米何石扶持方何人扶持

元高何石

此限米何石

扶持方何人扶持

同 限米何石扶持方何人扶持

右ノ通候也

年 支 月

士族卒 何 〃 某

何 縣

(藩債取調帳其他ノ書式略)

【舊篠山藩と勸績】 明治三年十一月篠山藩藩典に「是迄父子兄弟等相承一家奉公十年以上之向は従前之通」とあるは文字兄弟等相承け二代以上を重たると否とに拘らす廣く勸績十個年以上に及ぶ者は尙従前の通据置くの趣旨なりと解するを相當す

(明治四年四六五號、三年一月二八日行政一判決、法律新聞九八八號二四五頁)

【舊唐津藩と郷足輕の給田】 唐津藩に於て郷足輕に對し給田の制度を廢し現米十八俵又は十五

俵宛給與することに定め唐津縣に於て之を實施したるは立藩中に於ける最後の制度として正當にして増祿を爲したるものと云ふを得す故に其の後に至り之を削減したるは不當なり

(明治四年六五四號、三年一月二五日行政一判決、法律新聞九八九號二五一頁)

【舊名古屋藩と賞典祿】 名古屋藩主か其の士卒に分與せし賞典祿は唱高にして現石に非ず其の現米換算率は二分五厘なりとす代數を限り又は終身若は年限を以て舊藩主か士卒に分與せし賞典祿に關する奉還資金の分與其の他の適宜處分は舊藩主と有祿者との間の關係に止まり其の給與に不足あるも政府に對し不足請求の權利なきものとす

(明治四年四五二號、大正四年三月二六日行政判決、法律新聞一〇一〇號二九五頁)

【藩主と家祿の削減】 立藩中藩主か其の士卒の家祿を削減したる場合に於て其の改定祿高に相當する公債證書付與せられたるときは其給與に不足ありと云ふことを得す

(明治四年三二九號、四年六月一日行政一判決、法律新聞一〇三五號三二四頁)

【卒と一代限終身祿】 藩政當時卒は通常一代限召抱へられたるものなるか故に其の家祿は反證なき限終身祿なりと認むるを相當とす

(明治四年五四一號、大正四年六月一日行政一判決、法律新聞一〇三六號三二七頁)

【卒と歸農】 明治三年十一月佐野藩達の文詞は卒一同に對し歸農を命したるか如くなるも同藩に於ては卒全部を歸農せしめたるのに非ずして其の一部は卒として之を差置きたるものとす

(明治四年五四一號、大正四年六月一日行政一判決、法律新聞一〇三六號三二七頁)

【佐野藩に於ける卒の歸農處分】 佐野藩に於て明治三年十一月卒に歸農を命したるは藩吏の錯誤處分に非ざるものとす

【福岡藩の番給と家祿】 (明治四二年五四一號、大正四年六月一日行政判決、法律新聞一〇三六號三二七頁) 福岡藩の番給は家祿に非ず

【福岡藩の卒と家祿】 (明治四二年一六條、大正四年六月四日行政一判決、法律新聞一〇三六號三二五頁) 福岡藩の卒にして祿高帳に元高の記載ある者の家祿は祿高帳記載の改正高現米より番給を控除したる殘額を三十三分の二十七、三九にて除したる商に相當す

【福岡藩の祿制】 (明治四二年一六號、大正四年六月四日行政一判決、法律新聞一〇三六號三二五頁) 福岡藩の祿制は明治三年草高百石に付三十三石と爲したるものを以て最後の制度と認むるを相當とす

【秋田藩と改正の祿制たる御條目の藏出高】 (明治四二年一六號、大正四年六月四日行政一判決、法律新聞一〇三六號三二五頁) 秋田藩に於ける明治二年十二月の改正祿制たる御條目の藏出高とは唱高にして其の現米は同藩に於て舊來行はれたる當高の法即家祿高に對する六分五厘一毛二絲の率に依り算出すべきものとす

(明治四十二年四〇八號、大正四年六月十四日行政一判決、法律新聞一〇三七號三三〇頁)及(明治四二年四五四號、大正四年六月一日行政一判決、法律新聞一〇四〇號三三五頁)

【家祿奉還と官山拂下】 (明治四二年四〇八號、大正四年六月一日行政一判決、法律新聞一〇三七號三三〇頁) 官山の拂下を受くることを期待して家祿を奉還するも其の奉還か任意に出てたる以上は官山の拂下か許可せられざるの故を以て奉還の無効を主張することを得ず

【久留米藩と山筒之の者の家祿】 (明治四二年四〇八號、大正四年六月一日行政一判決、法律新聞一〇三七號三三〇頁) 久留米藩の山筒之の者は藩の卒として家祿を有したる者に非ず (明治四二年二八八號、二九〇號、大正四年七月二日行政一判決、法律新聞一〇四〇號三三六頁)

【尼ヶ崎藩の御家中並並知行高と藩士】 (明治四二年四〇八號、大正四年六月十四日行政一判決、法律新聞一〇三七號三三〇頁) 尼ヶ崎藩の御家中並は藩士に非ず從て其の受けたる給與は藩士として受けたる家祿に非ず又單に知行高を有したりとの事實に依りては藩士なりと云ふことを得ず (明治四二年三三三號、大正四年七月二日行政一判決、法律新聞一〇四二號三四一頁)

【祿米給與と不足額給與出願】 (明治三十年法律第五十號は明治九年八月太政官第百八號布告及同年十二月太政官第百五十二號布告施行の際同法第一條に掲ぐる錯誤の結果として祿高相當の公債證書の給與を受けざりしこと又は明治六年十二月太政官第四百二十五號布告に據り處分を受けたる際祿高相當の現金及公債證書の給與を受けざりしことを事由とする給與の出願を爲すことを許したるに止り祿米給與の不足額に付給與の出願を爲すことをも許したるものに非ず (明治四二年三三四號、大正四年三月一二日行政三判決、法律新聞一〇〇三號二七一頁)

【久留米藩と浪人格の扶持米并部屋住と扶持米】 (明治四二年三三四號、大正四年三月一二日行政三判決、法律新聞一〇〇三號二七一頁) 久留米藩の浪人格なる者が受けたる扶持米又は合力米は藩士として受けたる家祿と云ふことを得ず部屋住の身分を以て受けたる扶持米にして反證なきものは之を家祿に非すと認定す

【一代祿と家督相續】 (明治四二年二三三號、大正四年三月一九日行政一判決、法律新聞一〇〇八號一八六頁) 家督相續の際先代の有せる家祿中一代祿に屬する分を給與せざりしは錯誤の處分と云ふことを得ず

【舊犬山藩士卒給祿に關する改革】 (明治四二年四〇六號、大正四年三月二四日行政一判決、法律新聞一〇一〇號二九六頁) 犬山藩より辛未六月三日附を以て辨官に屈出たる士卒給祿に關する改革は同藩祿制の改正祿高の削減にして而も右改革は立藩中實施せられたるものと認むるを相當とす

【水戸藩と祿制改定】 (明治四二年六六九號、六七〇號、四年一月二九日行政一判決、法律新聞九九六號二五七頁) 水戸藩に於ては明治三年祿制の改定ありたるものと認む

【立藩中藩廳の決定に係るものを廢藩置縣後舊藩の大參事が實行したる處分の效力】 (明治四二年二二一號、大正四年二月二二日行政三判決、法律新聞九九九號二六四頁) 立藩中藩廳の決定に係るものを廢藩置縣後舊藩の大參事に於て實行したるは明治四年七月十四日の御沙汰及同月十九日の御沙汰に依りたる者にして違法に非ず舊藩の大參事が前記の事務を處理するに方り藩廳の名義を用ゐたればとて違法なりと爲すへきに非ず

【廢藩置縣後實行したる處分の效力】 (明治四二年四二三號、大正四年二月一七日行政三判決、法律新聞九九九號二六三頁) 立藩中藩廳の決定に係るものを廢藩置縣後實行したる處分は廢藩置縣後實行したる處分なることの故を以ては違法處分なりと爲すへきに非ず

【廢藩置縣と藩廳の處分】 (明治四二年四二三號、大正四年二月十七日行政三判決、法律新聞九九九號二六三頁) 廢藩置縣と藩廳の處分は明治四年七月十四日以後の藩廳の處分なることの故を以ては違法處分なりと爲すへきに非ず (明治四二年四二三號、大正四年二月十七日行政三判決、法律新聞九九九號二六三頁)

【舊桑名藩最後祿制と一俵の升量】 (明治四二年五四六號、大正四年五月二九日行政二判決、法律新聞一〇二五號三一三頁) 舊桑名藩最後の祿制に於ける一俵は四斗三升立なりとす

【永世祿と終身祿の差額換算】 (明治四二年五四六號、大正四年五月二九日行政二判決、法律新聞一〇二五號三一三頁) 永世祿を有したるに拘らず終身祿として之に相當する奉還資金を受けたる者に對する給與金額は明治六年太政官第四百二十六號達第一條永世祿六ヶ年分と終身祿四ヶ年分との差額即奉還元高二ヶ年分の明治八年太政官第三百三十八號布告の石代相場に據り換算したる金額たるべきものとす

【舊弘前藩と卒族】 (明治四二年一八八號、一八八九、大正四年五月十四日行政一判決、法律新聞一〇一六號三〇五頁) 弘前藩に於ては同藩士族卒族高取調帳所載以外に卒族たる身分を有せし者の存在したる事實を認め難く又後年士族に編入せられたる事實を以て立藩中又は其の以後に於て卒族たる身分を有したりとの證據と爲すに足らず

【任意家祿奉還と救濟】 (明治四二年一五〇號、五五三號、七一〇號、大正四年四月二八日行政一判決、法律新聞一〇一三號三〇〇頁) 明治四年十二月二日十布告前任意家祿を奉還して農商に歸したる士族卒に對し祿高五箇年分を下賜するは當時の制規なりとす此の制規に依り處分せられたる者は家祿賞典祿處分法に依り救濟を受くへき限に在らざる者とす

【藩卒逃亡に因る收祿と救濟】 (明治四三年一四號、大正四年九月一四日行政一判決、法律新聞一〇五二號三五二頁) 舊藩卒にして明治六年八月逃亡し五十日以内に復歸せざりしか爲明治四年五月二十八日太政官布告に依り收祿せられたる者は明治三十年法律第五十號に依り救濟を求むるの權利なきものとす

【國事犯に因る收祿と家祿賞典祿處分法】 (明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第一條規定の要旨は明治三年九月十日藩制施行以後の有祿者か金祿公債處分の當時迄引續き家祿を享有すへき資格を具ふるに拘らず違法に沒祿又は減祿せられたる等祿高に關する錯誤に因りて金祿公債處分に際し全然給與を受けず又は相當額の給與に不足ありし者を救濟するに在り故に原告等の如く藩制施行以後家祿を有したるも金祿公債條例施行前國事犯に因り除族沒祿せられ金祿公債の給

與を受くべき資格なきに至りたる者は同法に依り救済を受くべき限に在らざるものとす原告は國事犯に因る没祿は明治二十七年法律第二十號に依り復祿したる者なるを以て明治三十年法律第五十號に依り救済を受くべきものなりと主張すれども明治二十七年法律第二十號は國事犯に因る没祿者に對し特に一時金を給與するの趣旨なること其の規定上明なり而して其の給與額の計算を金祿公債條例に則りたるは是れ唯金祿公債處分を受けたる者との權衡を失せざらしめんか爲に過ぎずして固より該法に依り國事犯没祿者をして没祿の當時に遡りて祿を復し恰も全然没祿のことなかりし者と同一視せむとするの法意には非ず

【平戸藩と一世祿】 (明治四二年五五〇號、四年九月一四日行政一判決、法律新聞一〇五二號三四九頁) 舊平戸藩の卒にして家祿を有したる者の家祿は一世祿なりと認めざるへかりす (明治四三年四三號、大正四年九月二一日行政三判決、法律新聞一〇五三號三五三頁)

【平戸藩と家祿】 舊平戸藩士卒祿高調帳中卒祿改正高の座に六合五勺一人扶持と記載し「此分家祿外に付廢止の義壬申十一月二十日届出に付除く」の朱書記載あり而して其朱書記載か誤謬なることに付信憑するに足るべきは立證なきを以て該扶持を當該卒の家祿なりと認むるを得ず (明治四三年四三號、大正四年九月二一日行政三判決、法律新聞一〇五三號三五三頁)

【佐賀藩と祿制改廢】 佐賀藩に於ては明治二年十一月八日附藩達に依り草高物成等古來の祿制を廢止し藩達附屬陪割帳下段の部割現支給額計算の基本たる現收納高を以て新に士卒の祿高と爲したるものとす (明治四三年五〇號、大正四年八月三〇日行政一判決、法律新聞一〇五三號三五四頁)

【第二條】 明治六年十二月太政官第四百二十五號布告ニ據り處分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ祿高ニ對スル相當額ノ給與ニ不足アル者ハ其ノ本人及本法施行ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名承繼人タル者ニ限り其ノ給與未濟

額ヲ明治六年十二月太政官第四百二十六號布告第一條ノ率ニ據リ換算シ其ノ元金額ヲ祿高整理ノ爲メ發行スル公債證書ヲ以テ給與ス

【家祿奉還者と給與額】 家祿を奉還したる者か明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法に依り祿高整理公債證書の給與を請求するは明治六年太政官第四百二十五號布告に依る奉還資金の給與を受けざるか又は給與不足となりたる者に限ることは家祿賞典祿處分法第二條及家祿賞典祿處分施行法第一條に依り明瞭にして右太政官第四百二十五號布告に依る相當資金の給與を受けたる者は更に之を明治九年太政官第百八號布告に依る給與額と比較し其の不足額の給與を請求し得べきものに非ざること當裁判所の屢判示したる所なり (明治四二年二一九號、大正四年五月五日行政一判決、法律新聞一〇一七號三〇七頁)

【家祿奉還者と給與額の不足】 家祿奉還者か明治六年太政官第四百二十五號布告に依る相當資金の給與を受けたる以上は其の給與額と明治九年太政官第百八號布告に依る給與額とを比較し其の不足額の給與を請求することを得ず (四二年二〇四號、四年五月五日行政一判決、法律新聞一〇一四號三〇四頁)

【第三條】 第一條及第二條ノ祿高ヲ金額ニ換算スルニハ明治八年九月太政官第百三十八號布告ニ據リ取調ヘタル既定ノ石代相場ニ據ル

【祿高と相當額】 明治三十年法律第五十號第三條に所謂祿高とは祿高に對する全部給與を受けざる者に付ては其の祿高全部を指し祿高に對する相當額の給與に不足ある者に付ては給與未濟の部分指すものと解するを相當とす (明治四二年一八八號、一八九號、大正四年五月十四日行政一判決、法律新聞一〇一六號三〇二頁)

家祿賞典處分法施行法

第一條

家祿又ハ賞典祿ハ左ノ標準ニ據リ之ヲ調査ス

- 一 政府ノ布告布達其ノ他ノ命令ニ因リ定マリタル制度
- 一 明治四年七月十四日前各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度（各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度ニシテ廢藩以後各府縣ニ於テ施行シタルモノトモ）但各藩ニ於テ定メタル制度中他日ノ改正ヲ期シタルモノハ之ヲ問ハス

【明石藩と祿高】 家祿賞典處分法施行法第一條第二號に該當する舊明石藩に於ける家祿の制度は明治二年祿制改正前の制度即ち千石取に在りては元高の三ツ五分即ち百石に付現米三十五石の割合依取及扶持取に在りては元高の全部を藩高と爲す者とす

（明治四二年五八四號、四年九月二二日行政三判決、法律新聞一〇五二號三五二頁）

藩制

- 一 藩分爲三物成拾五萬石以上ヲ大藩トシ五萬石以上ヲ中藩トシ五萬石未滿ヲ小藩トス
- 一 石高ハ草高ヲ不稱物成ヲ以テ可稱事但雜税金石八兩立ニテ本石高ヘ結込事
- 一 藩廳
 - 大參事 不過二人
 - 權大參事 有無其便宜ニ從フ
 - 少參事 不過五人
- 一 知事

權少參事 有無其便宜ニ從フ小藩ハ之ヲ置カス
以上掌見職員令

- 大 屬
- 權大屬
- 少 屬
- 權少屬
- 史 生

以上分課專務スルコトアル可シ譬ヘハ會計、軍事、刑法、學校監察ノ類ノ如シ
右官員ノ多寡大中小藩ニ於テ可爲適宜事

廳 掌

使 部

一 藩 高

譬ヘハ現米十萬石内一萬石知事家祿殘九萬石

但公廢諸費常額追テ可被相定候得共當分左ノ通

内九千石海陸軍資

但其半ヲ海軍資トシテ官ニ納メ半ヲ陸軍資ニ可充事

殘八萬千石

但公廢入費士卒祿ニ充ツヘシ尤精々節減シ有餘ヲ以テ軍用ニ可蓄置様可心掛事

一 官祿藩々ノ適宜ニ任スヘキ事

功アリテ祿ヲ増シ罪アリテ祿ヲ褫キ及ヒ一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請フヘシ一時ノ賞竝流以下ノ刑ハ收

秩祿處分に關する諸法規 藩制

錄シテ年末ニ可差出事

- 一 士族卒ノ外別ニ級アルヘカラサル事
- 一 正權大參事ノ内一人在京集議院開院ノ節可爲議員事
- 一 但半年交代可致尤公議人稱呼廢止ノ事
- 一 公用人ノ稱呼ヲ廢シ其ノ事務ノ大小ニヨリ參事或ハ屬等ニテ用辨ヲ爲サシムヘキ事
- 一 知事朝集三年一度年々四季ニ分チ滯京三ヶ月タルヘキ事
- 一 但國家重大ノ事件ニヨリ朝集ハ此限ニ在ラス
- 一 歳入歳出年々十月ヨリ九月迄ヲ限リ分界ヲ立別紙雜形ノ通明細書ヲ以テ年末ニ可差出事(雜形略)
- 一 従前蓄債ハ一般ノ石高ニ關スル事ニ付其支消ノ法ハ蓄債ノ總額ニヨリ支消年限ノ目途ヲ立テ知事家祿士卒祿其他公解入費等ヨリ分賦シテ可償却事

従來藩造ノ紙幣向後引換濟ノ目的ヲ可相立事

【藩債支消と減祿處分】 藩制施行後置縣前に於ては藩知事藩債支消の爲にすると否とを問はず減祿處分を爲し得へき權限を有したるものとす

(明治四三年四三號、大正四年九月二一日行政三判決、法律新聞一〇五三號三五三頁)

【給祿の剝奪】 明治三年九月藩制第六項は單に犯罪に因リ給祿を剝奪する場合に限り適用せらるものとす (明治四二年六六九號、六七〇號、四年一月二九日行政一判決、法律新聞九九六號二五七頁)

【給祿改革】 明治三年九月藩制は藩知事に對し給祿改革の權限を與へたるものにして藩知事か朝裁を経ず減祿又は廢祿の處分を爲すも何等妨くる所なきものとす (明治四二年六六九號、六七〇號、四年一月二九日行政一判決、法律新聞九九六號二五七頁)

【藩債支消と減祿處分】 明治二年六月二十五日知藩事への達に依り藩主は家祿御定の振合に基

き適宜家臣の給祿を改革すへき旨定められ而して藩制第六項第十二項其の他の條項は之に相抵觸すと認むるを得ざるを以て減祿の目的か藩債支消の爲なると否とを問はず減祿は藩知事の權能として保有せられたるものと解せざるへからす加之藩制四項に各藩財政の標準を示し公廢費士卒祿に充つへき分は精々節約し有餘を以て軍用に蓄置くへしと規定したるより見るも適宜改祿の權限を認めたるものと謂はざるへからす且實際に於ても政府か藩知事の改祿の權能を公認したること

は明治四年七月二十日民政部達に「士族卒従前の祿高昨年今削減の祿高云々」とあり又同年十二月四日大藏省達に「士族卒祿高の儀舊藩適宜を以て宛行置候高を押へ云々」とあるに依り之を證し得し以上の理由に依り藩債支消の目的に出つると否とを問はず藩制施行後に在りても藩知事はへ適宜減祿を爲し得へき權能を有したること明瞭なり

(明治四二年三五七號、大正四年七月二一日行政三判決、法律新聞一〇四五號三四四頁)

祿制

- 一 先般各藩大義名分ノ素壞ヲ正シ海外諸國ノ形勢ヲ察シ以テ其封土ヲ奉還ス依テ大ニ公論ノ衆議ヲ被爲盡
- 一 府藩縣一途ノ政令ニ歸シ天下共ニ綱紀ヲ更張被遊度御主意ニ付更ニ知藩事ニ被任隨テ家祿之制被爲定藩
- 一 藩ニ於テモ維新ノ御政體ニ基キ追々改正可致就テハ中下大夫士以下ノ稱被廢部テ士族及卒ト稱シ祿制被
- 一 相定候爾後各其地方官ニ於テ可爲實屬旨被仰出候條篤ト御主意ヲ奉體シ銘々分チ守リ其職ヲ可盡候事
- 一 但知行所一同上知被仰付總テ廩米ヲ以テ賜候事
- 一 大夫士以下ノ面々今般御定相成候ニ付テハ其家來共三代以上相恩者ハ相當ノ御扶助可被下ニ付姓名並ニ
- 一 従前ノ祿扶持米等取調早可申出事

秩祿處分に關する諸法規 祿制

但舊主ニ於テ扶持致シ候儀ハ可爲勝手事
規則

- 一 祿制二十一等二分チ士族ハ十八等ニ止候事
- 一 但士族ノ元高十三石ニ滿タス率ノ元高八石ニ滿サル者ハ是迄通ノ事
- 一 元祿ハ現今被行候高ヲ以テ稱候事
- 一 舊來同心ノ輩ハ卒ト可稱事
- 一 祿制ハ總テ現石高ヲ可稱事
- 一 祿制當年ハ是迄ノ通來春ヨリ可減事
- 一 祿ハ總テ慶米ニテ賜候間其組頭ニテ取糺シ大藏省へ可申出事
- 一 元祿萬石未滿九千石迄 現米 二百五十石
- 一 同九千石未滿八千石迄 二百二十五石
- 一 同八千石未滿七千石迄 二百石
- 一 同七千石未滿六千石迄 百七十五石
- 一 同六千石未滿五千石迄 百五十石
- 一 同五千石未滿四千石迄 百三十五石
- 一 同四千石未滿三千石迄 百二十石
- 一 同三千石未滿二千石迄 百五十石
- 一 同二千石未滿千五百石迄 九十五石
- 一 同千五百石未滿千石迄 七十五石
- 一 同千石未滿八百石迄 六十五石

- 一 同八百石未滿六百石迄 五十五石
- 一 同六百石未滿四百石迄 四十五石
- 一 同四百石未滿三百石迄 三十五石
- 一 同三百石未滿二百石迄 二十八石
- 一 同二百石未滿百五十石迄 二十二石
- 一 同百五十石未滿百石迄 十六石
- 一 同百石未滿八十石迄 十三石
- 一 同八十石未滿六十石迄 十一石
- 一 同六十石未滿四十石迄 九石
- 一 同四十石未滿三十石迄 八石
- 一 同三十石以下是迄ノ通

但免二五分四捨五入之法ヲ以テ斗ニ切下ケ可申事以上

【秋田藩と御條目の藏出高】 秋田藩に於ける明治二年十二月の改正祿制たる御條目の藏出高とは唱高にして其の現米は同藩に於て舊來行はれたる當高の法即家祿高に對する六分五厘一毛二絲の率に依り算出すべきものとす

明治四年二月四〇九號、五八八號、大正四年六月一四日行政一判決、法律新聞一〇三三號三一九頁）
【舊中村藩と祿制改正】 中村藩に於ては明治三年祿制を改正したるものとす

（明治四年二月六〇一號、大正四年三月二四日行政一判決、法律新聞一〇〇六號二七七頁）
【祿制と給祿の減額】 明治三年十二月十日太政官第九百號布告祿制は該布告の前文竝祿制の本
文及但書の規定より見て元祿現米十二石以上のものを改定減祿するの趣旨なりと解すべく從て祿

秩祿處分に關する諸法規 明治四年五月二十八日太政官布告
明治五年太政官布告第二十九號

九二八

制の規定を適用し給祿の減額を來たすは當然なりとす

【舊德島藩原士と家祿】 德島藩原士の家祿は同藩明治三年十二月の郷土原士等外士族に對する祿制に依り改定せられたるものとす
(明治四二年三三七號、大正四年三月一五日行政一判決、法律新聞一〇〇三號二七二頁)

明治四年五月二十八日太政官布告

是迄華族士族卒等脱籍逃亡シ本貫ニ復歸候者歳月ノ多少ヲ不問律ノ閏刑ニ處シ原祿ヲ給シ候處自今逃亡後收祿ノ日限被定候條各所管ニ於テ左ノ例ヲ照準シテ所置可致事
逃亡後五十日以内ニ歸ル者ハ律ノ如ク處シ五十日以外ニ及ンテ歸ラサルハ祿ヲ收メ家屬ヲ民籍ニ編入シ置キ本犯復歸スレハ庶人ニ下スニ止ム
右ノ通ニ候條此旨相達候事

【明治四年太政官布告に所謂逃亡の意義】 明治四年五月二十八日太政官布告に所謂逃亡とは貫屬地より逃亡するの意義にして脱藩に限る者に非ず
(明治四二年四九三號、大正四年八月三〇日行政一判決、法律新聞一〇三八號三三三頁)

明治五年太政官布告第二十九號

各府縣貫屬卒之内從前番代ノ節地替等ノ稱ヲ以テ其俸等ハ祿高ヲ給與シ自然世襲ノ姿ニ相成居候分ハ自今士族ニ可被仰付候條調書ヲ以テ大藏省ヘ可伺出尤家祿ノ儀ハ從前ノ通可相心得候事
但新規一代限抱ノ輩ハ平民ニ復籍セシメ給祿ハ是迄ノ通可遣事

【卒の家祿と永世祿】 明治五年第二十九號布告は卒にして事實二代以上を重ねたる者に適用せらるるものなるも父子相續き家祿を繼承せしむるの趣旨を以て召抱へられたる者は假令譜代の名稱を有せざるも譜代の實ある者なるに依り其の家祿は永世祿と認むべきものとす
(明治四二年一八八號、一八九號、三年一二月二五日行政一判決、法律新聞九八九號二四八頁)

【一代抱の卒と民籍編入】 明治五年正月二十九日第二十九號布告發布前に於て一代抱の卒なること明白なるものに對し該布告に依り民籍に編入し給米終身給與の辭令を交付したるは同布告當然の適用にして錯誤に非ず
(明治四二年五九二號、大正四年一月二九日行政三判決、法律新聞一〇〇三號二七二頁)

明治五年太政官布告第四十六號

各府縣貫屬ノ内舊藩中適宜ヲ以テ士族卒俸並ニ二三男隱居等へ給祿或ハ終身扶持遣シ置候分モ有之候處當申年ヨリ總テ被廢止候事
但シ從來差遣シ置候分ハ高姓名書早々大藏省ヘ可差出候事

【舊久留米藩の足輕呼出と卒】 舊久留米藩の足輕呼出は卒見習又は卒候補者にして卒に非ず故に卒の俸二三男にして足輕呼出たりし者の給祿を明治五年第四十六號布告に基き廢止したるは相當なり
(明治四二年二八六號、三年一二月二五日行政一判決、法律新聞九九〇號二五三頁)

【給祿と家族】 家族たる者の受けたる給祿は明治五年第四十六號布告に依り廢止せられたるものとす
(明治四二年四九二號、大正四年三月三一日行政三判決、法律新聞一〇一三號二九七頁)

秩祿の處分に關する諸法規 明治五年太政官布告第二百二十六號 九三〇
明治三年正月二十日御沙汰

明治五年太政官布告第二百二十六號

舊藩債ノ議ハ一藩ノ石高二關スル事ニ付キ支消年限目途相立舊知事華士族卒家族ノ内ヘモ分賦償却可致旨
庚午九中相達置候處負債ノ儀ハ悉ク大藏省ヘ引受處分ヲ致且公解費ノ儀モ一定ノ規則相立候ニ付テハ負債
支消或ハ公解費等ノ内ヘ是迄家祿ヲ以テ差出候分自今總テ差免候事

【舊債支消と免除】 明治五年第二百二十六號布告は該布告前藩債支消の爲家祿の内より差出し來りたる分を免除する趣旨に過ぎず

(明治四三年四三號、大正四年九月二一日行政三判決、法律新聞一〇六三號三五三頁)

【祿制改定と祿高の削減】 祿制を改定し祿高を削減したる場合に於ては縱令其の目的單に藩債償却に在りたりとするも其削減額は明治五年第二百二十六號布告に所謂「家祿を以て差出來候分」に該當せず從て士卒の家祿は該布告に依り祿制改定前の祿高に復舊せられべきもの非ず

(明治四二年六六九號、六七〇號、四年一月二九日行政一刑決、法律新聞九九六號二五七頁)

【藩債支消と減祿】 明治五年第二百二十六號布告は該布告發布前藩債支消の爲家祿の内より差出し來りたる分を免除する趣旨に過ぎず

(明治四二年三五七號、大正四年七月二一日行政三判決、法律新聞一〇四五號三四四頁)

明治三年正月二十日御沙汰

刑法新律追テ被仰出候ヘ共差當リ財產沒籍ノ法被爲停度思食ニ付各地方官ニ於テモ御趣意ヲ奉體可致旨御沙汰候事

【刑罰財產沒籍】 明治三年正月二十日御沙汰に「刑法新律追テ被仰出候ヘ共差當リ財產沒籍の法被爲停度思食に付各地方官に於ても御趣意を奉體可致旨御沙汰候事」とあるは刑罰として財產沒籍を行ふ場合に關するものとす

(明治四二年六六九號、六七〇號、四年一月二九日行政一刑決、法律新聞九九六號二五七頁)

明治四年九月晦日布告

元各藩ニ於テ管下ノ百姓町人共ヘ帶刀差許或ハ扶持米遺シ諸役免等申除付置候分一切禁止候事

但御一新後軍功有之方又ハ従前ノ分タリトモ一時廢止難成見込ノ分ハ巨細取調ヘ大藏省ヘ可伺出事

【町人と扶持米】 明治四年九月晦日布告但書に依り大藏省に伺出つると否とは縣官の見込に依るべきものにして其伺出に對し爾後繼續して町人に扶持米を支給せしむると否とは政府の自由裁量に屬するものと認めざるへからず

(明治四三年四三號、大正四年九月二一日行政二判決、法律新聞一〇五三號三九三頁)

明治五年太政官布告第二百二十一號

各府縣實屬ノ内改正祿高ノ外ニ舊藩ノ適宜ヲ以テ救助或ハ手當等種々ノ名目ヲ以テ祿扶持差遣候向モ有之處右等ハ年限ノ有無ニ不拘當年分ヨリ總テ可相廢事

但從來差遣來候高姓名書早々大藏省ヘ可差出事

【卒祿改正高と扶助】 祿高調帳中卒祿改正高の外に一石九斗二升扶助と記載しある其扶助は明治五年第四百二十一號布告に依り明治五年分より廢止せられたるものと認めざるへからず

秩祿の處分に關する諸法規 明治四年九月晦日布告
明治五年太政官布告第二百二十一號

秩祿の處分に關する諸法規 明治九年太政官布告第二百二十三號 九三二
金祿公債證書發行條例

(明治四三年四三號、大正四年九月二日行政三判決、法律新聞一〇五三號三五三頁)

明治九年太政官布告第二百二十三號

明治六年二月第三十五號ヲ以テ舊藩々貫屬祿高引直シ願ノ儀同年三月三十一日限り可申出右期限後ハ一切採用不致旨布告候處爾後祿高二關シ續々願出候向モ有之候得共本年八月第八號布告ヲ以テ祿制改定候ニ付總テ現今ノ處置ヲ以テ限度トシ如何様ノ事實有之候共一切採用不致候條此旨更ニ布告候事

(參照) 明治六年二月第三十五號布告 府縣へ

舊藩藩貫祿高人員帳ノ内舊官員調達ノ趣ヲ以テ當今ニ至リ屢々引直方申出或ハ卒ノ者士民へ編籍方今以不申出向モ有之祿高調方ニ差支不都合ノ次第ニ付右様ノ類ハ都テ來ル三月三十一日限大藏省へ可申出期限後ハ一切採用不致候條民籍編入ノ義ト可相心得事

但舊神官編籍方ノ儀モ本文同様可相心得事

【家祿奉還者と金祿公債證書】 明治九年太政官第一百二十三條布告は明治六年太政官第四百二十五號布告第四百二十六號達を改廢して金祿公債證書の給與は明治九年太政官第八號布告に準據すへきことを定めたるものに非ず

(明治四二年二〇四號、四年五月五日行政一判決、法律新聞一〇一四號三〇四頁)

金祿公債證書發行條例

第一條 華士族及ヒ平民トモ各自ノ家祿賞典祿給與ノ制限ヲ改メ一時ニ之ヲ下渡スコトト爲シ以テ公債證書ヲ付與ス可シ

一永世祿ノ者へハ

金祿元高(賞典祿アルモノハ家祿ニ合計シ元高トス)

年限

七萬圓以上

五ヶ年分

六萬圓未滿六萬圓以上

五ヶ年分

五萬圓未滿五萬圓以上

五ヶ年二分五厘

四萬圓未滿三萬圓以上

五ヶ年半分

三萬圓未滿二萬圓以上

六ヶ年分

二萬圓未滿一萬圓以上

六ヶ年二分五厘分

一萬圓未滿七千五百圓以上

六ヶ年七分五厘分

七千五百圓未滿五千圓以上

七ヶ年分

五千圓未滿二千五百圓以上

七ヶ年二分五厘分

二千五百圓未滿千圓以上

七ヶ年半分

右一ヶ年五分ノ利子ヲ給ス

七ヶ年七分五厘分

千圓未滿九百圓以上

八ヶ年分

九百圓未滿八百圓以上

八ヶ年二分五厘分

八百圓未滿七百圓以上

八ヶ年半分

七百圓未滿六百圓以上

八ヶ年七分五厘分

六百圓未滿五百圓以上

九ヶ年分

五百圓未滿四百五十圓以上

九ヶ年分

秩祿の處分に關する諸法規 金祿公債證書發行條例

秩祿の處分に関する諸法規 金祿公債證書發行條例

九三四

- 四百五十圓未滿四百圓以上 九ヶ年二分五厘分
- 四百圓未滿三百五十圓以上 九ヶ年半分
- 三百五十圓未滿三百圓以上 九ヶ年七分五厘分
- 三百圓未滿二百五十圓以上 十ヶ年分
- 二百五十圓未滿二百圓以上 十ヶ年二分五厘分
- 二百圓未滿百五十圓以上 十ヶ年半分
- 百五十圓未滿百圓以上 十一ヶ年分
- 右一ヶ年六分ノ利子ヲ給ス
- 百圓未滿七十五圓以上 十一ヶ年半分
- 七十五圓未滿五十圓以上 十二ヶ年分
- 五十圓未滿四十圓以上 十二ヶ年半分
- 四十圓未滿三十圓以上 十三ヶ年分
- 三十圓未滿二十五圓以上 十三ヶ年半分
- 二十五圓未滿以下 十四ヶ年分
- 右一ヶ年七分ノ利子ヲ給ス
- 一終身祿ノ者ハハ
- 右永世祿年限十分ノ五ヲ給ス
- 但利子ハ永世祿ノ割合ト同シ
- 一年限祿ノ者ハハ
- 十年以上ノ者ハハ右永世祿年限十分ノ四ヲ給ス

十年未滿八年以上ノ者ハハ右永世祿年限十分ノ三五ヲ給ス
 八年未滿六年迄ノ者ハハ右永世祿年限十分ノ三ヲ給ス
 六年未滿四年迄ノ者ハハ右永世祿年限十分ノ二五ヲ給ス
 四年未滿三年迄ノ者ハハ右永世祿年限十分ノ二ヲ給ス
 二年ノ者ハハ右永世祿年限十分ノ一五ヲ給ス
 但利子ハ永世祿ノ割合ト同シ

第二條 此公債證書ノ利子下渡シハ明治十年分ハ十一月翌年五月ニ相渡シ以後之レニ準シ年々兩度ニ下渡スコトトス

第三條 家祿賞典祿元高ヲ付與スル年限ニヨリテ利子ノ差違ヲ生スルトキ元高ニ向テ公債證書ヲ付與スル制限左ノ如シ
 譬ハハ

- 一金壹萬圓 家祿賞典祿合高
- 此六ヶ年半分金六萬五千圓此公債證書ノ利子一ヶ年五歩金三千二百五十圓ト成ル
- 一金九千九百圓 家祿賞典祿合高
- 此六ヶ年七分五厘分金六萬六千八百二十五圓此公債證書ノ利子一ヶ年五分金三千三百四十二圓二十五錢トナル

右比較九千九百圓ノ方利子九拾一圓二十五錢ノ過トナル然ル時ハ一萬圓ノ利子金額ニ超過セサルヲ以テ制限トナス故ニ九十一圓二十五錢ヲ引去リ利子三千二百五十圓ニ適當スル公債證書ヲ下渡ヲ以テ規則トス其他右ニ類似ノ件ハ皆之ニ準ス

第四條 此公債證書ハ利子ノ差ニヨリ區別アリト云モ其發行スル種類ハ左ノ如シ

秩祿の處分に関する諸法規 金祿公債證書發行條例

九三五

五圓 十圓 二十五圓 五十圓 百圓 三百圓 五百圓 千圓 五千圓

第五條 前條公債證書ヲ付與スルトキニ當リテ公債證書ニ未滿ノ端金ハ都テ通貨ニテ相渡スヘシ

第六條 此公債證書ノ元金ハ五ヶ年間之ヲ据置キ六ヶ年目ヨリ大藏省ノ都合ニ因リ毎年抽籤ノ方法ヲ以テ之ヲ消却シ都合三十ヶ年間ニ悉皆之ヲ消却スヘシ

第七條 此公債證書發行ニ付テノ順序其外トモ此條例外ノ事件ハ都テ新舊公債證書發行條例ノ通りタルコトト心得ヘシ

【藩士の常事犯と相續人】 藩士として家祿を有したる者か常事犯の爲審理中死亡したる場合に於て其の相續人たるべき者か該家祿を承繼保有したる證據なきときは明治九年太政官第百八號布告に依る公債證書の付與を受くべき者と認むるを得ず

(明治四二年四九三號、大正四年八月三〇日行政一判決、法律新聞一〇三八號三三三頁)

沖繩縣諸祿處分法

第一條第一項 沖繩縣金祿社祿寺祿及ヒ僧侶飯米ハ本法ニ依リ國債證券ヲ以テ一時ニ給與ス

【沖繩縣諸祿處分法と國債證券の給與】 明治四十三年法律第五十九號沖繩縣諸祿處分法第一條第一項には沖繩縣金祿社祿寺祿及ヒ僧侶飯米は本法に依り國債證券を以て一時に給與すとあり元來同法列記の諸祿を以て其公法上の關係に於て享有する者に給與するものにして其給與する財物は私權の目的と爲ることを得るも之か給與を受くべき者の權利は其享有する祿を基本とする者にして公權たることを疑を容れず而して同法に於て諸祿を給與するに一時に國債證券を以てすること定めたるは唯從前の給與法を變更したるに過ぎずして其給與を受くべき基本たる公權を變して

私權と爲したる法意にあらずと解するを當然とす故に同法に依り國債證券を以て一時に祿の給與を受くる權利は亦公權なりと謂はざるを得ず蓋祿を一時に給與する方法として發行せられたる國債其ものは處分擔保相續遺贈等私法關係の目的と爲ることを得るも之か爲めに其給與を受くべき基本たる權利は公權たる性質を失ふべき理由あるを見されはなり

(三年(オ)七七九號 四年四月二〇日大審民一判決、法律新聞一〇二四號三八一頁)

土地森林に関する法規

土地收用法

第四十一條 收用審査ノ裁決ハ起業者土地所有者及關係人ノ申立タル範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

【土地收用と損失補償】 土地收用法第四十一條に收用審査會の裁決は起業者土地所有者及び關係人の申立てたる範圍とは土地物件の範圍を指稱するものにして評價金額及び其算定方法を稱するに非ざることとは同法第四十八條第五十四條の法意に徴し疑なき所にして若し之に反し收用審査會は起業者又は土地所有者の申立てたる金額の範圍に拘束せらる可きものなりと解するときは所有者か意見書を提出せざる場合に於ては收用審査會は起業者の申立てたる金額を超過して決定するを得ざるに至る可く斯の如きは法が收用審査會に收用す可き土地物件に對し相當の價格に依り其損失を補償す可きことを命ずる法意に背反するものなりと云はざる可からず且假りに右第四十一條に所謂の申立てたる範圍には申立金額も亦之を包含す可きものにして收用審査會は所有者の申立てたる金額を超過して裁決するを得ざるものなりとするも其裁決に對し不服にして所有者か通常裁判所に出訴する場合に於ては更に其申立金額を擴張するも何等妨くる所なしと云はざる可からず何となれば訴訟が通常裁判所に繫屬する以上は民事訴訟法の規定に従ひ處理す可きものなれば申立の擴張は第一審たるを問はず申立人の任意に屬す可きものにして固より同法の禁する所にあらざるを以てなり

(二年(ホ)四二九號、四年二月二四日大控民二判決、法律新聞一〇一八號九九三頁)

【土地收用に依る損失補償裁決に對する不服と出訴】 土地收用法第四十一條の規定に依れば收用審査會は收用者の申立てたる額を下らざる被收用者の申立てたる額を超へざる範圍内に於て其損失補償額を裁決す可きものなれば收用審査會に申立てたる額以外に増減を請求する訴は收用審査會の補償金額の決定に對し不服を唱ふる同法第八十二條の訴としては不適法なりとす蓋し同法第八十二條は收用審査會の爲したる不當の補償金額決定に對する救済の途を開きたるに止まるものなれば其訴の目的は收用審査會の決定したる不當の金額を同會の決定す可かりし相當の金額に更正することに局限せられ其以上に増減を求むる訴は同條の許容する所にあらずと解するを相當とす

(三年(ホ)一〇八號、大審民一判決、法律新聞一〇四九號一一三七頁)

【土地收用と裁決の範圍】 土地收用審査會の裁決は土地收用法第四十一條に依り起業者土地所有者及關係人より申立てたる範圍を超ゆることを得ざるものなるを以て其の申立てなかりし事項に付裁決を爲さざりしは違法に非ず

(三年五九號、四年九月二八日行政一判決、法律新聞一〇五二號三五二頁)

第四十八條 收用スヘキ土地物件ニ付テハ相當ノ價格ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ
使用スヘキ土地ニ付テハ其ノ土地及近傍類地ノ料金ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ

【土地收用と營業上優勝なる土地の價格】 營業上優勝なる土地價格は其の優勝なることを斟酌して定まるものは土地所有者か收用に因り土地に對する代價の補償を受けたるときは其の土地の位置が營業上優勝なるか爲從來獲得したる特別の利益を獲得すること能はざるも之を以て獨立の補償の原因と爲すことを得ず

(三年九五號乃至九七號、三年一二月二三日行政一判決、法律新聞九八九號二四七頁)

【損失補償金算定の標準】 凡そ補償金額は收用時期を以て標準と爲す可きものにして本件收用時期の大正元年八月五日なることは當事者間争なき所なれば右時期を標準とし本件補償金額を審査するに被控訴代理人は收用物件は湯屋の敷地地上物件並に營業權の三者にして是等を利用して一定の利益を得るものなれば此收益標準として總括的に補償額を算定す可きものなりと主張するも損失補償額の算定方法に付き收用法は何等之を限定せざること前示の如くなるを以て土地物件並に營業權等の損失償補額を算定するには必ずしも總括的に之を爲すを要せず事件の情況に依り相當と認むる方法に依りて之を爲すを得可し

(二年(ネ)四二九號、四年二月二四日大審民二判決、法律新聞一〇一七號九九三頁)

【補償金の供託と遲滯】 凡そ收用審査會の裁決に對し不服なる者か通常裁判所に爲す所の訴は其裁判に依り損失補償の權利關係を創設せしむるか爲めに非ずして既存の權利關係に付き之か金額を確定せしむるか爲めに外ならず蓋し土地收用法第四十八條に依れば收用す可き土地物件に付きては相當價格に依りて其損失を補償す可しとありて收用審査會の裁判に依りて收用す可き土地物件及び時期の定まりたるときは起業者は其の土地物件の相當價格を補償す可き義務を負ひ被收用者は相當價格を請求するの權利を有するに至る者にして其の他の損失も亦同様の性質を有するものなればなり斯の如く損失補償の權利關係は既に通常裁判所か補償訴訟に付き宣告する判決の確定以前に存在し而も起業者は收用の時期迄に其補償金を拂渡し若くは之を供託することを要し若し之を爲さざるときは收用審査會の裁決は其效力を失ふ可きものなることは土地收用法第六十條第六十二條の明規する所なれば補償金の拂渡又は其供託は收用に必要なる事項として起業者の爲めに同一の效力を有し供託は常に拂渡に代はる可きものにして起業者か爲すべき補償金拂渡の

債務は起業者の爲したる供託に依り其供託金額の限度に於て履行せられたりとす擔言すれば起業者か爲す補償金の供託は其限度に於て起業者をして遲滯の責を免れしむるものなりと云はざる可からず

(二年(ネ)四二九號、四年二月二四日大審民二判決、法律新聞一〇一八號九九三頁)

【土地收用に困る損失補償と損害賠償】 土地用法に依り收用せられたる土地の所有者か起業者に對し損失の補償を請求するには一同法の規定する所に従はざる可からざるは固より論を俟たず而して同法の規定する所に依れば土地收用の補償金額に付關係者間協議調はさるときは先以て收用審査會の裁決を受け其裁決に對し不服あるとき初て一定の期間内に通常裁判所に出訴して救済を求むることを得るものとす而して收用せられたる土地の所有者か右裁決に服せずして通常裁判所に出訴したる場合は其訴訟に於て起業者に對し收用土地の收用時期に於ける相當價格に達するまでの増額を請求することを得るに止まらず此増額に對する收用の時期より増額拂渡の日に至るまでの法定利率(年五分)に相當する金額をも補償として併せて請求することを得へし何となれば起業者は收用土地の所有者に對し其土地相當の價格に依り損失を補償することを要するのみならず其他土地收用に因りて土地所有者か通常受くべき損失をも併せて起業者に於て補償することを要すべきは土地收用法第四十八條同第五十四條等の規定に照して毫も疑を容れず而して起業者は收用の時期に於て土地の所有權を取得して之を利用することを得ると同時に土地所有者は其所有權を喪失して最早之を利用することを得ざる者なれば收用の時期即ち補償金の拂渡を受くべき時より現に之か拂渡を受くる時に至るまでの間に於ける増額に對する法定利率に相當する金額は即ち土地所有者か收用の爲め通常受くべき損害に外ならざるものと看做すことを得べきものなればなり然れども土地所有者か此の如き金額の支拂を受くることを得るは右説明の如く土地收用法

第五十四條の規定に従ひ收用に依りて被むる損失の補償として之を受くる権利あるに因るものにして民法第四百十二條の規定に従ひ土地收用法に従ひ收用審査會の裁決に對する不服の訴訟に於て之か支拂を求むるは格別該訴訟の完結後に於て起業者に遲滞の責任ありと爲し損害の賠償として之を請求する権利を有せざるものとす

(三年(オ)一八六號、四年七月一二日大審民二判決、法律新聞一〇三五號四二七頁)

【土地收用と損害の評定】 收用せられたる土地か所謂別荘地にして其丘陵を爲せる處は老松相変はり四方開豁にして景勝の地にして同人か之を所有し利用するに於ては縱令地目字反別を異にする數筆の地所にして其取得の年月亦同しからざるも之か利用の方面よりすれば全く一體にして一團を爲せる一個の邸宅地なりと認むべく從て收用されたる部分か其一部に過ぎざるときと雖も之を分離して其價額を評定すべきものに非ずして利用上一體を爲せる他の地の一部として其價額を評定せざるへからざるものとす

(三年(ホ)二六一號、四年七月二九日大控民一判決、二法律新聞一〇四六號一一二〇頁)

第四十九條 土地ノ一部ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ損失ヲ補償スヘシ

【土地一部收用と損失の範圍】 土地の一部を收用せられたるか爲めに殘地の價格は減少を來すや否やは收用の結果殘地に及ぼす面積の減少殘地の形狀隣地との接續關係等殘地利用の便否に關する事情は勿論收用の目的たる公共工事の附近一般の市價に及ぼす影響等をも斟酌して決定すべきものとす

(三年(オ)九五六號、四年五月五日大審民三判決、法律新聞一〇二八號四〇二頁)

者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スコトヲ爲

【邸宅敷地と土地收用】 土地所有者に於て一構の邸宅敷地と爲すの目的を以て數筆の田畑を買集め右の目的を以て右地内の水路を付換へ右土地の一方に沿へる道路及水路を改修し且右道路を取擴けたるも收用當時に於ける土地の現狀田畑にして前示の如く道路水路に變更改修を加へたる外未だ邸宅敷地として必要なる何等の工事に著手したる跡なき場合に於ては假令起業者か收用準備に着手したるか爲土地所有者に於て工事の進行を差控へたる者なりとするも未だ右土地を邸宅敷地として使用し來れる者と謂ふことを得ず

(三年一九〇號、四年二月八日行政一判決、法律新聞九九七號二六一頁)

【被收用の結果一構の邸宅敷地と爲すこと能はざるに至りし土地と土地收用】 鐵道敷設の爲前項土地の一部を收用せられ其の結果右土地か要部に於て中斷せられ一構の邸宅敷地と爲すこと能はざるに至るも并は唯所有者の當初豫定したる目的に供すること能はざるに至れるものたるに過ぎずして之を以て土地收用法第五十條に所謂從來用たる目的に供すること能はざるに至れるものと謂ふことを得ず

(三年一九〇號、四年二月八日行政一判決、法律新聞九九七號二六一頁)

【袋地と土地收用】 土地の一部收用に依り殘地か袋地と爲るも袋地の所有者は民法上公路に至る爲め他の土地を通行することを得るものなるに依り土地所有者は交通の途を失ふとの故を以て右殘地の收用を求むることを得ず

(三年一九〇號、四年二月八日行政一判決、法律新聞九九七號二六一頁)

第五十一條 收用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル物件ハ移轉料ヲ補償シテ移轉セシムヘシ但シ物件ノ分割ヲ來タシ其ノ全部ヲ移轉スルニ非サレハ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ所有者ハ其ノ全部ノ

移轉料ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ物件ヲ移轉スルニ因リテ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

【土地收用法第五十一條に所謂地上物件の移轉の意義】 土地收用第五十一條に所謂地上物件の移轉とは汎く其の物件を收用地上より他に移轉することを指し移轉の方法及場所は其の所有者の任意の措置に過ぎずして收用審査會の裁決の關與すへき者に非ず

(三年六二號、四年九月二八日行政一判決、法律新聞一〇五一四號三七頁)

第五十四條 前數條ニ規定シタルモノノ外土地ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ土地所有者及關係人ノ通常受クヘキ損失ハ之ヲ補償スヘシ

(參照) 第四十七條 土地所有者及關係人ノ受ケタル損失ハ起業者之ヲ補償スヘシ

損失ノ補償ハ各人別ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ各人別ニ見積リ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條 收用スヘキ土地物件ニ付テハ相當ノ價格ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ

使用スヘキ土地ニ付テハ其ノ土地及近傍類地ノ料金ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ

第四十九條 土地ノ一部ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ損失ヲ補償スヘシ

第五十條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十一條 收用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル物件ハ移轉ヲ補償シテ移轉セシムヘシ但シ物件ノ分割ヲ來シ其ノ全部ヲ移轉スルニ非サレハ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ所有者ハ其ノ全部ノ移轉料ヲ請求スルコトヲ得

移轉料ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ物件ヲ移轉スルニ因リテ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條 前條ノ移轉料ニシテ其ノ物件ノ相當價格ヲ超ユル場合ニ於テハ起業者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十三條 土地ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ道路、溝渠、塙欄其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ爲ス必要ヲ生スルトキハ其ノ費用ヲ補償スヘシ

【土地收用と收用地に在る建物の移轉に伴ふ營業休止に因る損失の補償】 收用地に在る建物の移轉に伴ふ營業休止に因る損失は土地收用法第五十四條の通常受くへき損失に該當し補償せらるへきものとす (三年九五號乃至九七號、三年一月二三日行政一判決、法律新聞九八九號二四七頁)

【土地收用の損失の量定】 被控訴人は土地の收用に因る損失補償は收用に因り生ずる現實の損失を完全に補償せしむることを目的とする單一のものなり蓋し殘地の損失と謂ひ地上物件の移轉料と謂ひ其他通常受くへき損失と謂ふは何れも土地の收用に因る損失にして是等の項目を全部計上したる總額か即土地の收用に因る單一の損失なれば收用審査會の非認し又は默殺したる是等の項目を更に計上して補償額の増加を求むるは即數額を争ふ所以にして收用審査會の非認し又は默殺したる別種の補償を請求するにあらずと主張すれども土地收用法は其第四十八條に於て收用すへき土地物件に付ては相當價格に依り其損失を補償すへきことを規定し其第四十九條に於て土地の一部を收用又は使用するに因りて殘地の價格を減し其他殘地に關し損失を生ずるときは其損失を補償すへきことを規定し其第五十一條に於て收用又は使用すへき土地に在る物件は移轉料を補償して移轉せしむへし但物件の分割を來し其全部を移轉するにあらざるは從來用たる目的に供

する能はさるときは其全部の移轉料を補償すべきことを規定し其第五十四條に於て前數條に規定したるもの、土地を使用又は收用するに因りて土地所有者及關係人の通常受くべき損失を補償すべきことを規定し各其損失額量定を準繩を示せるに徴すれば土地收用法は收用地の損失残地の損失地上物件の移轉料其他通常受くべき損失は何れも土地の收用に因り生ずる各別種の損失にして彼是特立したるものとし其補償は是を以て彼を補ふことを許さざる法意なることを知るを得へし蓋し是等の損失は其同一人に歸する點に於て單一なりと雖も事物の異なるに従ひ一々其の損失を生ずるや否やを査察し各別に其損失額を量定するにあらざれば其正確を期し難きのみならず容易に其當否を知るへからざるか故に斯の如く收用地の損失残地の損失地上物件の移轉料通常受くべき其他の損失等を各別種の損失とし各別に其損失額を量定すべきことを命したるものと解するを相當とす

三年(ネ)一〇八號、大控民一判決、法律新聞一〇四九號一三三七頁)

【收用土地の残地に存する建物の縮少と損失】 地上物件を收用地の残地に移轉するか爲に從來残地上に存する建家を順次後方に引移し且其の縮小を爲すか如きは收用に基く當然の結果に非ず故に之に因て生ずる出費其他の損失は土地收用法第五十四條に所謂通常受くべき損失に非ず

(三年六二號、四年九月二十八日行政一判決、法律新聞一〇五一號三四七頁)

【收用地の地上物件の移轉と損失】 收用地の地上物件が貸家なる場合に於て其の移轉の完了に至るまで貸家の目的に供すること能はず賃貸料を收得し得ざるは當然の結果にして其損失は土地收用法第五十四條に所謂通常受くべき損失なり

(三年六二號、四年九月二十八日行政一判決、法律新聞一〇五一號三四七頁)

【土地收用と非營業者の收用地上に在る建物の移轉に伴ふ營業休止の損失】 營業者に非ざる者は收用地上に在る建物の移轉に伴ふ營業休止に因り損失を受くる者と云ふことを得ず

(三年九五號乃至九七號、三年一月二三日行政一判決、法律新聞九八九號二四七頁)

【收用地の地上物件と損失】 收用地の地上物件たる家屋を移轉する爲之を縮小し將來其の賃貸額の減少を來す損失は土地收用法第五十四條に所謂通常受くべき損失に非ず

(三年六二號、四年九月二十八日行政一判決、法律新聞一〇五一號二四七頁)

第六十條

起業者ハ收用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ヲ拂渡スヘシ

- 左ニ掲ケタル場合ハ於テハ補償金ヲ供託スルコトヲ得
- 一 補償金ヲ受クヘキ者カ其ノ受領ヲ拒ミタルトキハ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキ
 - 二 起業者カ過失ナクシテ補償金ヲ受クヘキ者ヲ確知スルコト能ハサルトキ
 - 三 起業者カ收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定ニ對シテ不服アルトキ但シ補償金ヲ受クヘキ者ノ請求アルトキハ起業者ハ自己ノ見積金額ヲ拂渡スヘシ
 - 四 起業者カ補償金拂渡ノ差押又ハ假差押ヲ受ケタルトキ

【土地收用と補償金の拂渡并供託】 土地收用法に依り土地物件を收用するときは起業者は第六十條第一項に依り收用の時期迄に補償金を拂渡すべく同條第二項の各號に掲けたる場合に於ては補償金を供託することを得べく其收用に係る土地物件に付ては起業者は第六十一條に依り收用の時期迄に之れが引渡を受け第六十三條第一項に依り收用の時期に於て所有權を取得すべく收用審査會の裁決に不服なるものより訴願又は訴訟の提起ありたるときと雖も第八十三條に依り事業の進行及び土地の收用を妨げらるることなし然り而して起業者が收用の時期迄に補償金の拂渡又は供託を爲さざるときは收用審査會の裁決其效力を失ひ從て收用の時期損失の補償金額定まらざるに至るを以て收用の目的を達すること能はさるものとす是に由て之を觀れば同法第六十條に規定

する補償金の拂渡と其供託とは收用に必要なる事項として起業者の爲めに同一の效用を爲し其供託は當に拂渡に代はるべきものなること明白なれば同條の規定は第一項に依り起業者が爲すべき補償金拂渡の債務は第二項に依り爲したる供託に因り其供託金額の限度に於て之を免れしむるの法意に出でたるものと解せざるを得ず而して同條第二項の第一號及び第二號は民法第四百九十四條と其規を同ふするか如きも土地收用法は行政法規に屬し固より民法に附屬する法規に非ざるを以て之れに民法と相等しき規定存するも敢て怪む足らず又其の第二號に所謂過失なくして補償金を受くべき者を確知すること能はざるときとは當に事實上補償金を受くべき者を確知すること能はざる場合のみならず法律上補償金を受くべき者何人なるや容易に確知し難き場合をも包含する趣旨なりと解す可く從て本件事實の如く同一の補償金債權に付き二箇の競合したる轉付命令あり其の轉付を受けたる二人中何れか法律上正當に補償金を受くべき者なるや輒く解決し難き場合は第三號の規定に該當するものと謂ふ可し此點に關し上告人は民法第四百九十四條を引用して原判決を論難するも原判旨は前示收用法の規定に基きたること判文上明白なれば其論難は原判旨に副はざる者とす又其第三號但書には起業者は請求に因り自己の見積金額を拂渡すべき旨を定めたるも同號は起業者が拂渡すべき補償金額に付き不服を主張し單に自己の意思のみに基き供託を爲し得る場合なるを以て特に補償金を受くべき者を保護するの必要あるか爲めに但書の規定を設けたる者にして之に依りても却て各號の場合に限り見積金拂渡の債務は之を免れしめざるも補償金拂渡の債務は同號の場合に於ても又爾餘各號の場合に於ては勿論供託に因り之を免れしむるの法意なることを知るに足る可し又其第四號は補償金拂渡の差押ありたる場合に供託を許し其差押は第三債務者たる起業者に對し債務者に支拂を爲すことを禁ずるものなりと雖も起業者が補償金を供

託したるときは其補償金は供託所に於て之を保管し供託法の定むる所に從ひ之を受取るべき者に還付すべきものにして必ずしも債務者に支拂はるべきものに非ざるを以て此場合に於ても供託に因り拂渡の債務を免れしむるの法意なることを否定す可からず

(三年(オ)二一九號、三年二月二二日大審民一判決、法律新聞九九九號三〇一頁)

第六十五條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ收用又ハ使用ニ因リテ債務者カ受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

【**抵當權と目的物の収用**】 被控訴人及小八は各債權の擔保として本訴收用地及其地上の建物に付き抵當權を有することは争なき事實なるにより同人等は土地收用法第六十五條により八十吉ガ控訴人に對して有する本件土地補償金の請求權の上に抵當權を行使し得るのみならず建物の移轉料は建物の所有者が其敷地の收用により之れを取拂をなすを要するに至りたる損失の補償換言すれば建物の毀損による損失の補償と云ふ可きものなるか故に同人等は本件移轉料の請求權の上にも其抵當權を行使し得ること勿論にして而も小八の有する抵當權は被控訴人の有する抵當權に比し先順位なるとは之れ亦争なき事實なるにより小八は被控訴人に優先し本件土地補償金及建物の移轉料により其債權の辨濟を受け得る權利を有する者と云はざる可らず然とも土地收用法第六十五條には補償金請求權の上に抵當權を行使せんとするものは其拂渡に先ち之れが差押をなすことを要する旨規定しありて而て同條に如此抵當權行使の條件を定めたる所以を案するに若し抵當權者にして補償金の拂渡の後に於ても其請求權の上に抵當權を行使することを得るものとせば債務者たる土地若くは建物の所有者と取引をなしたる第三者は不測の損害を蒙る可きにより第三者保護の上よりすれば寧ろかかる場合に於ては抵當權を消滅せしむる必要ありとなしたるか爲

めなりと解するを正當とす果して然らば差押前に補償金請求權の讓渡ありたる場合に於ても抵當權は消滅するものと解釋せざるを得ず何となれば若し補償金請求權の讓渡ありたる後に於ても抵當權を行使することを得るものとせば其讓受人若くは之れと取引をなしたる第三者は不測の損害を蒙る虞ありて補償金の拂渡後に抵當權の行使ある場合と甲乙なきにより已に其拂渡ありたる場合には抵當權は消滅すべきものなりとせば之れか讓渡ありたる場合にも抵當權は消滅するものとするに非れば理論徹底せずして前記の規定は殆んど解す可らざる不合理の規定となるか故に同條に拂渡とある文字は廣く解釋し讓渡をも包含せるものと解するを正當とすればなり然り而て轉付命令は轉付の目的たる債權を債務者より轉付命令を得たるものに移轉するの效力を生し兩人間に債權の讓渡ありたる場合と異なる所なきものなれば前記法條の適用範圍を定むるに當りても補償金の請求權の讓渡と同一に取扱ふ可きこと論を俟たず然るに本件に於て被控訴人の受けたる差押并に轉付命令か債務者及第三債務者に送達せられたる當時に於ては小八は未だ本訴の土地補償金及建物の移轉料の請求權に付き差押をなさざりしことは争なき事實なれば同人の有する抵當權は右轉付命令の送達と同時に消滅したるものにして其後に於て小八の受けたる轉付命令は效力なきものと云はざるを得ず果して然らば被控訴人は本訴供託金を受取る權利を有するものにして而て供託金を金庫より受領するに付ては供託證書を金庫に返還することを要するか故供託者たる控訴人は被控訴人に對して其交付をなす可き義務を有するや論を俟たず控訴代理人は控訴人の負擔せし本件土地補償金及建物の移轉料に支拂ふ可き債務は供託により消滅し之れと同時に被控訴人の債權差押并に轉付命令は效力を失ひたるにより該命令に基く本訴は不當なりと抗辯すれども本訴は控訴人の債務をも消滅せざるものとし差押并に轉付命令に基き其履行を請求するものにあらずし

て控訴人が本件補償金を供託したる以上は之れを受領する權利ある被控訴人に供託證書を交付する義務を有するものとし其引渡を定むるものなれば該抗辯は被控訴人の訴旨に適合せざる不當の抗辯と云はざる可らず (三年(ホ)三六六號三年一〇月一日大審民三判決、法律新聞九九二號八二八頁)

【土地收用補償金と非優先權者の差押の效力】 土地收用法第六十五條に先取特權質權又は抵當權は其目的物の收用又は使用に因りて債務者が受くべき補償金に對しても之を行ふことを得但し其拂渡前に差押を爲すべしとありて物上擔保權を有する債權者が擔保物を代表する補償金に對して擔保權を行使するには其拂渡前に之か差押を爲すことを要すと爲したる所以は民法第三百四條に規定する物上代位の原則の適用を示したるものに外ならずして補償金か擔保物を代表するの特定性を保全すると同時に被收用者たる債務者が補償金を處分し收用者たる第三債務者が補償金を債務者に支拂ふことを禁し以て債權者をして補償金上に有する優先權を喪失せざらしむるに在り差押の性質斯の如くなるを以て優先權者自ら差押を爲したる場合は勿論縱令然らしめて劣等順位の物上擔保權を有する債權者又は物上擔保權なき債權者が差押を爲したる場合と雖も苟も差押あるに於ては補償金は優先權の目的として保存せらるべく差押を爲したる劣等順位の物上擔保權を有する債權者又は擔保權なき債權者も亦補償義務者と同じく優先權の效力を受けざるべからざるを以て此等差押を爲したる債權者は優先權者に先立ち差押を爲したるの故を以て補償金に付き取立を爲し又は轉付を受けて優先權者の權利を害することを得ず從て劣等順位の物上擔保權を有する債權者又は物上擔保權なき債權者が優先權者に先んじ補償金の差押を爲したる場合に轉付命令を受くることあるも其轉付命令は優先權者を害する範圍に於ては何等の效力を有せざるか故に此等債權者は補償金の轉付を得たるものとして起業者に對し補償金の給付を請求し得べきものにあ

らす此等の法理は鑛業法第六十九條の物上代位に關し當院が大正三年(オ)第九十六號事件に付き大正四年三月六日爲したる判決に於て詳に判示したる所に異ならず

(三年(オ)九一六號、四年六月三〇日大審民三判決、法律新聞一〇四四號四五〇頁)

【收用補償金と優先権者】 土地收用法第六十五條に先取特權質權又は抵當權は其目的物の收用又は使用に因りて債務者が受くべき補償金に對しても之を行ふことを得但し其拂渡前に差押を爲すべしとありて物上擔保權を有する債權者が擔保物を代表する補償金に對して擔保權を行使するには其拂渡前に之か差押を爲すことを要すと爲したる所以は民法第三百四條に規定する物上代位の原則の適用を示したるものに外ならずして補償金が擔保物を代表するの特定性を保全すると同時に被收用者たる債務者が補償金を處分し收用者たる第三債務者が補償金を債務者に支拂ふことを禁し以て債權者をして補償金上に有する優先權を喪失せざらしむるに在り差押の性質斯の如くなるを以て優先權者自ら差押を爲したる場合は勿論縱令然らずして劣等順位の物上擔保權を有する債權者又は物上擔保權なき債權者も亦補償義務者と同じく優先權の效力を受けざるべからざるを以て此等差押を爲したる債權者は優先權者に先たち差押を爲したるの故を以て補償金に付き取立を爲し又は轉付を受けて優先權者の權利を害することを得ず從て劣等順位の物上擔保權を有する債權者又は物上擔保權なき債權者か優先權者に先たち補償金の差押を爲したる場合に轉付命令を受くることあるも其轉付命令は優先權者を害する範圍に於ては效力を有せざるか故に其轉付命令は優先權者か補償金に對して優先權を行使するの妨とならざるものとす

(三年(オ)八五三號、四年六月三〇日大審民三判決、法律新聞一〇四七號四五九頁)

第六十六條 收用ノ時期ヨリ二十箇年内ニ事業ノ廢止其ノ他ノ事故ニ因リテ收用シタル土地ノ全部又ハ一部力不用ニ歸シタルトキハ舊所有者又ハ其ノ相續人ハ補償價格ヲ以テ之ヲ買受ルコトヲ得但シ第五十條ノ規定ニ依リテ收用シタル殘地ハ其ノ接續部分ノ不用ニ歸シタル時ニ非サレハ之ヲ買受ルコトヲ得ス
前項ノ場合ニ於テ買受ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス
第一項ノ期間内ニ於テ收用シタル土地ヲ他ノ軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認定シタル事業ニ供スルトキハ不用ニ歸シタルモノト看做サス

(參照) 第五十條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

【地方長官の公告と收用土地】 收用土地か内閣の認定に基き地方長官か收用すべき土地として公告したる細目中に在り且現に起業者か貨物置場として之を使用するの計畫を爲し居るものと認めらるるときは該土地は起業者の事業經營上不必要なりと云ふことを得ず

(四年二七號、四年六月二八日行政一判決、法律新聞一〇三七號三二九頁)

第八十二條 收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ裁判書謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ訴訟ハ收用審査會ニ對シテ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第五十九條ノ規定ニ依ル地方長官ノ決定ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

(參照) 第五十九條 前二條ノ補償ニ付キ協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十一條及第四十一條乃至第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第三十條 收用審査會カ裁決ヲ爲シタルトキハ其ノ裁決書ノ謄本ヲ添ヘ地方長官ニ報告スヘシ

第三十一條 前條ノ報告ヲ受ケ又ハ收用審査會ニ代テ裁決ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ裁決書ノ謄本ヲ起業者、土地所有者及關係人ニ送達スヘシ

第四十一條 收用審査會ノ裁決ハ起業者、土地所有者及關係人ノ申立タル範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十二條 收用審査會ハ必要ト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

前項ノ鑑定人ニ付テハ第四十條ノ規定ヲ準用ス

第四十三條 收用審査會ハ必要ト認ムルトキハ起業者、土地所有者又ハ關係人ヲ呼出シ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

收用審査會ハ事實參考ノ爲必要ト認ムルトキハ收用又ハ使用スヘキ土地所有者ヲ呼出シ其ノ供述ヲ聽クコトヲ得

第四十四條 裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ會長之ニ署名捺印スヘシ

第四十五條 鑑定人及ヒ事實參考人ハ旅費及ヒ手當ヲ請求スルヲ得

第五十七條 第九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ土地ニ立入り測量、検査又ハ調査ヲ爲スニ因リテ他人ニ及ホシタル損失ハ起業者之ヲ補償スヘシ

第九條 事業ノ準備ノ爲必要アルトキハ起業者ハ事業ノ種類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ得テ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ宮内省又ハ國ノ起業者ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務大臣ハ之ヲ地方長官ニ通知スヘシ

地方長官前項ノ許可ヲ與ヘ又ハ通知ヲ受ケタルトキハ起業者、事業ノ種類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ公告シ又ハ之ヲ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者カ事業ノ準備ノ爲其ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ本條ノ許可又ハ通知ヲ要セス

第十九條 内閣ノ認定ノ公告ノ後起業者ノ申請ニ依リ地方長官ハ收用又ハ使用スヘキ土地ノ細目ヲ公告シ又ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

軍機ニ關スル事業ニ付テハ主務大臣ハ地方長官ニ收用又ハ使用スヘキ土地ノ細目ヲ通知シ地方長官ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

第二十條 前條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後ハ起業者ハ其ノ土地ニ立入り土地物件ヲ調査スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルヘキ日ヨリ三日前ニ其ノ日時及場所ヲ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十八條 第十九條ハ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者カ事業ヲ廢止變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ハ之ヲ補償スヘシ

【土地收用と損失補償】 土地收用法所謂收用審査會ノ裁決に付き不服ある者か通常裁判所に出訴して其救済を求むるを得るか爲めには先づ收用審査會に於て損失の補償に付一件の金額の決定を爲したることあるを必要とするは土地收用法第八十二條第一項の規定の解釋上當然のことに屬す本件に於て右原告主張の所謂附隨して生ずる損害に付ては東京府收用審査會が損失の補償金額を決定せざりしことは成立に争ひなき甲第一號證裁決書に徴し洵とに明瞭なるのみならず當事者雙方の陳述自體に依りて争ひなき所なりとす然らば原告は右所謂附隨して生ずる損失の有無に拘はらず其補償に付き同法第八十一條に依り訴願又は行政訴訟を提起するは格別本訴に於て之れか請求をなすは失當なりと認む

(三年(ヲコ)二九號、三年一二月二日東地民三判決、法律新聞九九三號八三八頁)

【土地收用の損失補償と裁決】 土地收用の場合に於て被收用者が裁決前に損失の種類數額を申立て意見書を地方長官に提出するも苟くも收用審査會に於て補償すべきものにあらずと認めたる以上之に對する不服は行政訴訟に依るべく土地收用法第八十二條に因り通常裁判所に出訴することを得ざるものとす (三年(ホ)一六二號、四年三月二三日東控民二判決、法律新聞一〇一七號九八五頁)

【土地收用と補償金額の決定】 土地收用法第八十二條に於て收用審査會の裁決中補償金額の決定に對してのみ不服者に通常裁判所に出訴することを許したるは通常裁判所をして専ら金額を確定せしめんとする趣旨に出でたるものなることは同法全體の規定に徴し明瞭なり而して審査會に於て損失補償の必要なしと決定したる以上は更に進んで金額を確定する必要なきを以て土地收用法第八十二條に所謂裁判中補償金額の決定とは審査會が補償の必要を認めたる上若干の金額を補償すべきものと認めたる場合を指す者と解せざるべからず然らば收用審査會が收用殘地に付き補償の必要なしと決定したるに止まる本件の如き場合は未だ以て補償金額の決定ありたるものと云ふを得ず從て控訴人が該裁決に對し不服あらば訴訟又は行政訴訟の手段に出で之れか攻撃を爲すは格別土地收用法第八十二條により補償金額の決定ありしものとして通常裁判所に出訴するは失當と云はざるべからず (四年(ホ)一〇六號、四年五月一日東控民二判決、法律新聞一〇六號一〇三六頁)

【土地收用損失補償と移轉料請求】 收用すべき土地に在る物件に對しては移轉料を補償して之を移轉せしむるを本則とすれども土地收用法第五十一條第二項には物件を移轉するに因りて從來用ひたる目的に供する能はざる時は所有者は其收用を請求し得べき旨を規定するを以て被收用者が收用地上の物件を移轉して之を使用すべき場所の存せざる理由に依り移轉料の申立を爲さずして進んで地上物件の價額を表示し其收用を申立てたる場合に於て收用審査會が地上物件は他に

移轉すべきものなりとして其申立を排斥し移轉料のみを許容したるときと雖も被收用者は移轉料の請求を拋棄したるにあらずして其收用申立價額の範圍に於て其申立中に當然包含せるものと解すべきものなること勿論なれば被收用者は其移轉料補償額の決定に對し不服あるときは司法裁判所に移轉料増額の請求訴訟を提起することを得るものとす (三年(オ)九五六號、四年五月五日大審民三判決、法律新聞一〇二八號四〇二頁)

【土地收用と損失の有無の決定】 土地收用法第八十二條には收用審査會の裁判中補償金額の多寡に對して不服ある者は通常裁判所に出訴することを得とありて其所謂補償金額の決定とは獨り補償金額の多寡に付き爲したる場合のみならず補償すべき損失の有無に付き爲したる決定をも包含するものと解すべきものとす何となれば損失補償に付き審査會の爲す決定は先づ或事項が補償せらるべき性質を有するや否やを決定し進んで補償せらるべき性質を有する場合に於て其損失の有無及其多寡を定むべきものなれば或事項が補償せらるべき性質を有せずと爲したる決定に對しては同法第八十一條に從て其救済を求むべきものなりと雖も補償せらるべき性質を有する事項に對し其損失の有無及び其多寡に關する決定は即ち補償金額の決定に外ならざれば司法裁判所に其不服を申立つることを得るや勿論なれば蓋し損失の補償は被收用者が收用處分に依り蒙むべき損害の填補を目的とする一の損害賠償に外ならずして之が損失の有無及び多寡に關する不服の訴は即ち損害要償の訴訟にして行政裁判所の權限に屬せざるものと謂はざるべからざるを以てなり (三年(オ)九五六號、四年五月五日大審民三判決、法律新聞一〇二八號四〇二頁)

【土地收用補償金額の決定に對する不服と出訴】 土地收用法第八十一條第二項に收用審査會の違法裁決に由り權利を傷害せられたりとする者は行政裁判所に出訴すること得とあり其第八十二

條に收用審査會の裁決中補償金額の決定に對して不服ある者は通常裁判所に出訴することを得とあるに由りて觀れば土地收用に關し普通裁判所に出訴するを得る事項は收用審査會の裁決中に含む金額の量定に對し不服を唱へ其増減を求むる訴のみに限られ收用審査會の裁決に由り權利を害せられたりとして不服を唱ふる訴は行政裁判所に提起すべきものなること疑なきが故に收用審査會が補償すべき損失に付き何等の決定を與へず又被收用者が移轉料を請求せる建物に付き移轉の必要なしとし被收用者が通常受くべき損失として請求せる補償に付き土地收用に因りて生ずる損失にあらすとして其請求を排斥したる場合に於て之に不服を唱へ是等の損失補償を請求する訴は行政裁判所の管轄に屬し普通裁判所の管轄に屬せざるものと謂はざるへからす何となれば是等の訴は收用審査會の爲したる補償金額量定の當否を争ふものにあらずして補償請求權の存否に付き收用審査會と意見を異にし收用審査會の裁決が補償請求權を傷害したることを主張するものなればなり

(三年(ネ)一〇八號、大審民一判決、法律新聞一〇四九號一一三七頁)

【土地收用に依る損失補償の裁決に對する不服と出訴】 土地收用法第四十一條の規定に依れば收用審査會は收用者の申立てたる額を下らす被收用者の申立てたる額を超へざる範圍内に於て其損失補償額を裁決すべきものなれば收用審査會に申立てたる額以外に増減を請求する訴は收用審査會の補償金額の決定に對し不服を唱ふる同法第八十二條の訴としては不適法なりとす蓋し同法第八十二條は收用審査會の爲したる不當の補償金額決定に對する救済の途を開きたるに止まるものなれば其訴の目的は收用審査會の決定したる不當の金額を同會の決定すへかりし相當の金額に更正することに局限せられ其以上に増減を求むるは同條の許容する所にあらずと解するを相當とす

(三年(ネ)一〇八號、大審民一判決、法律新聞一〇四九號一一三七頁)

森林法

第八十七條 森林竊盜ノ賊物ナルコトヲ知リテ之ヲ受ケ又ハ故買シ若ハ牙保シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮及ヒ贖額以上贖額二倍以下罰金ニ處ス

【森林法と贓物故買】 森林法第八十七條第八十五條の規定に依れば同第八十四條第二號に掲ぐる物品を故買したる者は贓物たる其物品の價格二倍以下の罰金を併科すべき者にして其物品が加工の結果原料の價額を増大せしめたと否とに論なく其加工したる贓物價額を標準として罰金額を算定すべきは法意なるを以て原院が本件盜伐木を原料として製作したる桶樽の價額を標準として罰金額を量定したるは相當なり

(四年(レ)七八三號、四年五月五日大審刑三判決、法律新聞一〇一六號三四四頁)

第八十九條 他人ノ森林ニ放火シタル者ハ輕禁錮ニ處ス主產物ヲ燒燬シタル者ハ重禁錮ニ處ス
自己ノ森林ニ放火シタル者ハ二月以上三年以下重禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス因テ他人ノ森林ノ主產物ヲ燒燬シタル者五年以下ノ重禁錮ニ處ス

【國有林と柴草】 明治三十八年農商務省令第三十八號國有林野產物賣拂規則に依るも柴を國有林の副產物とすることを規定せざるを以て主產物拂下出願の例示たる其附屬書式第一號及立竹又は副產物拂下出願の例示たる同第二號のみに基き同省令が必ずしも國有林に生立せる柴を副產物とするの趣旨を確定したる者と解し得へからざるのみならず國有林野の產物の主產物なるや將た副產物なりやを決すべき本件に於ては明治三十九年農商務省訓令第四十一號國有林事業豫定案規程に依りて之を判斷するを要し而して同訓令第十六條第五類は柴草を以て副產物の一種類とする

も其主林木として經營の見込あるもの及副本として特に養成すべきものは尙ほ之を主産物として本類以外とすることを規定せり故に原判決が先づ其援用せる證據に依り本件雜木の小柴木を以て國有林の主産物なることを判定したる上之を燒燬したる被告の行爲に對し森林法第八十九條第一項後段と刑法施行法第十九條第二十條とを適用處斷したる原判決は洵に正當なり

(三年(れ)二八〇六號、三年二月一五日大審刑一判決、法律新聞一〇〇四號三一七頁)

【舊禁伐林と保安林】 記録を調査するに原審に於て上告人は本件係争の保安林は舊禁伐林に相當し其境界線は原審檢證調査書の(33)サシスセソタツテト乃至エケア線にして舊禁伐林と同一なりと主張し被上告人は該保安林の境界線は原審檢證調査書イロハニホ線なり但禁伐林たりし當時の境界線と同一なるや否や不明なりと答辯したるものにして原裁判所は舊禁伐林の境界線か上告人主張の線なることを認め得べき事蹟あるも之か爲めに本件係争保安林の境界線も亦同一なることを認むるに足らずと斷定したること判文上明白なり然るに明治三十年法律第四十六號森林法第三十條には從來の禁伐林云々は此の法律施行の日より保安林とし其の森林に對する從來の制限は仍其の效力を有すとありて同四十年法律第四十三號森林法第八條には舊法第三十條により保安林と爲したるものにして本法施行の際現に保安林たるものは之を保安林とすとあるに由て之を觀れば舊禁伐林と保安林とは其地域に付て特に變更を生じたる事由あるに非されは現今に至るまで依然として之を同ふするものと謂はざるを得ず

(三年(オ)九三四號、四年一〇月二日大審民一判決、法律新聞一〇五四號四八三頁)

耕地整理法

第九條 耕地整理施行者ハ耕地整理組合設立ノ認可ヲ申請セムトスル者又ハ整理施行者ハ整理施行地ヲ管轄スル登記所、土地臺帳所管廳、市役所又ハ町村役場ニ就キ無償ニテ耕地整理ニ關シ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得但シ耕地整理組合ノ組合長ヲ除クノ外其ノ資格ニ關スル市町村長ノ證明書ヲ提出スヘシ

【耕地整理施行者カ請求する戸籍の謄本又は抄本の手數料】 耕地整理法第九條の規定に依れば市役所又は町村場の簿書の閱覽又は謄寫は無償にて之を求むることを得るも無償にて謄本又は抄本の下付を求むることを得ざるに付耕地整理施行者カ戸籍の謄本又は抄本を請求する場合には手數料を納付すべきものとす

(四年九月一八日民一五二七號、法務局長回答、法律新聞一〇四七號二二二頁)

第十條 耕地整理施行ノ爲土地又ハ建物ニ付登記又ハ登録ヲ爲ストキハ登録稅ヲ免除ス

前項ノ規定ハ耕地整理ノ施行ニ伴ヒ大字若ハ字ノ名稱又ハ其ノ區域ニ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

【耕地整理に因る登記完了後の地番變更登記と登録稅】 耕地整理に因る登記完了後地番の變更登記は整理施行者より登記の申請を爲すことを得べく此の場合には登録稅を免除するを相當とす

(四年九月一八日民一四九八號、法務局長回答、法律新聞一〇四九號二七七頁)

第三十六條 第三十條第三項ノ認可ヲ受ケタルトキハ整理施行者ハ遲滞ナク既登記ノ土地及建物ニ付キ登記ヲ申請スヘシ

（參照）第三十條

換地ハ從前ノ土地ノ地目、面積、等位等ヲ標準トシテ之ヲ交付スヘシ但シ地目、面積、等位等ヲ以テ相殺ヲ爲スコト能ハサル部分ニ關シテハ金錢ヲ以テ之ヲ清算スヘシ

特別ノ事情ノ爲前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルモノノ處分ニ關シテハ規約ノ定ムル所ニ依ル
前二項ノ規定ニ依ル處分ハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ
地方長官前項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ告示スヘシ

【耕地整理に因る登記と地價の配賦及地番を確むべき書面なき場合の處理方】

耕地整理に因る

登記の申請ありたるときは地價の配賦及地番を附したる事實を確むべき書面等之れなきも直に其申請を受理すべきものとす從て申請書に記載せる地番は確定地番と見るべきものなれとも申請書記載の地番に基き登記を爲したる後稅務署に於て之に異なりたる地番を附したる變更の手續に依るべきものとす
（四年八月二四號民一二七三號、法務局長回答、法律新聞一〇四一號六一頁）

國有土地森林原野下戻法

第一條

地租改正又ハ社寺土地處分ニ依リ官有ニ編入セラレ現ニ國有ニ屬スル土地森林原野若ハ立木竹ハ其ノ處分ノ當時之ニ付キ所有又ハ分收ノ事實アリタル者ハ此ノ法律ニ依リ明治三十三年六月三十日迄ニ主務大臣ニ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ期限ヲ經過シタルモノ又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタルモノハ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

府縣設置以後土地處分ヲ受ケタル土地及地租改正處分既濟地方ニ於ケル未定地脫落地ニ付テハ此ノ法律ノ規定ヲ準用ス

第四條

下戻ヲ受ケタル者ハ其ノ下戻ニ因リテ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得ス

前項ニ依リ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得シタル者ハ其ノ土地森林原野若ハ立木竹ニ關シ第三者ニ對スル國

ノ權利義務ヲ承繼ス

【地租改正處分】

地租改正處分は明治六年太政官布告第二百七十二號其他の法規に基き行政機關が爲したる公法上の行爲なれば地租改正處分に依り或土地が官有に編入せられたるときは縱令

行政機關が自由裁量を誤り官有に編入すへからざる私人所有の土地を官有に編入したる場合と雖も其處分は行政處分たるの效力を生し私人の所有權は消滅して國が原始的に所有權を取得すべきものなり此事たるや國有土地森林原野下戻法第一條第四條の解釋に關する當院明治三十七年才第七八號同年四月二十日の判決明治三十七年才第一〇五號同年五月十三日の判決の趣旨に於ても是認せる所なり此趣旨は同法に依り下戻を申請し得べき適格者の何人なるやに依りて異なる所なし上告人は明治七年太政官布告第二百二十號を引用して云爲する所あるも同布告は租稅の賦課に便せん爲め地所の名稱區別を明かにしたるに過ぎず地租改正處分に依る所有權の歸屬に關する規定にあらざるを以て之に依りて地租改正處分に依る官有編入處分か國をして所有權を原始的に取得せしむるか將た承繼的に取得せしむるかを律し難し又上告人は私權の尊重すべきこと憲法及び正義の上より云爲する所あるも地租改正處分か公法上の行爲なること前示の如くなりとせば其處分の擅に私權を蹂躪するものにあらざるは明白なれば此所論も亦採用し難し

（三年（オ）五七號、三年二月一九日大審民一判決、法律新聞一〇〇一號三〇六頁）

【山手船頭米の性質】

山手船頭米は通常雜稅なるのみならず漆木役葉菅稅薪稅等と並記せられたるものは反證なき限り正租にあらずと認めざるを得ず

（明治三十七年七三二號、大正四年五月一五日行政二判決、法律新聞一〇一七號三〇七頁）

【村持山又は村山の意義】

村持山又は村山なる文字は或は使用收益管理權のみを有する土地を

指し或は單に其の地籍の所屬を指すことあるに依り之を以て地盤所有の證と爲すを得ず

(明治三十七年七三二號、大正四年五月十五日行政二判決、法律新聞一〇一七號三〇七頁)

【開墾と民有地】 開墾は必しも民有地に於てのみ爲すものにあらざるに依り開墾の事實のみを以て直に基地全體が民有地よりと斷するを得ず

(明治三十七年七三二號、大正四年五月十五日行政二判決、法律新聞一〇一七號三〇七頁)

【村持山の意義】 村持の文字は必ずしも所有關係を示す者にあらず又立木の賣却は毛上權者も爲し得る事あるを以て係争地か村持林にして其立木を賣却したる事實ありとするも之か爲民有なりと認むるを得ず(明治三十七年二二一號、大正四年五月二九日行政二判決、法律新聞一〇二二號三一三頁)

【荊敷山と民有】 單に嘗て居久根と同様に取扱ひたることありし事實のみを以て直に荊敷山と認むるを得ず (明治三十七年二二一號、大正四年五月二九日行政二判決、法律新聞一〇二二號三一三頁)

【百姓の文字の意義】 百姓の文字は百姓が使用權又は收益權を有することを示すことあるを以て百姓の文字を冠するの故を以て直に百姓荊敷山を民有なりと認むるを得ず

(明治三十七年二二一號、大正四年五月二九日行政二判決、法律新聞一〇二二號三一三頁)

【山林原野取調帳と朱書訂正】 山林原野取調中に地主の氏名を朱書を以て訂正せるものありとするも該取調帳の記載を誤謬なりと斷するを得ず

(四年一三九號、四年八月二日行政二判決、法律新聞一〇三八號三二三頁)

國有林野法

第五條 國有林野ノ境界査定ヲ終リタルトキハ當該官廳ハ直ニ隣接地所有者ニ通告スヘシ

【境界査定處分の效力】

境界査定にして單に隣接民有地との境界線を誤りたるものに非ずして

國有林に隣接せざる民有地を隣接地と誤謬し從て隣接地所有者に非ざる者を隣接地所有者と誤謬して境界査定を了へ之を其の者に通告したるものときは該査定處分は其の主要の點に錯誤あるものに係り形式上之か取消を爲すと否とに拘らず實質上何等の效力を有せざるものとす此の場合に於ては國有林と隣接民有地との境界は未だ決定せざるもなれば更に境界査定を爲すも不法に非ず

(三年五四號、三年一月二四日行政二判決、法律新聞九九六號二五五頁)

國有林野部分林規則

第三條 造林者ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其ノ權利ヲ處分スルコトヲ得ス

【造林者と權利の處分】

部分林は國と造林者の共有なるのみならず其地盤か國の所有に屬する

を以て造林者をして擅に其權利を處分するを得せしめんか或は國の利益を害せらるるか如き虞なき能はず國有林野部分規則第三條に於て「造林者は大林區署長の許可を得るに非されは其權利を處分するを得ず」と規定したるは之れか爲めに於て此規定は畢竟國の利益を保護するの必要に出でたるものなるか故に大林區署長の許可あるに非されは處分行爲を成立せしめざる趣旨に非ずして其許可あるに非されは處分の效力を生ぜざらしむる趣旨に外ならず故に造林者か其權利を他人に賣渡すも大林區署長の許可を得ざる限り權利移轉の效果發生せざること勿論なるも既に賣買契約の締結せられたる以上は賣買行爲は茲に完成せるものにして大林區署長の許可は恰も停止條件の成就の如く單に權利移轉の效果を發生せしむる一要件に過ぎざるものとす

(三年(オ)八四七號、四年四月二二日大審民二判決、法律新聞一〇一九號三五五頁)

國有林事業豫定案編製規程

第一條

國有林事業豫定案ヲ別テ左ノ七種トス

- 一 主產物處分豫定案
- 二 副產物處分豫定案
- 三 貸地豫定案
- 四 造林豫定案
- 五 官行間伐豫定案
- 六 官行伐木造材及運材豫定案
- 七 官行伐竹豫定案

【國有林と小柴木副產物の認定】 小柴木か國有林の主產物なるや將た副產物なるやは國有林野を管轄する林區署の職員か明治三十九年農商務省訓令第四十一號國有林事業豫定案規程の規定に従ふて決定すへき事實問題なりとす

(三年(れ)二八〇六號、三年二月一五日大審刑一判決、法律新聞一〇〇四號三一七頁)

諸稅法及關係法規

國稅徵收法

第九條

國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一二依リ國稅ノ徵收ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料、延滞金ヲ徵收ス

【督促手數料と税金の受領】

町村稅督促狀の送達ありたる後に於て督促手數料を納付せず税金のみを納付せんことを申出づる者ある場合に收入役か税金の受領を拒みたるは不當に非ず

(三年一八六號、四年三月二四日行政一判決、法律新聞一〇〇九號二九〇頁)

第十條

左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財産ヲ差押フヘシ

- 一 納稅者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手數料、延滞金及税金ヲ完納セサルトキ
- 二 第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納稅者納期ノ到ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ

【村稅滯納處分と差押財産價格見積】

村稅滯納處分に付滯納者の財産を差押ふるに當り差押財産の價格見積を爲すことは其の處分に缺くへからざる手續なりと謂ふことを得ず

(三年一二三號、四年二月一九日行政一判決、法律新聞一〇〇二號二六九頁)

【差押處分の效力】

四回分の村稅に付併合して滯納處分を爲したる場合に於て其の中一回分に付ては手續上の缺點ありて差押處分を爲し得へからざるものなりしとするも本來四回の滯納事件

は各獨立して差押の原因と爲り得べきものにして唯便宜上手續を併合したるに過ぎざるか故一回分に付ての差押か違法なりしとて他の三回分に對する差押處分の效力に影響を及ぼすべきもの非ず
(三年一二三號、四年二月一九日行政一判決、法律新聞一〇〇二號二六九頁)

【差押財産の撰擇】 國稅徵收法其の他關係法令には特に除外したる物件の外差押財産の種類價格に付制限する所なきか故に差押財産の撰擇は收稅官吏に委したるものと解すべきものとす從て滞納者所有一筆の土地に付差押を爲したる場合には假令差押物件か他に存在し若は差押物件の價格か滞納金額に超過するも之か爲め其の差押處分を違法なりと爲すことを得ず
(三年一二三號、四年二月一九日行政一判決、法律新聞一〇〇二號一六九頁)

【區長と村稅受領の權限】 區長は法律上村稅を受領するの權限なきものなるを以て收入役の命に依りたる場合の外區長を以て受領したる事實假りにありとするも納稅を完了したるものと認むるを得ず
(三年二一一號、四年二月二七日行政二判決、法律新聞一〇〇三號二七三頁)

【數種の收入と差押】 數種の收入の爲差押を爲したるものなるに於ては假令一通の差押調書に依り一個の財産を差押へたる場合と雖も法律上各收入毎に差押ありたるものと謂ふべく從て其の一種の收入に關する差押にして許すべからざるものとするも之か爲め他の收入に關する差押を違法たらしむべきに在らず
(參照) (三年二〇六號四年三月二十日行政二部判決同一趣旨法律新聞一〇〇九號二八九頁參看)
(三年二〇四號、四年三月二〇日行政二判決、法律新聞一〇〇七號二八一頁)

第十九條 滞納處ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラルコトナシ

【町村稅滞納處分と競賣開始】 町村稅滞納處分の準則たる國稅徵收法は其十九條に於て滞納處

分は裁判上の假差押又は假處分の爲めに其執行を妨げらるることなしと規定するも強制執行又は競賣法に因る競賣の場合に付ては同一の規定を設けることなく又同法第四條の一に依れば其第五號に於て競賣の開始ありたる時は未だ納期の到らざるも既に納稅義務の確定したる國稅は之を徵收することを得る旨を定め同法施行規則第二十九條に依れば國稅徵收法第四條の一第二號乃至第六號に該當する場合には收稅官吏は當該官廳等に督促手数料滞納處分費及滞納稅金の交付を求むべき旨を定め尙他に差押ふべき財産あるときは之を差押ふることを妨げざる旨を定めたり故に此等の規定に徴すれば一旦競賣開始ありたる後は町村長は同一の不動産に付滞納處分の爲めに之を差押ふることを得ざるものと云はざるべからず而して前記國稅徵收法第四條第一項に於て未だ納期の到らざるも云々とあるか故に既に納期の到りたるものは之に包含せすと解すべきか如しと雖該規定は畢竟一旦同條第二號乃至第六號の事由生したるときは收稅官吏に於て更に差押を爲すことなく當該官廳等に手数料費用及稅金の交付を求めしむるを以て手續上便宜なりとするの旨趣に出でたるものにして納期の到りたるものは勿論該規定の適用を受くるものと解すべきものとす
(二年(オ)五三二號、三年二月一日大審民二判決、法律新聞一〇〇一號三〇五頁)

第三十條 此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金錢ハ之ヲ供託スルコトヲ得

【公賣代金と供託】 公賣代金中滞納者に交付すべき分を供託したるは違法に非ず

第三十一條 滞納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促手数料、延滞金、滞納處分費納付義務ハ消滅ス
(四年一〇號、四年七月九日行政一判決、法律新聞一〇四二號三三九頁)

【滞納處分の完了】 租稅滞納處分として租稅及督促手数料に相當する通貨を差押へたるときは

滞納處分は之に因りて完了するものとす

(二年一二二號、四年三月一三日行政二判決、法律新聞一〇〇七號二七九頁)

第三十二條

滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ契約ヲ爲シタルトキハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ

情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虚偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス

前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ罰則アルモノハ本條ヲ適用セス

【國稅徵收と滞納者の財産】

國稅徵收法第三十二條に所謂滞納者の財産とは國稅徵收の擔保として滞納處分の目的と爲り得べき財産を指稱するものなれば同法第十六條に依りて差押ふへからざる物件を包含せざるや勿論なりと雖も其以外に於ては毫も除外あることなし故に滞納者又は其財産の占有者か國稅徵收の擔保を減少する結果を認識して其財産を藏匿脱漏し若くは虚偽の契約を爲したるときは同法第三十二條の犯罪は完成するものとす同法第三條は公正證書を以て國稅の納期より一箇年前に於て一定の債權に付き納稅人の財産上に質權又は抵當權を設定したる事實を證明したるときは債務者をして該質權又は抵當權を設定ありたる物件の價額を限度とし國稅に先ち有効に辨濟を爲さしめ得べきことを規定したる趣旨に外ならず從て該債權の辨濟方法として右擔保物件を處分することは法の許容する所なりと解すへきも之か爲めに其擔保物件を以て國稅の擔保たる財産より除外したるに非ざるや疑を容れず故に國稅徵收法第三條に依り國稅に對して優先の地位を與へられたる債權を辨濟するか爲めに非ずして國稅の徵收を免かるゝか爲めに右債權に對する擔保權の設定しある物件を他に賣渡す如き行爲は當然同法第三十二條の財産脱漏罪に該

當するや疑を容れざるなす

(四年(れ)一三四八號、四年六月二二日大審刑一判決、法律新聞一〇二九號四一三頁)

【國稅納付と債權の辨濟】

國稅は他の分課及び債權に先ち徵收すへきことは國稅徵收法第二條に於て原則として規定する所に係り惟た例外として同法第三條所定の債權に對してのみ其優先權を行はずと爲すに過ぎされは右例外の場合を除き國稅徵收の擔保を減少する結果を認識し國稅の納付に先ちて爲す債權の辨濟は法の許容せざる所なりと謂はざるへからず而して納稅人の財産(同法第十六條の物件を除く)は國稅徵收の擔保に不當せらるへきものなるを以て苟くも其擔保に充當の效力を減殺すへき財産に對する不法の處分行爲は假令納稅人一個の財産上に於ては増減の結果を來さざる場合ありとするも國稅徵收の擔保たる意義に於ける財産を減少したりと謂はざるへからず故に國稅徵收の擔保を減少する結果を認識し債權の辨濟若くは代物辨濟を爲す行爲は國稅徵收法第三十二條に所謂財産を脱漏したるものに外ならず

(四年(れ)一三四八號、四年六月二二日大審刑二判決、法律新聞一〇二九號四一三頁)

【納稅者と財産藏匿脱漏罪】

國稅徵收法第三十二條第一項の罪は國稅徵收の擔保を減少する結果を認識して同條所定の行爲を實行するを以て足り其行爲か納稅人の滞納者と爲りたる後に在りたることを必要とせず單た滞納者と爲りたることを以て處罰條件として完成するものとす

(四年(れ)一三四八號、四年六月二二日大審刑二判決、法律新聞一〇二九號四一四頁)

【國稅滞納と相當對價に依る財産處分】

國稅徵收法第三條所定の債權者に對し擔保物件の價格を限度とし債務を辨濟したる場合の外は適法に成立したる債務と雖も之を辨濟するに於ては國稅徵收の擔保を減少すへきことを認識して辨濟したるときは單純に財産を脱漏したる場合と其結果

を異にすることなければ同法第三十二條に依りて之を處罰したる原判決は相當なり而して納税人は違法に國稅徵收の擔保を減少すべき一切の財産處分を爲し得ることは國稅徵收法の規定に照さずして明かにして相當の對價を以て特定の財産を處分して之を金錢に換へたる場合の如きは財産上増減なく國稅徵收の擔保に付ても異動を來さざるか如しと雖も金錢の如きは容易に消費職匿し得べきものなれば苟も國稅納付の目的に出でずして其徵收を免かるるか爲めに有體動産を賣却し之を金錢に換へたる以上は其行爲は國稅徵收法第三十二條の所謂財産の脱漏に該當すと謂はざるべからず (四年(れ)一三四八號、四年六月二二日大審判二判決、法律新聞一〇二九號四一四頁)

織物消費税法

第三條 左ニ掲グルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ免除ス

- 一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物
- 二 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ヲ交付ス

【織物消費税法と自家用織物】 原判決を査するに被告は織物製造を業とし若くは賃織業を営むものにあらすして居村餅原トエ等十名と各自の自家用織物を製造する申合せを爲しトエ等十名は織物の費用に充つる爲め毎月十七錢宛支出し毎回抽籤を以て受取人を定め當籤者自身に於て原料を買入れ及染方を爲し被告をして織方を擔當せしめ被告は勞力並に座料を以て出金に代へ最後に織上げたる一反を自家用として取得する約定の下に政府に織物製造の申告を爲さずして居宅に於

て織物四反價格六圓八十錢のものを製造し消費税納付前之を當籤者四名に引渡したる事實を認定し之に對し被告は共同者の一員として事實上其織方を擔當するに止まり恰も數人共同して自家用織物を製造したる場合と其性質異なる所なきを以て右織物は免税物件なりと説明し無罪の言渡を爲したり即ち原判決は本件織物を以て織物消費税法第三條第二號に該當するものと爲したること明かなり然れども同條第二號に該當するものとせんには第一製造者自身又は其家族の用に供する織物なること第二製造者自ら製造したる織物なることを要す若し其一を缺けば免税物件たらざること其明文に徴し毫も疑を容れず従つて假令申合の上一の團體を組織したりとするも自己又は家族の用に供する織物を自ら製造せずして他人に製造せしむる場合換言すれば製造者與其織物を使用する者とか同一若くは家族の關係にあらざる場合に於ては申合の如何に拘はらず其織物は免税物件に該當せざるものとす今原判決の事實を見るに被告は自己の家族の關係なき一定の人々より其人々若くは其家族の用に供する織物の製造を爲し之れか爲め右の人人より原料若くは其代價を得るものなるを以て右は全く他人の織物を賃織する關係に外ならず即ち前示免税要件の一を缺くこと明白なるか故に本件織物は同法第三條第二號に該當せざるのみならず他に之を免税すべき規定あることなし然るに原判決は之に對し免税物件なりとし無罪の言渡を爲したるは擬律錯誤の違法あるものとす (四年(れ)一九二一號、四年一〇月二二日大審判三判決、法律新聞一〇四六號四五八頁)

第十二條 織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ該當スル織物ノミチ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

- (參照) 第三條 第一項左ニ掲グルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ免除ス
- 一 製造者カ自己又ハ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物

【賃織業務と申告義務】 雇傭契約に依り職工となりて織物を作製するは即ち報酬を得て他人の爲め労働するもののみにして其製造業務に従事するに外ならされは職工自ら製造業者として織物消費税法第十二條の規定に従ひ政府に申告するの義務なしと雖も他人の依頼を受け賃織を爲すは職工の行爲と異なり賃織を得て他人の爲め織物を製造し之を引渡すことを以て其目的とする一の請負なるか故に賃織業者は同條の規定に従ひ申告の手續を爲すの義務あるものとす何となれば同條には廣く「織物を製造せんとするものは政府に申告す可し」とありて製織を爲したる結果製品に對し物件を取得する爲め織物を製造せんとする者は勿論單に賃織を得るを目的として他人の爲め織物を製造せんとする者をも包含するのみならず同條但書に自己又は其家族の用に供する爲め自ら織物を製造せんとする者は申告の手續を爲すに及はざる旨の制限的例外の規定あるに徴するも法律か賃織の依頼を受け他人の爲め織物を製造せんとするものは之を除外せず同條と原則に従ひ申告の手續を爲さしむる主旨なることを窺知するに足るを以てなり

(四年(れ)二四二號、四年三月一五日大審判二判決、法律新聞一〇〇六號三二四頁)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費税ヲ徴收ス但シ消費税四圓未満ナルトキハ罰金額ハ金十圓トス

- 一 第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除クノ外政府ニ申告セシテ織物ヲ製造シタルトキ
- 二 外國ニ輸出スル爲若ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出スル爲消費税ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ
- 三 消費税納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物ヲ消費シタルトキ
- 四 第七條ニ依リ引取りタル織物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セサルトキ

五 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ

(參照) 第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ製造場税關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ織物ヲ引渡スコトヲ得ス

第五條 消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以内消費税ノ徴收ヲ猶豫ス

第七條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ限り消費税ヲ納付セスシテ織物ヲ引取ルコトヲ得

- 一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ
- 二 染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ
- 三 一定ノ場所ニ於テ消費税ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

【織物消費税課税の標準額】 織物消費税法に於て課税の標準とする織物の價格は製造地に於ける一般取引上の相場に依りて定まるものにして稅務官吏の査定したる價格にして此標準と一致するものは其査定價格を正確とすべく又現實に織物を賣買したるに當り其代價にして此標準と一致する以上は賣買代價は即ち課税の標準たる價格に該當するものに外ならず但織物消費税納付済の織物に付き一般取引上の相場に従ひ協定せらるる賣買代價中には織物消費税を包含するを以て賣買代價中より之を控除したる金額を以て課税の標準たるべき價格と定めざるへからず故に織物に關し單に現實の賣買代價を確定したるのみにては未だ以て其代價が果して課税の標準たるべき價格と一致するやを知るに由なし原判決を査するに被告が織物仲買業者にして雇人和田作二郎が奈

良縣高市郡高取町織物製造者中上萬藏外二名より未納税の儘之を引取ることにつき其筋の承諾を受け移入したる綿織物盆天五百十反を未納税の儘且移出承諾を受けず(中略)大阪市東區本町三丁目日比合資會社に總額五百十三圓四十五錢にて賣却し(中略)被告肩書店舖より之を右會社に引渡したることを認定したるに止まり其代價か果して前示説明の如き課税の標準たるべき價格と一致するや否やを明確にせずして直に之を織物消費税法第十七條第五號第十一條第二條第二十一條等に問擬したるは理由不備の違法ある者とす故に課税の標準たる價格は稅務署と當業者との間に確定する價格なりとし之を眞價なりと論ずるは法理上の根據を缺き失當と認むべきも原判決の判示を以て理由不備なる者と爲す點に於ては結局理由あり原判決は破毀を免れず

(三年(れ)三一二五號、四年一月二八日大審判二判決、法律新聞九九五號二九二頁)

關稅法

第七十五條 關稅ノ連脱ヲ圖リ又ハ關稅ヲ連脱シタル者ハ其ノ連脱ヲ圖リ又ハ連脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ犯罪ニ係ル貨物ヲ沒收ス

【關稅連脱と詐欺罪】 關稅法第七十五條には單に「關稅の連脱を圖り又は關稅を連脱したる者は……」とあれども詐欺の手段を以て關稅を連脱したる時は犯人が其結果として自己の財産上に不法の利得を得るは當然のことなれば法律か斯る場合をも豫想し之を包括して一罪と爲し同法條を以て處罰するの趣旨なること毫も疑を容るへからず原判決の認むる處に依れば本件第二の事實は「被告龜之助は判示期間内犯意繼續して數回に亘り前項記載の如く或は送狀に變更を加へ或は虚偽の記載を爲したる送狀を送付せしめたる上之を前示當該官吏に提出し以て同官吏を欺き因て

口資會社萬世貿易商店をして關稅金合計二千六百二十四圓九十三錢を連脱して不法の利益を得せしめ尙同會社の爲關稅金百七十三圓の連脱を圖りたるも其の目的を遂げざりしものなり」と云ふに在りて之を其前項なる第一の事實と對照するに被告龜之助は合資會社萬世貿易商店の代表社員として其業務の執行に關し稅關官吏に對して欺罔手段を施し以て關稅を連脱せんことを圖り又は關稅を連脱したる者にして其行爲に付ては明治三十三年法律第五十二號第一條の規定に依り右會社を責任者として處罰すべき場合に該當し被告の雇人か雇主と共謀して稅則違反の行爲を爲したる場合とも其趣を異にするものなれば被告龜之助に關稅法第七十五條の罪責は勿論刑法第二百四十六條第二項の罪責を負はしむることを得ざる者とす

(四年(れ)二五三七號、四年一〇月二八日大審判二判決、法律新聞一〇五八號四九八頁)

所得稅法

第四條 第一種ノ所得ハ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依リ其ノ他ノ法人ニ在リテハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ第二條ニ該當スル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生ルモノニ限ル

前項ノ場合ニ於テ總益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金又ハ此ノ法律施行ニ於テ支拂テ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付亦同シ

【株式會社の額面以上の株式發行と所得稅】 株式會社が額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に收入したる額面超過金額は其會社の積極的財産を増加する收入なるか故に所得稅法第四

條に依り其會社の之を收入したる事業年度の總益金中に算入すべきものとす

(四年三九號、四年六月二一日行政三判決、法律新聞一〇三七號三二九頁)

第四條ノ三 第三種ノ所得ハ左記各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 俸給、給料、手当、歳費、年金、恩給、退隱料、營業ニ非サル貸金預金ノ利子及第二種所得ニ屬セサル公債社債ノ利子ハ其ノ收入豫算年額
- 二 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額
- 三 山林代採ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額
- 四 外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受クル配當金ハ前年ノ收入金額
- 五 其ノ他ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

【手當額の算出と所得税法】 手當に付ては所得税法第四條の三第一號に依り收入豫算年額に基き所得を算出すべきものにして其受給實額を確定的に豫知し得ることを必要とせず

(三年九八號、九九號、一〇〇號、四年二月一五日行政三判決、法律新聞九九七號二五九頁)

【慰勞賞金と所得税】 鐵道院より受くる慰勞賞與金は其性質臨時偶發的のものにあらずして其の金額を豫定し得るものなれば之を所得税法に所謂手當金として第三種所得に計算すべき者とす

(二年一〇一號、四年三月一五日行政三判決、法律新聞一〇〇三號二七一頁)

【山林伐採と所得】 山林伐採の所得とは山林を伐採すること又は伐採せしむることに因る所得を指すものと解するの外なく勅令を以て法律を變更することを得ざるものなれば大正二年勅令第六十五號第一條第二項に「山林を讓渡したる場合に於ては其の立木竹の所得は之を山林伐採の所

得とす」と規定しあるは山林讓渡の場合中山林を伐採せしむることに因る所得ありと爲すべき特種の場合に於ける山林伐採の所得の計算方法を定めたるに過ぎざる者にして該規定は所得税法に所謂山林伐採の所得の意義を變更したるものと解すべきに非ず又前示勅令第一條第二項の規定あればとて之か爲所得税法第四條の三第三號は普く山林讓渡の場合に其の適用あるものと解すべきに非ず

(三年五六號、四年三月五日行政三判決、法律新聞一〇〇七號二七九頁)

第五條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得税ヲ課セス

- 一 軍人從軍中ノ俸給、手當
- 二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給、退隱料
- 三 旅費、學資金及法定扶養料
- 四 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
- 五 外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル資産、營業又ハ職業ニ依ル所得
- 六 此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金及割賦賞與金
- 七 乗馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繁畜料及馬匹保續料

【一時の所得と所得税】 所得税法第五條第四號に所謂營利の事業に屬せざる一時の所得とは營利の事業に屬せずして臨時に生ずる所得を指稱するものと解せざるへからず

(三年九八號、九九號、一〇〇號、四年二月一五日行政三判決、法律新聞九九七號二五九頁)

【法律取調委員會の手當と所得税】 法律取調委員會の手當に付ては明治四十二年四月勅令第三百三十三號法律取調委員會規則第九條及第十條の規定あるか故に常務の有無及事務の繁閑に拘らず法規上委員幹事又は書記の資格に伴隨し法定の制限額以内に於て手當の支給あるべきものと認む

るを相當とす

(三年九八號、九九號、一〇〇號、四年二月一五日行政三判決、法律新聞九九七號二五九頁)

第四十條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得ス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ヲ適用セス

【第三種所得金額の更訂決定と行政訴訟】 所得税法第四十條第一項の請求に對する處分に對する行政訴訟は明治三十三年法律第六號に所謂租稅の賦課に關するものなりとす

(四年七八號、四年八月三〇日行政三判決、法律新聞一〇三八號三三四頁)

改正前の所得税法

第四條 所得ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ算定ス

一、二略

三 第三種ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ依ル但シ此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケサル公債社債ノ利子、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受ケタル配當金、俸給、給料、手當金、歳費、年金、恩給金ハ其ノ收入額ノ豫算年額ニ依リ山林ノ所得ハ前年ノ所得ニ依ル田畑ノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ

第二項 略

【手當金の算出方】 大正二年法律第十三號に依る改正前の所得税法第四條第一項第三號に所謂手當金は稅務署長が決定當時の狀況に從ヒ豫算年額に依リ其金額を算出スヘキものとす

(二年一〇一號、四年三月一五日行政三判決、法律新聞一〇〇三號二七一頁)

酒造稅法

第一條ノ六 此ノ稅法ニ於テ燒酎ト稱スルハ清酒粕ヲ蒸溜シタルモノヲ謂フ

左ニ掲グル物品ヲ原料トシテ蒸溜シタルモノハ燒酎ト看做ス

一 清酒

二 濁酒

三 味淋粕

四 米、麥、粟、黍、稗若ハ甘藷ト麴及水ト原料トシ醱酵セシメ又ハ酒酵母ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ

【燒酎滓を以て製造したるものと燒酎と酒造稅法】 燒酎の製造に付ては酒造稅法第一條の六に

其材料及製造方法の定なきにあらすと雖も同施行規則を見るに其第十五條に「酒滓酒粕蒸餾粕を使用して製造する酒類は割水其他如何なる名稱を附するも總て其造石數を査定すヘシ」とありて其酒類とある中に燒酎を包含すると同時に其酒滓とある中に燒酎滓をも包含するものと解すヘければ燒酎滓を以て製造したる者と雖も其性質上苟も燒酎の種類に屬する以上は酒造稅法に所謂燒酎なるを以て之に對しては同法の規定を適用すヘク酒精及酒精含有飲料稅法の規定を適用すヘキ者にあらず (四年(れ)二四三二號、四年一月四日大審刑二判決、法律新聞一〇五七號四九二頁)

第二十四條 酒類ヲ製造スル者詐僞其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

【酒類製造用器具と犯罪供用物件】 酒造稅法第二十四條の犯罪は免許を受け酒類を製造する者か詐僞其他不正の所爲を以て造石數の査定を免れ又は免かんれとするに因て成立するものにして

其酒類を製造することは法律違背の行爲たらず從て酒類製造の用に供したる器具の如きは犯罪供用の物件として之を沒收するを得ざるものとす然るに原院が押收品中兜釜二個蛇管二個を第二犯罪の供用物件にして被告の所有に屬するものなりとして之を沒收したるは擬律の錯誤にして原判決は此點に於て破毀を免れざるものとす

(三年(れ)一七七九號、三年二月二日大審判三判決、法律新聞九九三號二八八頁)

營業税法

第三條 營業税ヲ課スヘキ金錢貸付業及物品貸付業ハ一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ爲スモ亦同シ
運轉資本金額五百圓未満ノ者ニハ營業税ヲ課セス

【會社と金錢貸付業】 會員を募集し一定數の會員を以て一組となし會員をして積立金を爲さしむると共に其の會員に金錢を貸付するを目的とし抽籤又は入札の方法により自己の計算を以て其の會員に金錢を貸付する會社は假令其の貸付の相手方が會員に限らるる場合に於ても金錢貸付業を營むものとする
(三年二一五號、四年二月二日行政三判決、法律新聞一〇〇二號二六八頁)

第二十八條ノ四 營業者第二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(參照) **第二十八條ノ一** 前條ノ請求アリタルトキハ審査委員會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス
第二十六條ノ二十八ノ規定ハ之ヲ審査委員會ノ決議ニ準用ス

第二十六條ノ二十八 政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不

當ト認ムルトキ又ハ再調査ニ付シタル日ヨリ七日以内ニ調査終了セサルトキハ政府ニ於テ課税標準ヲ決定ス

第二十七條 納税義務者政府ノ通知シタル課税標準ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出審査ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

【營業税課税標準額の審査決定と行政訴訟並し願】 營業税法第二十八條の四には「營業者第二十八條の一の決定に對し不服あるときは訴訟又は行政訴訟を提起することを得」とあれとも其の決定に對し行政裁判法第十七條第一項の原則とする手續を履ます直ちに行政裁判所に出訴するを許したりと認むべき文詞なく又其の決定に對する行政訴訟を提起するに當り地方上級行政廳たる稅務監督局長に訴願し其の裁判を経由せしむるを不必要なりとする特殊の理由存在すと認むべきものなく而して訴願法及明治二十三年法律第六號行政廳の違法處分に關する行政裁判の件は租稅(第六六號は海關稅を除く)の賦課に關し訴願又は行政訴訟の提起を許したるに止まり課税標準の決定に對し之を許す旨の規定存せざるに徴すれば本條の規定は訴願法及明治二十三年法律第六六號所定の事件以外に於て營業税課税標準額の審査決定に對しても亦訴願又は行政訴訟の提起を許すことを規定したるものと解すべく行政裁判法第十七條第一項の原則に對する例外を規定したるものと解すべきにあらす從て本件稅務署長の審査決定に對しては稅務監督局長に訴願し其の裁決を経たる上にあらされは行政訴訟を提起し得ざるものと云はざるを得ず

(四年一九號、四年二月三日行政三判決、法律新聞九九六號二五六項)

第二十三條 營業ヲ繼續シ又ハ營業認續ト認ムヘキ事實アルトキハ納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅諸税法及關係法規 營業税法

ヲ徴收ス

【營業繼續と營業廢止】 當事者か其一方の製造業に關する工場土地其他の財産を他の一方に譲渡し他の一方をして其製造業を繼續せしむる趣旨の契約を爲し其一方は製造を爲さず且廢業届を爲し當事者は不動産の所有權移轉の登記を受け且財産の引渡を了し他の一方は該工場等を改修して其製造業に従事したるときは右契約等の效力の有無に論なく廢業届を爲し不動産所有權移轉の登記を受け工場等の改修等に従事したる際に於て營業繼續と認むべき事實あるものとす従て前の營業者か一時營業を休止し後の營業者も亦引續き營業を休止したればとて營業繼續と認へき事實なしと爲すを得ず營業繼續の場合に納期に於ける營業に非ざる前の營業者に營業税を賦課したりとするも納期に於ける營業者たる後の營業者に營業税を課することを妨げざるものとす

(三年七七號、四年三月三十一日行政三判決、法律新聞一〇一〇號二九三頁)

第二十七條

納稅義務者政府ノ通知シタル課稅標準ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出審査ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ税金ノ徴收ヲ猶豫セス

【稅務署長の營業稅課稅標準決定と行政訴訟】 稅務署長の爲したる營業稅課稅標準決定に對し異議ある者は稅務監督局長に審査請求を爲すことを得るも行政訴訟を提起することを得ざるものとす

(四年九〇號、四年六月四日行政三判決、法律新聞一〇三五號三二四頁)

地方税規則

第一條 地方税ハ左ノ目ニ從ヒ徴收ス

- 一 地租三分一以内
- 一 營業稅並雜種稅
- 一 戶數割

【地籍内の定置漁業者と税の賦課並郡村界と川の流域の変更】 弘化二年に於ける常磐村と中河内村(現在の柳河村の一部)との村境は乙第十五號證中河内村全圖に記載せる那珂川の中央なりしと那珂川の流域は弘化二年以後殊に慶應年間に變更して乙第十五號證は村境として記載したる川の中央の邊迄柳河村測に寄洲を生し其の寄洲を常磐村と柳河村とに分割したる結果字向河原か常磐村地籍に屬するに至りたること及菊地可の定置漁場は常盤村字根本河原の川岸より起り那珂川を横斷して六十九間餘即ち對岸字河原の川岸を距ること約十七間の地點に達することは當事者間争なき所なり而して甲第二號證明治九年成立の常磐村全圖に依れば柳河村所屬の官有地と常磐村所屬の字向河原との境界か那珂郡と東茨城郡との郡界となり居るのみならず弘化二年以後に於ては町村の區域は明治十一年の郡區町村編制法、明治二十一年の町村制及現行町村制に於て共に舊に依るものと爲し之を變更するには法定の手續を履むことを要する旨規定せられたるに拘らず常磐村の村界に關しては甲第三號證の一即ち明治二十二年茨城縣令甲第十二號に依り水戸市に編入せられたる區域を除くの外變更せられたりと認むべき證憑なきを以て柳河村との村界は弘化二年以來變更なかりしものと認むるを相當とす従て菊地可の定置漁場は全然常磐村地籍内に在るものと認定す然れば原告か菊地可に對し單獨に本件係争漁業稅附加村稅を賦課したるは適法にして被告の之を取消したるは失當なり被告は川の中心を以て郡村界と爲すことは別に法令の規定あるに非ざるも習慣上斯くなり居るものと認めらるるものなるか故に那珂川の流域か變更して其の中

心か移動するに従ひ郡村界も自然に變更したるものと解するを相當とす從て流域か移動するも川の中心か郡村界たることに變更なしと云ひ乙第七號證乃至第十七號證を提出して實際の取扱も現在の那珂川の中心を以て郡村界と爲すと主張すと雖法令上川の中央を郡村界と爲す旨の規定なきか故に古來一定したる郡村界は川の流域の變更に伴ひ當然變更するものと謂ふことを得ざるのみならず此等の證據は前示乙第十五號證を除くの外何れも明治二十年以後の作成に係り且現在の那珂川の中心を以て郡村界と爲したる根據明瞭ならざるに依り右認定を覆すに足らざるものとす
(三年六一號、三年一月一五日行政一判決、法律新聞九八九號二五〇頁)

【**構戸の意義**】 明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則の戸數割は之を基礎とするものなれば一戸を構ふる者に對する外之を賦課することを得ず然るに原告か他人の住宅に下宿し賄料を支辨して食事の供給を受くる者なることは被告も認むる所にして斯くの如きは一戸を構ふる者と謂ふことを得ざるか故に本第戸數割の賦課は前示太政官布告の趣旨に背反し違法たるを免れざるものとす
(三年二二二號、四號一月一八日行政一判決、法律新聞九九六號二五七頁)

【**構戸の意義**】 明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則の戸數割は一戸を構ふる者に對する外賦課することを得ざるものなり然るに原告は高知區裁判所豊永出張所假廳舎内に宿直起臥し食事一切は一定の賄料を支拂ひ水田勇龜方より供給を受け來りしこと被告の争はざる所にして斯の如きは一戸を構ふる者と云ふを得ざるか故に本件戸數割の賦課は前掲太政官布告の趣旨に背反し違法のものたることを免れず
(三年一九九號、四年一月二九日行政一判決、法律新聞九九七號二六二頁)

【**縣知事と縣稅所得稅附加稅の賦課徵收**】 縣知事は其の縣に於て縣稅所得稅附加稅を納むる義務ある者にして所得稅を分別して納めざる場合には縣稅附加稅の標準たるべき所得稅額を査定し

縣稅所得稅附加稅を賦課徵收し得るものとす

(四年一六號、四年三月一七日行政一判決、法律新聞一〇〇六號二七七頁)

【**下宿人と戸數割**】 他人の住宅に下宿し賄料を支辨して食事の供給を受くる者は一戸を構ふるものと云ふことを得ざるか故に之に對して戸數割を賦課したるは違法なり
(四年四六號、四年五月二二日行政一判決、法律新聞一〇一六號三〇五頁)

【**同居と構戸**】 他人方に同居し一定の賄料を支拂ひ食事の供給を受け居る者は一戸を構ふるものと云ふことを得ざるに依り之に對し縣稅戸數割を賦課したるは違法なり
(四年五八號、四年五月二四日行政一判決、法律新聞一〇一九號三一〇頁)

【**戸主と生計費の支給**】 原告十市村長は參加人原田茂明は高知市民たるか如く裝へるも事實上依然十市村に住所を有し世帯を立て同村に於ける同人及家族の生計は同一經濟の下に行はれ炊事の費用は同人の計算に屬するものなりと主張するも原告提出の諸證は右主張を支持するに足るものなし他人より生計費の支給を受けて炊爨を爲し生計を營むも尙其の者の戸たるを妨ぐるものに非ざると同時に其の戸は生計費支給者の戸なりと謂ふことを得ざるものとす
(三年一三一號、四年五月一七日行政一判決、法律新聞一〇一九號三〇九頁)

【**縣稅戸數割と三箇月以上居住**】 住所の何れに在るを問はず苟も賦課期日に於て府縣内又は町村内に一戸を構へ三箇月以上居住する者なるに於ては之に對し縣稅戸數割又は其の附加村稅を賦課し得るものとす
(四年五五號、四年五月二四日行政一判決、法律新聞一〇二二號三一二頁)

【**構戸の意義**】 賄料を支拂ひ他人方に止宿する者は一戸を構ふるものと云ふことを得ず
(四年八一號、四年七月一四日行政一判決、法律新聞一〇四八號三四六頁)

登録稅法

第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受ルトキハ左ノ區別ニ登ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

四 第一號乃至第三號以外ノ原因ニ由ル所有權ノ取得

不動産價格千分ノ二十五

(參照) 一 法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ所得

不動産價格千分ノ五

二 第一號以外ノ家督相續又ハ遺産相續ニ因ル所有權所得

不動産價格千分ノ五

三 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得

不動産價格千分ノ四十

但シ神社、寺院、詞宇、佛堂及民法第三十四條ニ依リ設立シタル社團又ハ財團法人ノ寄附行爲ニ

因リ所有權ヲ取得シタルトキハ不動産價格千分ノ十

【所有權の一部移轉登記の登録稅】 所有權の一部移轉登記の登録稅は登録稅法第二條第一項第

四號に依るを相當とすへきものとす

(四年七月一六日民一〇四八號、法務局長回答、法律新聞一〇三三號三〇五頁)

第十九條 左ニ掲グルモノニハ登録稅ヲ課セス

二 府縣郡市町村其ノ地公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動産ノ登記

【町村か道路敷地として官に寄附する目的を以て買收したる土地所有權移轉登記の登録稅】 町

村か道路敷地として官に寄附するの目的を以て買收したる土地所有權移轉の登記に付ては登録稅

法第十九條第二號に依り登録稅を要せざるものとす

(四年一月一五日民一八六六號、法務局長通牒、法律新聞九九七號三一六頁)

印紙稅法

第四條 左ニ掲ル證書帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ下ニ定ムル所ノ印

紙稅ヲ納ム可シ

一 通帳印紙稅二錢

【藥價通帳と印紙の必要】

印紙稅第四條には汎く通帳に付き印紙稅の納付を必要とすることを

規定し同法には營業に關せざるものに付き之を免除することの除外例を設けず通帳とは繼續若くは連續する財產權上の取引を爲す當事者の一方より相手方に對し其取引關係を證明する爲め作成する帳簿類なりと雖も其取引が商業又は營業たることを必要とせず明治十七年五月一日布告第十號證券印稅規則第二條に營業に關する請取書云々右證書を通帳と爲すときは云々一年以内一冊に付き一錢の印紙を貼用す可しとあれとも同條には別に金錢諸物品通帳一年以内一冊に付印紙稅一錢なる旨の規定あり原來通帳は請取を證明するを一の目的とするものなれとも必ずしも請取の證明のみを目的とするものに限らず從て印紙稅法第四條に單に通帳とある以上は其通帳は營業に關する請取書を通帳と爲したるもののみを指稱するものにあらざること論を俟たず原判決の判示の趣旨に依るも本件通帳は醫を業とする被告賢司が製糸業大星工場主たる林清吉に交付し大正二年三月十七日より同年十二月三十一日迄の間月日氏名及藥價等を逐次記入して使用したるものにして通帳に患者の氏名藥價等を逐次記載し之を證明する用にも供したるものに外ならず從て單純

なる受取を證明するものにあらざること亦明なり故に原審か之を印紙税法第四條の通帳に該當するものと認めたるは正當なり

(三年(れ)二八六一號、三年二月一七日大審判二判決、法律新聞九九〇號二八三頁)

第五條 左ニ掲ル證書帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿

【公署より發する證書と印紙税】 府縣若くは町村有不動産を賣却する場合には知事又は市町村長か其地方團體を代表して賣渡證書を作成するものにして其證書は印紙税法第五條第一號に所謂公署より發する證書に該當し印紙税を納むることを要せざるものと認むべきものとす或は府縣及町村は法人にして其不動産は官公署の不動産にあらずとの理由を以て反對の見解を採るものなきにあらずと雖も正當ならず何となれば官廳又は公署は素と國家又は公共團體の機關にして自ら財産權の主體たるを得ざるは明白にして同條第一號の規定は官廳又は公署か不動産の主體として證書、帳簿を發することを條件とするものにあらずればなり又公法人も財産權の主體として私法に律せらるへしとの理由を以て公法人の不動産を賣却する證書の如きは前掲の規定に包含せずとの結論を採用する者ありと雖も最亦正當なる見解にあらず何となれば凡そ財産權の主體たる關係に於ては獨り府縣及町村のみならず國家も亦私法に律せらへきものなるとは異論なき所なりと雖も官廳又は公署は私法上の關係に於て國庫財産權の主體としての國家又は町村を代表するも亦官廳又は公署たるの資格を變することなきのみならず同條第一號及同條第二條の規定か官廳若くは公署又は官公署か財産權に關して發する證書、帳簿に着眼せるものなることは同法第一條との關係上より觀察するも疑を容れざる所なりとす

(三年七月四日法曹會決議、法曹記事二五卷三號)

酒精及酒精含有飲料税法

第十五條

免許ヲ受ケスシテ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ造石税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

【木精と酒精】

原判決認定事實は燒酎又は泡盛を原料とし之に水を加へたる木精を混和したる飲料を製造したりと云ふに在り木精は純酒精にあらずして燒酎又は泡盛の成分中に包含せざる他の物質なるか故に之を燒酎又は泡盛に混和し純酒精を含有する一種の飲料を製造したるに外ならされは酒精及酒精含有飲料税法に違反したるものなること論を俟たす

(四年(れ)四八九號、四年四月一四日大審判三判決、法律新聞一〇一〇號三三〇頁)

第十六條

酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者詐僞其ノ他ノ所爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ造石税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十五圓ヲ下ルコトヲ得ス

【酒精及酒精含有飲料税法違反と造石税】

酒精及酒精含有飲料税法第十六條の犯則事實ありたる場合に於ては其事件の刑事判決に依り査定を免れたる造石數の定りたる後に非されは稅務官廳か同税法第九條第二項に依り造石税を賦課し得ざる法規上の制限なきのみならず稅務官廳か爲したる酒精含有飲料税賦課處分の當否は刑事判決に依り決定せらるべきものに非ず

(二年三一號、四年五月一九日行政三判決、法律新聞一〇三一號三一五頁)

衆議院議員選舉法

第二章 選舉權及被選舉權

第十三條 神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師、小學校教員ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

政府ノ請負ヲ爲ス者又ハ主トシテ政府ノ請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ被選舉權ヲ有セス

【御用商人と被選舉資格】 衆議院議員選舉法第十三條に所謂政府の請負を爲す者とは民法上の請負を爲す者は勿論民法上の請負にあらざるも常に政府と契約を爲し一定の報酬を得て政府の爲めに其需用を供給することを業とする者は總て之を包含する者とす其供給が有償の契約なる以上は其供給が一定の時間繼續するものなると將又た政府需用の時に個々の契約を以て供給するとを問はず又其供給の目的物の如何を論せず又一手引受なると一部の引受なるとにも關せず又政府の請負を爲すことを主たる目的と爲すと其營業の傍ら政府の請負を爲すに關係なく總て同條に所謂政府の請負を爲す者と謂ふべく從て是等の者は被選舉資格を有せざるものとす

(四年(ウ)二號、長控民判決、法律新聞一〇三二號一〇五九頁)

第四章 選舉投票及投票所

第三十六條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

【紙型面上塗墨の方法に因り字形を描出し或は全く筆を紙型切抜の輪廓内に托して文字を表現せしむる方法に依りて爲したる投票の效力】 衆議院議員選舉法第三十六條及第三十八條に選舉人は自ら投票用紙に被選舉人の氏名を記載すべく自ら被選舉人の氏名を書すること能はざる者は投票を爲すを得ざる旨の規定あり其所謂自記若くは自書とは選舉人が被選舉人の氏名を表彰すべき文字に對する認識を以て獨力之を記載することを要する法意なりと解すべきか故に單に紙型面上塗墨の方法に由りて字形を描出し或は全く筆を紙型切抜の輪廓内に托して文字を表現せしむるか如き前者は其塗墨區域廣く紙型面に涉り後者は唯其切抜の部位に局限せらるる差あるも其直接に紙型を使用するは即ち同一にして二者共に文字の認識を基礎とせざる紙型本位の機械的働作たるに過ぎされは之を以て獨力記載の實質を具備するものと謂ふを得ざるや論を俟たず從て是等の方法を以て被選舉人を表示せる投票は同法第五十八條に規定せる無効の場合に該當せずと雖前記法條に違反せる理由に於て當然無効なりと論定せざるべからず

(四年(ウ)一號、長控民判決、法律新聞一〇二五號一〇三二頁)

【投票用紙に選舉人の氏名を記載したる投票の效力】 衆議院議員選舉法第三十六條第二項に投票用紙には選舉人の氏名を記載することを得すとあるは畢竟無記名投票の主義を闡明せる規定にして選舉人若し投票用紙に自己の氏名を表明するに於ては明に其無記名主義に背戾するを以て同法第五十八條に無効の規定なしと雖右第三十六條の禁止規定に依り當然無効たるを免れざるものとす

(四年(ウ)一號、長控民判決、法律新聞一〇二五號一〇三二頁)

第六章 開票及開票所

第五十七條 投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者之ヲ決定スヘシ
 【被選舉人の氏名を記載するに「ウレシ」と記載したる投票の效力】 「漆昌巖」なる被選舉人の氏名を記載するに「ウレシ」と記載したるときは投票を弄したるものなりやを疑はしむるの嫌あれども選舉人は其選舉權を尊重し誠實に之を行使したるものと推定するを相當とするを以て其投票は有效なり
 (四年七月一五日東控民三判決、法律新聞一〇三一號一〇五五頁)

第五十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成現ノ用紙ヲ用キサルモノ
- 二 一投票中二人以上ノ被選舉人ヲ記載シタルモノ
- 三 選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
- 四 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 五 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

【被選舉人の氏名を外部より認識し得る投票の效力】 投票用紙に記載したる被選舉人の氏名が外部より認識し得るときと雖も其投票は有效なり
 (四年(ウ)一號、長控民判決、法律新聞一〇二五號一〇三二頁)

【被選舉人氏名の下に「第七番」と記載ある投票の效力】 衆議院議員選舉の投票に被選舉人の氏名の下に「第七番」との記載あるときは他事記入として其投票は無効なり
 (四年七月一五日東控民三判決、法律新聞一〇三一號一〇五五頁)

第八章 當選人

第七十條 有效投票ノ量多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ當選人ニシテ當選證書付與前ニ於テ其ノ當選ヲ辭シ若ハ死亡シタルトキ又ハ當選證書付與ノ前後ヲ問ハス選舉ニ關スル罰則ニ依リ處罰セラレタル結果當選無効トナリタルトキ又ハ被選舉權ヲ有セサル爲當選無効トナリタルトキハ前項ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中ニ就キ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

前項ノ場合ヲ除クノ外選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ必要ナルトキハ本條ノ例ニ依リ更ニ當選人ヲ定ム

第七章ノ規定ハ前二項ノ場合ニ於テモ亦之ヲ適用ス

本條ニ依リ當選人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數相同キトキハ年長者ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤シテ其ノ順位ヲ定ム

(參照) 第七章 選舉會

第六十四條 選舉會ハ選舉長ノ指定シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開キ第六十一條ノ報告書ヲ調査ス

選舉ノ一部無効トナリ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第六十一條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ選舉會ヲ開キ他ノ開票管理者ノ報告書ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ

第六十一條 投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直チニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スヘシ

第六十五條 選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第六十六條 選舉長ハ各選舉區内ノ選舉人中ヨリ三名以上七名以上ノ選舉立會人ヲ選任シ選舉會開會ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉會ノ當日選舉會ニ參會セシムヘシ
 選舉立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

衆議院議員選舉法 當選人

第六十七條 選舉長ハ選舉録ヲ作り選舉會ニ關スル顛末ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名シ第六十一條ノ報告書ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十八條 選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 選舉會場ノ取締ニ付テハ第五章ノ規定ヲ準用ス

第五章 投票所取締

第四十七條 投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 選舉人、投票所ノ事務ニ従事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ノ外投票所ニ入ルコトヲ得ス

第四十九條 投票所ニ於テ演説討論ヲ爲シ若ハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議者ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ投票所外ニ退出セシムヘシ

第五十條 前條ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票所閉鎖後ハ此ノ限ニ在ラス

【次點者と選舉訴訟】 衆議院議員選舉法第七十條に依れば有効投票の最多數を得たる者を以て當選人とすとの規定しありて次點者は之を當選人とすることなし故に法律上次點者の當選なるもの存在せざる筋合なりとす若し次點者の當選なるもの存在すとすれば其以下の得票者に付ても當選なるもの存在し而かも其當選の結果に異動を及ぼすの虞ある場合には選舉訴訟を提起し得る不當の結果を見るに至るのみならず次點者及び其の以下の得票者に付き當選なるもの存在すとすれば其當選の効力に關して當選訴訟を提起し得る不當の論結を爲さざるを得ざるに至るへし故に次

點者の當選なるもの存在すと原告代理人の見解は到底之を認むるに由なく従つて本件投票が有効と決定せらるるも當選人の當選の結果に異動を及ぼさざる事實を認め單に次點者齋藤二郎の當選の結果に異動を及ぼす關係あるに過ぎざる事實を主張し本訴投票有効の判決を求むる本訴請求は其の理由なきものとして之を棄却せざるへからず

(四年(ウ)二號、宮控民判決、法律新聞一〇二四號一〇二八頁)

第十章 選舉訴訟及當選訴訟

第八十條 選舉ノ効力ニ關シ異議アル選舉人ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

【選舉訴訟の要件】 衆議院議員の選舉が其規定に違背することあるときは當選の結果に異動を及ぼすの虞ある場合に限り選舉人は選舉長を被告とし選舉訴訟を提起して選舉無効の判決を求め得ること衆議院議員選舉法第八十條以下の規定に徴し明白なりとす故に投票管理者又は開票管理者に於て選舉人の投票に對し不當に拒否又は不受理の決定を爲したる事實ありとするも之が爲め當選の結果に異動を及ぼすの虞ある場合にあらざれば選舉訴訟を提起することを得ざるものと云はざるへからず

(四年(ウ)二號、宮控民判決、法律新聞一〇二四號一〇二八頁)

【選舉の効力に關する異議の訴】 衆議院議員選舉法第八十條には選舉の効力に關し異議ある選舉人は選舉長を被告とし選舉の日より三十日以内に控訴院に出訴することを得とあり又同第八十二條には當選を失ひたる者當選の効力に關し異議あるときは當選人を被告として第七十五條の告

示の日より三十日以内に控訴院に出訴することを得と規定しありて共に其何れの控訴院に出訴すへきやを明言し居らざるも此兩條に於ける規定の全趣旨より見て選舉の行はれたる地を管轄する控訴院を指示せるものなることは自ら之を言外に認め得るのみならず選舉訴訟若しくは當選訴訟の性質及び審理の便否等に鑑みるときは之を選舉の行はれたる地を管轄する控訴院に出訴すへき法意と解するを以て最も正鵠を得たるものとせざるべからず假りに衆議院議員選舉法第八條に選舉人名簿に關する訴訟選舉訴訟及び當選訴訟に付ては本法に規定したるものを除く外總て民事訴訟の例に依るとありて前示同法第八十條第八十二條は本條の所謂特別規定として事物の管轄を規定し其土地の管轄に付ては之を民事訴訟法の規定に依らしむる法意なりと解すへきものとするも被告は内地に住所を有せずして朝鮮釜山に住居することは當事者間に争なき事實にして朝鮮は我領土なりと雖も現在の我制度に於ては朝鮮に施行せらるる法令は其效力朝鮮を限りとし内地に於ては遼東の效力なく又内地の法令其效力を當然朝鮮に及ぼすものにあらずして其間全く連絡を缺き恰も互に外國法に異ならざる關係に在るのみならず翻て我民事訴訟法を視るに其裁判所の管轄に關する規定は裁判所構成法及び民事訴訟法の行はるる區域を標準として規定せられあること外に在る裁判所は是等法律に所謂裁判所として該法上認められたる管轄權を有すへきものにあらずるにより其適用の上に於ては是等法律施行區域外の地は之を外國と同一に看做さざるべからず去れば民事訴訟法第十三條に所謂内國とは右二法の施行せらるる區域を謂ひ所謂外國とは其區域外を謂ふものと解すへきか故に前認定の如く被告が内地に住所を有せずして朝鮮に住所を有する以上は前示法令の關係上民事訴訟法の適用に於ては被告は内國に住所を有せずして外國に住所を

有するものと看做さざるべからず殊に衆議院議員選舉法を施行せられざる朝鮮に存在する裁判所は同法に基く公法上特種の争訟に付ては民事刑事の事件と異なり絕對に其裁判權を有すべからざるものなるを以て同法上の争訟に民事訴訟法を適用するに當りては一層以上の解釋を是認すへき理由あるものと謂ふべし (四年(ウ)二號、長控民判決、法律新聞一〇三二二號一〇六〇頁)

第八十二條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告トシ第七十五條ノ氏名告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得但シ第七十條第一項但書ニ認メタル得票ニ達シタリトシ理由ニ由リ出訴スル場合ニ於テハ選舉長ヲ被告トシ第七十四條ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ出訴スベシ

前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

(參照) **第七十五條** 當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ管内ニ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第七十條第一項 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第七十四條 當選人ナキトキハ地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムベシ
當選人議員ノ定數ニ達セサルトキハ地方長官ハ前項ノ例ニ依リ其ノ不足ノ員數ニ對シ選舉ヲ行ハシムベシ

第七十條第二項及第三項ノ場合ニ於テ當選人ナキトキ亦前二項ニ同シ

第八十條及第八十二條ノ出訴期間ハ本條ノ選舉ヲ行フコトヲ得其ノ出訴アリタルトキ裁判確定スルニ至ル迄ノ間亦同シ

第七十條第二項 前項ノ當選人ニシテ當選證書付與前ニ於テ其ノ當選ヲ辭シ若クハ死亡シタルトキ又

ハ當選證書ノ前後ヲ問ハス選舉ニ關スル罰則ニ依リ處罰セラレタル結果當選無効トナリタルトキ又ハ被選舉權ヲ有セサル當選無効トナリタルトキハ前項ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中就キ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

第七十條第三項 前項ノ場合ヲ除ク外選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ必要ナルトキハ本條ノ例ニ依リ更ニ當選人ヲ定ム

第八十條 選舉ノ效力ニ關シ異議アル選舉人ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

【當選訴訟と訴の原因の追加】 選舉法第八十二條所定の當選訴訟は同第八十條所定の選舉訴訟と均しく其目的とする所専ら選舉若しくは當選の眞正ならんことを期するにあれば是等訴訟に於ては原告は其一切の原因事實を主張し得べく且つ各個の原因事實に付き各別に訴を提起し數個の判決を受けしめんよりは寧ろ一切の原因事實を網羅し單一なる判決を受けしむるを希望すべき性質のものなるを以て訴の原因たる事實の提出に付ては何等制限することなく自由に新原因を追加し得べく從て一旦法定期間内に提起せられたる訴なる以上は新原因の追加當時既に法定期間を経過せりとするも尙之を適法のものとなせざるからず

(四年(ウ)二號、長控民判決、法律新聞一〇三一號一〇五九頁)

第十一章 罰則

第八十七條 選舉ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ニ該當スル所爲アル者ハ一月年上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 選舉ニ關シ直接又ハ間接ニ金錢、物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ選舉人又ハ選舉運動者ニ供與シ又ハ供與セムコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾セムコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者
 - 二 選舉ニ關シ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ選舉會場、開票所若ハ投票所ニ往復スル爲船車馬ノ類ヲ供給シ及其ノ供給ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ宿泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者
 - 三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ誘導シタル者及其ノ誘導ニ應ジタル者
- 前項ノ場合ニ於テ其ノ收受シタル物件ハ之ヲ沒收シ既ニ費用シタルモノハ其ノ價ヲ追徴ス

【商取引の申込と衆議院議員選舉法違反】 商取引は營利を目的とするを其通性と爲す間々其目的が現實にせられざることなきに非ずと雖とも之れか爲め商取引の營利的行爲なる觀念を妨くべきものに非らざるのみならず商人か其營業の範圍内に於て取引の申込を受くるは其欲求を満足せしむる所以にして顧客は商人より見て一種の利源たるを失はず之れを目して財産的利益と稱するは毫も不可なることなし然れば之を香餌として投票を左右せんとする如きは正に衆議院議員選舉法禁止の趣旨に適合し所罰を免れ得べきものに非ず即ち原院か被告等に於て吳服商たる被告重平半造等に對し吳服類取引を爲すへき旨申入れ之を誘ひ龍間の利益の爲め投票せしめたる所爲を同法第八十七條第一號の所謂利益を供與したるものとあるに該當するものとし刑の言渡を爲したるは相當にして毫も法律の適用を誤りたるものと謂ふを得ざるのみならず商取引の申込は財産的利益の供與に外ならざること判示の如くなるを以て原院か特に其然る所以を明示せされはとて原判

決を理由不備の違法あるものと爲すを得ず

(三年(れ)一六四〇號、三年一二月五日大審判三判決、法律新聞九八七號二七五頁)

【選舉法違反と社交上の禮儀】

衆議院議員選舉法第八十七條第一項本文に選舉の前後を問はず

左の各號に該當する所爲あるものは一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處すと規定し其第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず人を饗應接待し又は饗應接待を受けたる者云々と規定せるは選舉に關して(事前たると事後たるとを問はず)報酬又は謝禮の意味を以て人を饗應接待する等の行爲を處罰する趣旨に外ならず從て選舉運動者に對し車馬賃飲食宿泊料の如き選舉運動の爲め必要な實費を供與するは同條同項第一號に該當せざるのみならず同第二號にも該當せざるものにして其行爲は犯罪を構成せざることは既に本院判例に於て説示する所の如し然り而して同第二號は選舉に關して報酬又は謝禮の意味を以て人を饗應接待する等の行爲を處罰する趣旨なるか故に報酬又は謝禮の意味を以てせずして單に一般社交上の禮儀に違ひ常食の時刻に及び常食に相當する食物を人に供給したる事實ありとするも其行爲は毫も同條第一項第一、二號の犯罪を構成することなく其供給を受けたる者か選舉運動に關する者たると然らざるとにより異同あることなし蓋し同條同項第二號に於て選舉に關し人を饗應接待し又は饗應接待を受くるものを處罰する所以の理由は他人の選舉に關する行爲に對し事前たると事後たるとを問はずに報酬謝禮を與ふことを申込み又は約束し若くは現に之を供與し又は之を受くることを諾し若くは現に之を受くる等のことを以て選舉界を腐敗せしめ因て選舉の公正を害し若くは其公正を害する虞ありとするに出づるものに外ならず夫の一般社交上の禮儀に違ひ常食を人に供與する行爲の如きは食物を他人に供與して其歡心を買ひ依て以て選舉に關し

利を圖らんとする者と全く其性質を異にするのみならず他人に對して一般社交上の禮儀に違ひたる行爲を爲すことは毫も衆議院議員選舉法の罰則の禁止する所にあらず蓋し衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一、二號に於て其列舉する諸般の利益を供與し又は供與を申込み若くは之を約すること其供與を受け又は供與の申込を諾し若くは之を約束する等のことを刑事上の制裁を付して禁ずることと前記の如く一般社交上の禮儀に違ひたる行爲を爲すこととは並ひ容れて相妨けず

(四年(れ)一〇七六號、四年六月七日大審判二判決、法律新聞一〇二〇號三五九頁)

【選舉人の誘導と特定の候補者】

原判決の認むる所に依れば本件被告等は單に黨勢擴張の爲に

地方の利害關係を利用して遊説を爲したるに止まらず此の如き利害關係を利用して國權黨議員候補者たるべきものを選擧せしむる爲め選舉權者を誘導したる事實あり而して選舉法規定に於ては廣く選舉に關係し利害關係を利用して選舉人を誘導したる者を處罰すべきものとし特定の候補者を選擧すべき旨の誘導を爲すことを必要とせざるか故に原判決か上級の事實に付き選舉法第八十七條を適用したるは違法にあらず

(四年(れ)一一四二號、四年五月三十一日大審判二判決、法律新聞一〇二一號三六八頁)

【五十錢の日常と選舉法違反】

記録を査するに原判決には被告米吉は大正四年三月二十五日施

行の衆議院議員總選舉に關し千葉縣に於ける候補者加瀬禧逸の爲め運動を爲すに當り同月初旬被告太郎兵衛勝司譚平泰助伊助惣治右衛門喜兵衛福太郎を各其居所に歴訪し一日に付金三十錢乃至五十錢の報酬を供與するにより同候補者の爲め運動を爲し呉れ度旨申込み被告太郎兵衛勝司譚平泰助伊助惣治右衛門喜兵衛福太郎は各其申込を承諾したりとありて右判示に據れば被告米吉は判示の選舉に關し被告太郎兵衛外八名に對し利益の供與を申込み被告太郎兵衛外八名は之を承諾し

たる如く認めあるも之れか證據説明を査するに被告等か供與を申込み若くは之れか申込を受けたる金員は日常又は辨當料とありて其金額亦一日金三十錢乃至五十錢に過ぎざるは他に反證なき以上右金員は運動者に對する實費の供與と認めざるべからず而して選舉の際運動者に對して之れか實費を供與するか如きは法の禁する所にあらざることは本院の判例として夙に認むる所なり

(四年(れ)一二〇八號、四年六月四日大審刑二判決、法律新聞一〇二二號三七七頁)

【變應と罪數】 變應の罪は單に選舉の公正を害するものにして毫も被變應者の法益を侵害するものに非ざるか故に一の變應なるに於ては多數の被變應者あるときと雖尙ほ單一の罪を構成するに過ぎざるを以て原判決の擬律は正當なり

(四年(れ)九一九號、四年五月二五日大審刑一判決、法律新聞一〇二三號三七七頁)

【選舉法に所謂金錢の供與の意義】 選舉法に所謂金錢の供與とは出金者の何人たるを問はず事實上金錢を交付する行爲を指稱するものにして他より金錢を受領したる上之れを交付するも即ち金錢を供與するものに外ならず

(四年(れ)二一七四號、四年六月七日大審刑二判決、法律新聞一二三號三七七頁)

【衆議院議員選舉法と運動者】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂選舉運動者とは選舉運動者として現に運動に従事する者若くは選舉運動者たることを承諾せる者のみならず選舉運動者たることの承諾を求められたる者をも包含すと解へきものとす蓋し所謂選舉運動者は選舉人と異り法定の資格を必要とせず法令上特別の制限なき以上何人と雖も選舉運動を爲し得へきを以て利益の供與若くは其申込に因りて他人に選舉運動者たることを承諾せしめ又は利益の供與若くは其申込に因り選舉運動者たることを承諾する場合と既に選舉運動者と爲れる者に對し選舉

に關して利益を供與し若くは其申込を爲し又は選舉運動者と爲れる者か他人より選舉に關して利益の供與若くは其申込を受けたる場合とは處罰を必要とする理由に於て軒輊することなければ上叙の如く衆議院議員選舉法第八十七條に所謂選舉運動者は廣汎なる意義を包含するものと解するを妥當とす

(四年(れ)二九八號、四年六月四日大審刑一判決、法律新聞一〇二三號三七八頁)

【利益供與の申込と數額の確定】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂金錢其他の利益を供與せしことの申込は必ずしも其數額を定めて之れを爲すことを要せざるは法文の解釋上毫も疑を容れず

(四年(れ)一二〇七號、四年六月四日大審刑一判決、法律新聞一〇二三號三七八頁)

【三十五錢の辨當料と選舉違犯】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂選舉に關し金錢を選舉運動者に供與せむことを申込みたる者又は其申込を承諾したる者とは選舉に關し選舉運動者に對し該運動の爲め直接に必要な金錢又は物の對價以外の金錢を供與せむことを申込み又は其申込を承諾したる者を指稱する法意なること明白にして選舉運動者か其運動を爲す日に於ける適度の食事の如きは固より運動の爲め必要なる事項なりと認む可きを以て其の自宅に於て爲したる場合に於ても之を選舉運動の爲め直接に必要な物なりと云はざるを得ず而して上叙聽取書中の供述は之を要するに運動を爲したる日には現實に辨當料即ち食事を支拂ひたる否とを問はず自宅其他の場所に於て爲す可き該一日の食料費として金三十五錢を供與す可しとの趣意に過ぎざるを以て之に依りて直に判示に係る報酬として一日金三十五錢に相當する金錢の供與を申込みたる罪又は其申込を承諾したる罪を構成する事實を認むるに足らざるに關らず原判決か此證據のみに依り前示の事實を認定したるは洵に事實及び證據の各理由間に齟齬ありとす

(四年(れ)一〇一二號、四年六月一日大審刑一判決、法律新聞一〇二四號三八三頁)

【選舉人又は選舉運動者に對する間接の金錢給與と罪數】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號の犯罪中選舉に關し間接に金錢を選舉人又は選舉運動者に供與し又は供與せんことを申込みたる罪は結局或者か選舉人又は選舉運動者に對し金錢を供與し又は供與せんことを申込みたる事實あるに非されは其成立を認むることを得ざるは勿論なりと雖とも前叙の事實は之を要するに犯人の動作より生じたる結果に外ならざるを以て前記の罪か一行爲なりや又は數行爲なりやを認むるに付ては必ずや選舉人又は選舉運動者に對し間接に金錢を供與し又は供與せんことを申込みたる犯人の動作の個數に着眼すべく現實に選舉人又は選舉運動者に對し金錢を供與し又は供與せむことを申込みたることを申込みたる者の員數又は其行爲の個數を標準とす可き理由あることなし而して前記の罪か之れを一個の行爲なりと認むべき關係に在る場合に於て若し其行爲か更に選舉人又は選舉運動者に對し直接に金錢を供與し又は供與せんことを申込みたる罪と共に一個の行爲を組成するに過ぎざるものなるときは結局其實全部を以て一個の行爲なりと認むべきものとす

(四年(れ)一三一二號、四年六月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二六號三九一頁)

【間接の金錢供與と罪責】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號の規定は選舉に關し間接に選舉人又は選舉運動者に金錢を供與し又は供與せむことを申込みたる行爲をも處罰する法意なること勿論にして此種の罪は結局選舉人又は選舉運動者か或者より現實に金錢の供與を受け又は供與せむことを申込みたる事實あるに因りて成立するものなるを以て苟も選舉に關し間接に選舉人又は選舉運動者に金錢を供與し又は供與せむとを申込みたる者なりとすれば數人の介在したる場合に於ても仍ほ或者か現實に金錢を供與し又は供與せむとを申込みたる事實に付き罪責を有すべきは論を俟たす (四年(れ)一三一二號、四年六月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二六號三九一頁)

【選舉違犯と收受物件の沒收】 衆議院議員選舉法第八十七條第二項には前項の場合に於て其收受したる物件は之を沒收し云々とありて該規定は右同條揭示の物件を收受したる者のみに對し適用すべきものにして判示の如き被告に對して適用すべきものに非ず

(四年(れ)一六四三號、四年七月七日大審刑二判決、法律新聞一〇二七號三九六頁)

【間接利益供與の意義並一個の行爲を以て數人に利益供與を爲す場合と罪數】 原判決の認定する所に依れば被告は大正四年三月廿五日施行の衆議院議員選舉に付き富山縣高岡市部候補者全部爲秋の爲め前共同被告能田二四郎及び和泉次作と共に選舉運動に従事中同月初頃右二四郎に向ひ選舉人中金錢を與ふるに非れば左右し難き者に對しては最後の手段として一票五圓以下の範圍内に於て買収すべきに付き其旨を含みて運動すべき旨を告げ二四郎は之に従ひ更に右次作に其旨を傳へたるより次作は之に基き同月上旬頃同市内の適舉人數名を歴訪して右候補者に投票せんことを囑請し其報酬として金員を贈與すべき旨の申込を爲したるものなれば其行爲は衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號の規定に依り處斷すべきものにして更に刑法第六十一條の適用を受くべきものに非ず蓋該規定に所謂間接に利益を供與するものとは利益を直接に選舉人又は選舉運動者自身に供與する場合と異り此等の者の妻子眷族等其監督權の許に在る者に利益を供與して經濟上の關係に於て其利益を間接に此等の者本人に歸せしむるを意味するものにして上叙の事實に於けるか如く教唆關係の存在する場合即ち或者か他人を教唆し之を介して利益を供與する場合を指すものと解すべきものにあらざるの觀あり何となれば同法の罪に付ても刑法總則の適用あるべきは勿論なるを以て前掲事實に於けるか如く選舉法の規定と刑法第六十一條の規定とを適用して處斷することを得る場合に關し持に之を間接の犯罪として處斷すべき明文を設くるの必要あらざる

か如き觀あればなり加之法律の趣旨若し教唆の場合に付て斯の如く明規するに在りとせば前掲第一號の場合のみに限らずして第二號第三號の場合に付ても同しく間接の行爲を罰すべきことを明規する必要があるに拘らず法文の規定茲に出てすして單に第一號の罪に付てのみ間接の場合を明示するに由て之を觀れば其意義は之を上叙の如く解すること必ずしも失當なりと謂ふを得ざるに似たり然れども右選舉法制定當時に施行せられたる舊刑法に在りては教唆事項か數人を介して實行せらるる場合に付き教唆犯の規定を適用することを得るや否やの疑問ありたるを以て選舉法に於ては此の如き場合に付ても皆之を間接の犯罪として處罰すべきことを明かにしたるものと認むるを適當なりとす然り而して同法第八十七條第一項第二號第三號には特に直接間接の辭句を存せずと雖も是只冒頭第一號に之を明示して第二號及び第三號に於て之を省略したるものに外ならざるか故に人を介して間接に第二號第三號の罪を犯す者と雖も直接に之を實行する者と等しく同條の適用を受くる者と解せざるべからず又選舉人又は運動者の家族等に對し利益を供與するときは場合の如何に依り或は本人に對する利益の供與と認め或は同條第三號に所謂利害關係の利用に依る誘導として處斷することを得へし要之法文に所謂直接とは人を介するの意なりと解するを相當なりとす從て本件被告の行爲に付き刑法第六十一條を適用すべきものなりとする論旨は採用すべきにあらす次に被告の行爲に付き刑法第五十四條を適用すべきものなりや否やを案するに若し被告か直接に又は人を介して間接に一個の行爲を以て同時に數人に對し右選舉法第八十七條第一項各號の罪を犯したる場合なりとせば其行爲たるや其數人の各自に對する關係に於て選舉の公正を害するものなるを以て刑法第五十四條を適用するを正當なりとするも本件被告は人を介して順次に數名の選舉人に對し利益供與の申込を爲すに至らしめたるものなれば右選舉法第八十七條第一項

第一號刑法施行法第十九條第二條第二十條刑法第五十五條に依て之を處斷すべきものとす

(四年(れ)一四六六號、四年七月八日大審刑二判決、法律新聞一〇二七號三九六頁)

【年始祝宴席上に於ける選舉勸誘と選舉法違反】 衆議院議員選舉法違反の行爲ならざることを裝はん爲め年始の祝宴に名を藉り選舉に關して人を饗應接待し又は饗應接待を受くるか如きは同法第八十七條第一項第二號の犯罪なること固より論なしと雖も一家の慣例上年々催すべき年始の祝宴に於て人を饗應接待し又は饗應接待を受くるに當り其の席上選舉權を有する者に對し或候補者を選挙せんことを勸誘したる事實ありとするも選舉に關し人を饗應接待し又は饗應接待を受けたる罪あるもとして同條項に問擬すへき筋合のものにあらず何となれば一家の慣例上催せる祝宴なる以上は其の祝宴は社交上の禮儀として催せるものに外ならされは假令之を好機として其席上選舉勸誘の行爲行はれたればとて是を以て選舉に關し人を饗應接待し又は饗應接待を受けたるものと爲すは妥當ならざるを以てなり

(四年(れ)一四二四號、四年六月二日大審刑二判決、法律新聞一〇二七號三九九頁)

【投票買收費の寄託と報酬】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂選舉運動者に對する金錢の供與とは選舉運動の報酬謝禮として選舉運動者に金錢を供與するを謂ふものなるか故に選舉運動者に投票買收費を寄託するか如きは選舉運動の報酬として選舉運動者に金錢を供與したるものと謂ふべからざることは既に屢次當院の判示する所にして寄託者より進て之を交付したるに選舉運動者より寄託を要求したるとに因りて何等の區別を立つべき理由存せされはなり又若し被告彌三郎及び豊吉に於て選舉人たる六一、健二、金之助に金錢を供與し六一健二及金之助は選舉人として之を受けたりとせば孰れも前示法律第八十七條第一號に該當するは勿論なれとも原

判示事實に依りては果して彌三郎及豊吉か右の意思に基き健二等に該金圓を供與し健二等は自己も亦選舉人として之を受けたることを確定したるものと認むるを得ず或は又原判旨は該金圓は被告彌三郎及豊吉と被告岩次郎六一健二及ひ金之助との間に於て投票買收請負の資金として授受せられたりとの事實を確定したるものなりとせば斯かる請負は其行爲自體に當然利益を包含するを以て被告六名の行爲は共に前示法條に該當すべしと雖も原判決は右投票請負の事實を確定したるものと認め難し (四年(れ)一五一〇號、四年七月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二八號四〇五頁)

【選舉方法順序の協議と饗應】 選舉運動の方法順序等に付き協議する行爲も亦選舉運動の實行行爲の端緒なるを以て之を選舉運動と謂ふに妨なれば原判決に於て所掲判示事實を認め右は選舉運動着手後其運動に必要な程度の範圍に於て飲食物を供與し及之を收受したる事實に歸し其所爲罪と爲らずと論斷し且つ原判決の所掲證憑と一般社會の狀態とに参照して其供與か選舉運動に必要な程度に在る旨を説示したるは相當なるのみならず衆議院議員選舉法第八十七條第二號に所謂饗應接待は選舉に關し報酬謝禮の趣意を以て人の歡心を博するか爲めに酒食遊覽其他の方に依りて饗應接待するの謂にして固より膳羞の豊美なると菲薄なると又待遇の鄭重なると簡素なるとは問ふ處に非すと雖も選舉に關する報酬謝禮の趣意に出でず單に一般の社交的常禮に違ひ食時若くは食時に非ざるも適當の時期に於て相當の食膳を人に供與するも同法條に所謂饗應接待に屬せず其飯食の供與を受けたる人か選舉運動者たる否とに因り供與の性質を變更すべきに非ず如上の見解は本院に於ける最近判例の趣旨に符合するを以て之に依りて原判決の認定せる事實を案するに被告春次郎淳一は衆議院議員候補者藏内治郎作の運動者として選舉運動に従事中被告壽市寅吉寅太郎卯助竹次郎富太郎を選舉事務所に招致し午前十時頃より同被告等に對し藏内候補

者の爲めに選舉運動を依頼し其承諾を得るや引續き同所に於て運動方法及順序を協議し且つ各受持區内の有権者數に應じ藏内候補者の名刺並に其議會報告書を分配し午後二時に至り旅店旭屋に於て右七名に對し晝食として一人前金二十錢に相當する飲食物を供し被告壽市等七名は之を飲食したりと云ふに在りて選舉に關し報酬謝禮の趣意を以て右飲食物を供與し又は其供與を受けたる事實の認むべきものなきのみならず他人に一定の事務を依頼し其用談中又は右事務處理中食時に至り若くは既に食時を過ぎたる場合に於て相當の飲食物を供し空腹を充てしむるは一般の社交的常禮に屬するを以つて其事務か選舉に關するか爲めに特に常禮を行ふことを躊躇すべきに非らず然らば原判示の如く被告春次郎淳一か藏内候補者の爲めに被告壽市等七名に選舉運動を依頼し其用談中に晝飯時を経過したるか爲に晝飯として相當の飲食物を供與し被告壽市等七名之を受け飲食したる事實なるに於ては是れ一般の社交的常禮に違ひ客を待遇し客亦主人の好意を受けたるに過ぎず其飲食物供與の場所か旅店若くは料理店なりとするも其供與したる飲食物の品質價格か相當なる以上は報酬謝禮の趣意を其間に認むるに由なければ被告等の所爲は衆議院議員選舉法第八十七條第二號に所謂選舉に關して饗應接待し又は饗應接待を受けたるものに該當せずと謂はざるべからず (四年(れ)一四九二號、四年七月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二八號四〇五頁)

【選舉人又は運動者に對する間接の金錢供與】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號は選舉に關し金錢其他の利益を選舉人又は選舉運動者に供與し又は供與せんことを申込みたる者は其供與又は申込か直接なると間接なるとを問はず之を處罰する旨を規定せるを以て被告は右新藏父子に對する直接の行爲のみならず寅藏及ひ龜太郎彌吉に於て選舉人に金錢供與の申込を爲したる行爲に付ても亦同條違背の責任を負はざるべからざること論を俟たず

【費用、報酬の供與と選舉法違反】 (四年(れ)一三三〇號、四年六月八日大審刑一判決、法律新聞一〇二八號四〇七頁) 衆議院議員候補者が一票を得來らば費用として金五圓尙ほ開票の結果千票以上得票ありたるときは更らに一票に付き報酬として金五圓を供給すべき旨を申込み運動者たることを承諾せしめ又三百票を取纏むるに於ては報酬として金千圓を供與すべき旨を申込み運動者たることを承諾せしめたる事實あるときは候補者も運動者も共に選舉法違反となるものとす (四年六月三〇日東地刑二判決、法律新聞一〇二九號一〇四三頁)

【二十五錢の膳部を饗應】 記録を査するに原判決には其事實理由部に被告は大正四年三月二十五日施行されたる衆議院議員總選舉に付議員候補者政尾藤吉の爲に選舉運動に従事中同月十一日居村選舉有権者たる原審相被告二宮善吉か被告に對し政尾候補者の爲に投票し且選舉運動をも爲すべき旨を約したるより被告は其報酬として同日肩書の自宅に於て善吉に對し金二十五錢に相當する酒食を供して饗應したるものなりと記載ありて之か證據として被告か原審公廷に於ける供述及二宮善吉藤枝伊佐夫渡邊英教及び神山ゆきよの各司法警察官聽取書を援用しあるも右證據に依りては被告か善吉に供與したる飲食代か金二十五錢位に相當するものなること夕飯として供與したること善吉か政尾藤吉の選舉運動者たること等を認め得べきのみにして被告か善吉を饗應したりとの事實は之を證するに足らざるものとす何となれば衆議院議員選舉法第八十七條第三號に記載したる饗應とに選舉に關し報酬謝禮の意味を以て飲食物を以て人を款待厚遇し其歡心を買ふの謂なるに被告か善吉に供與したる飲食代金は僅に金二十五錢内外に過ぎずして我邦現時の經濟狀態に於ては右供與は未だ以て款待厚遇の行爲とは認むること能はざるのみならず其他に何等飲食等を以て善吉を款待厚遇したる事實を證するに足る者なければ被告の右行爲は寧ろ社交上の禮儀

若しくは選舉運動者に對する必要な辨當の供與と認むるを相當とすへし而して社交上の禮儀としての供膳若くは選舉運動者に對する必要な辨當供與の如きは縦し選舉運動の際と雖も之を罪として論すべきものに非ざること本院判例の認むる所なりとす

(四年(れ)一四九九號、四年六月二八日大審刑二判決、法律新聞一〇二九號四一頁)

【酒食饗應と社交上の風習禮儀及び時刻場所の判定】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號に所謂饗應とは報酬謝禮の趣意を以て酒食を供して人を款待するを謂ひ其地方普通の食事時刻に於て社交上の風習禮儀に従ひ人を款待するの程度に達せざる常食の供與を爲すことを包含せず一人前僅に金十六錢五厘に相當する飲食物を供與するか如きことも其供與の時機如何に依り或は常食の範圍を逸して之を饗應と謂ふべき場合なきにしも非ざるへけれとも其供與者の居所に來集せる者に對し用談中若くは其終了後偶食事の常例の時刻となれるか爲に之に供與するか如きは當然社交上の風習禮儀の範圍に屬す然るに原判決は其第二事實として判示の日午後七時頃被告彌七は料理店に於て他の被告三名に對し井上候補者の爲選舉運動者たらんことを依頼し其承諾を得たるより各人に對し一人前十六錢五厘相當の酒食饗應を爲したりとのみ認定して其飲食か果して選舉の公正を害するの虞れある饗應と謂ふべきか將た社交上の風習禮儀に従ひたるに過ぎざるかを判別するに必要なる程度に於て精確に飲食の時刻場所其他の事情に付き判決する所なきか爲に結局原判決は其適用せる前示法條の罪と爲るべき事實の確定不十分なる違法あるを免れず

(四年(れ)一三七八號、四年六月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二九號四一頁)

【選舉人の誘導と利害關係】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第三號には「單に選舉に關し選舉人又は其關係ある社寺學校會社組合市町村等に對する用水小作債權寄附其他利害の關係を利

用し選舉人を誘導したる者及其誘導に應したるもの」と規定しありて其利害の關係に付何等の制限なければ苟も選舉に關し選舉人又は其關係ある市町村等に對する利害關係を利用し以て選舉人を誘導し又は其誘導に應したる事實ある以上は其利害關係の何たるを問はず犯人は同條項の罪責を免るを得ざるものとす

(四年(れ)一四九六號、四年六月二八日大審刑二判決、法律新聞一〇二九號四一頁)

【同時二人以上の變應と想像的數罪俱發】 被告忠治及宗一郎が共同して選舉に關し選舉人なる被告榮吉及眞之助の兩人を同時に變應したる行爲は忠治及宗一郎共に單純に衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號の違犯罪として處分すべく刑法第五十四條第一項を適用すべき者にあらず蓋し同條項の罪は變應を受たる各人の法益を害する者にあらずして選舉の公正なる法益を害する者なればなり (四年(れ)一一四四號、四年六月一五日大審刑一判決、法律新聞一〇二九號四一四頁)

【酒食變應と價格の追徴】 酒食の變應は社交上の禮儀として之を爲したるものに非ずして衆議院議員候補者に投票せしむる目的に出でたるものなれば其價額の如何に關せず之を衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號に所謂變應と認む可きものとす而して酒食の變應を受けたる場合に於ては前示法條第二項に所謂物件を收受し之を費用したるものと認め得べきを以て原判決か酒食の變應を受けたる各被告人に對し該酒食の價の追徴を言渡したるは洵に正當なり

(四年(れ)一二〇一號、四年七月六日大審刑一判決、法律新聞一〇三〇號四一七頁)

【選舉の應援慰勞變應と所謂變應接待】 原判示に依れば被告等は北海道札幌郡部選出衆議院議員候補者五十嵐佐市の爲め演說會を開催し閉會後旅館丸石事石川健三方に於て五十嵐派の選舉運動者なる上名寄村有志野坂清太郎外數名より右議員選舉應援に對する慰勞名義の下に各金七拾六

錢に相當する飲食物の變應を受けたるものなりとす而して衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には「選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず人を變應接待し又は變應接待を受けたる者……」と規定し選舉に關するに對して何等制限なきを以て右規定中には前示の如く議員選舉應援の事に關し變應を受けたる行爲をも包含するものと解せざるへからず故に原判決か被告等の行爲を衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號に問擬したるは違法にあらず

(四年(れ)一六七三號、四年七月一二日大審刑二判決、法律新聞一〇三〇號四一七頁)

【選舉法違反と事犯の明示】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には「選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず人を變應接待し又は變應接待を受けたる者……」と規定し選舉に關することに對して何等制限なきを以て右規定中には前示の如く議員選舉應援の事に關し變應を受けたる行爲をも包含するものと解せざるへからず故に原判決か被告等の行爲を衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號に問擬したるは違法にあらず

(四年(れ)一六七三號、四年七月一二日大審刑二判決、法律新聞一〇三〇號四一七頁)

【酒食變應と價額】 原判旨に依れば酒食は選舉運動に必用の爲め若くは普通交際上の禮儀の爲め之を提供したるものに非ずし選舉運動承諾を報酬として故らに之を提供したるものなること明かなれば衆議院議員選舉法第八十七條第二號に所謂選舉關にし酒食を以て人を變應したるものに該當し其酒食の價額如何を問はず變應者たる被告勇藏及ひ之を受けたる他の被告四名は共に同條の違犯者たるを免れず

(四年(れ)一六〇九號、四年七月九日大審刑一判決、法律新聞一〇三〇號四一八頁)

【變應物品の數量價格と算定】 變應の物品の數量又は其價格を算定するに付ては之か爲め提供

したる飲食物の數量又は其價額に依るを相當とし之を受けたる者が現實に飲食したる數量又は之に對する價額に依るべきものに非ず

(四年(れ)一六〇九號、四年七月九日大審刑一判決、法律新聞一〇三〇號四一八頁)

【選舉法に於ける没收追徴】 衆議院議員選舉法に於ける没收及び追徴は犯人をして不法の利益を享受せしめざることを以て目的と爲し其物の存在を否定せんとする趣旨に非されは金錢其他代替性を有する物に付ては其物自體の没收を必要とせず故に包括的に給付を受けたる金員中に不法の性質を有せざるを以て没收するを得ざる部分あるときは其部分を控除し其殘額に相當する不法收受に該當する金額を没收し其他は之を還付するを適當の處分とす

(四年(れ)一六七二號、四年七月二十七日大審刑一判決、法律新聞一〇三三號四二五頁)

【選舉法に於ける没收追徴と實費】 原判決に依れば被告禮三郎治右衛門政吉か選舉運動の委託者より交付を受けたる金員中には投票買收費運動實費及び運動報酬を包含するを以て觀念上之を區別するは容易なるも實際上分別するは難に屬するのみならず被告等か選舉に關して交付を受けたる金員にして現に其手に存する總額中より被告等か運動の報酬として收受したる金額を控除して之を没收し得るに於いては毫も之を區別することを必要とせず何となれば被告等と選舉運動委託者との間に於ける精算に至りては被告等をして自ら之を爲さしむべく裁判所は單た被告等をして不法の利益を領得せしめざるか爲めに適當に没收又は追徴の言渡を爲すを以て足ればなり

(四年(れ)一六七二號、四年七月二十七日大審刑一判決、法律新聞一〇三三號四二五頁)

【選舉運動者に對する月手當と報酬】 選舉運動者に對する月手當とは別段の事由なき限りは選舉運動者の一月間に於ける役務に對し概括的に給與する報酬と認むべきものなるを以て或は運動

者に於て右報酬の一部を選舉運動に必要な飲食料車馬賃又は止宿料等の費額に充當する場合なきに非ざる可しと雖も之れか爲め其全部を選舉運動に對する報酬と認むるの妨となるべきものにあらず

(三年(れ)一四二三號、三年七月二十七日大審刑一判決、法律新聞一〇三三號四二六頁)

【間接の金錢供與申込と教唆】 原判決教定の事實は選舉運動者たる被告利吉は原審相被告兩森助吉山田龍藏を介して連續して選舉人たる阿辻立治郎外三名に選舉に關し金錢の供與を申込みたりと云に在り右は衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂選舉に關し間接に選舉人に金錢の供與を申込みたる事實に外ならず假令被告利吉の行爲か原審相被告助吉龍藏の選舉に關して選舉人に對し金錢供與の申込を受けんことを勧誘したる罪の教唆に該當する如き外觀ありとするも右は被告利吉か選舉に關し右兩名の手を経て金錢の供與を選舉人に申込みしめたる事實に過ぎず當然衆議院議員選舉法に依りて處罰すべき被告利吉か選舉に關し間接に選舉人に金錢の供與を申込みたる罪の觀念中に包含すべきを以て別に教唆罪を構成すべきにあらず從て被告利吉の行爲は衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に依りて處斷すべく之に刑法第六十一條を適用すべきに非ず

(四年(れ)一四二〇號、四年七月二十四日大審刑一判決、法律新聞一〇三三號四二六頁)

【選舉運動の意義】 選舉運動とは當選を斡旋する一切の行動を指稱するものなること文字自體に依りて明白なれば特に其具體的事實を判示せされはとて罪と爲るべき事實の明示に於て缺くる所ありと謂ふを得ず

(四年(れ)一七一七號、四年七月二十三日大審刑一判決、法律新聞一〇三三號四二六頁)

【二十五錢の辨當と變應】 衆議院議員選舉法第八十七條に所謂變應とは選舉に關し報酬若くは謝禮の意に於て飲食物を以て人を款待する行爲を指稱するものなることは曩きに本院判決の説示したる所の如し而して原判決の援用せる證據の趣旨に依れる被告喜一郎伊太郎か他の被告に供與

したる飲食物は其代金貳拾五錢に相當すること之を夕飲として給與したること及び右被告兩名が衆議院議員候補者政尾藤吉の運動者として他の被告等に投票又は運動方を依頼したる事實は之を認むることを得へきも右飲食物の給與の如きは日常社交上の禮儀若くは選舉運動に必要な辨當の供與に過ぎざるものと觀るを得べく特に之を以て前示衆議院議員選舉法に所謂選舉に關する變應なりと斷定し其の供與者又は被供與者たる被告等を同法違犯罪に問擬するに付ては其證據理由を説示せざるべからず(四年(れ)一六五七號、四年七月二三日大審刑一判決、法律新聞一〇三三號四二六頁)

【酒食變應と價格の多少】 一定の議員候補者に對する投票を勧誘する目的を以て選舉人を招請し之に酒食を供するは是れ選舉に關して他人を變應するものに外ならず而して其供與したる酒食の價額の如きは其多少に因りて變應の意義に變更を來すことなし蓋し衆議院議員選舉法は人情の機微を洞察し絲毫の利益と雖も人情の弱點を捉ふるに足り選舉の公正を害することあるべきを慮し價額の多少を問はず一切の變應を禁したるものと解するを相當とすればなり又苟も前示の目的を以て特に酒食を具し選舉人に飲食せしむる以上は其時刻が常食時なると否とを論せず一碗の苦茗を來客に供する場合と一般に慣習上接客上の儀禮を以て之を視るべきに非ず

(四年(れ)一六六〇號、四年七月二三日大審刑一判決、法律新聞一〇三五號四三〇頁)

【選舉違犯と選舉人被選舉人の明示】 衆議院議員選舉法第八十七條第一號の罪は選舉人又は選舉運動者に對し若くは選舉人又は選舉運動者か選舉に關して同號所定の行爲を爲すに因りて成立するを以て本罪の事實を認定するには犯罪行爲の働的主體若くは受働的主體か選舉人又は選舉運動者たることを確定せざるべからず然れども其の確定の方法は必ずしも明示することを要せず判示事實に依りて直に犯罪行爲の働的主體若くは受働的主體か選舉人又は選舉運動者なる

ことを推定し得るを以て足るものとす

(四年(れ)一五四六號、四年七月二〇日大審刑一判決、法律新聞一〇三五號四三〇號)

【候補者推薦會の晚餐供與と社交上の禮儀】 原判決の確定せる事實を査するに被告覺彌及びひ龜三郎は衆議院議員候補者推薦會を開きたる際協議の上覺彌は參會者一同に對し候補者政尾藤吉の爲めに選舉運動を爲すことを承諾したるものには晚餐を供すべきに付き居残り呉れたき旨を告げて居残りたる被告林太郎及其他の者に對し一人前金三十錢七厘に相當する飲食を爲さしめ其儘解散したること並に被告林太郎か前示の事由に因りて飲食を爲したりと云ふに在りて右飲食物の授與は社交上の禮儀若くは選舉運動に必要な爲めにあらすして選舉に關し報酬謝禮の意思に出たりとの事實を判示せるものなることを確認するに足らず

(四年(れ)一六五四號、四年七月二七日大審刑一判決、法律新聞一〇三八號四三九頁)

【金錢供與申込と想像的數罪】 選舉に關し直接又は間接に選舉人又は選舉運動者に金錢を供與することは法の禁する所にして犯人か時と場所とを異にし數人の者に對し金錢を供與したる場合に於ては其人毎に法益の侵害を異にせる犯罪行爲あるは勿論のことにして其目的は假令或議員候補者の爲め數個の投票を得せしむるに在りとするも其所爲は數個の行爲にして單一なる行爲にあらず

(四年(れ)一四六九號、四年七月十五日大審刑二判決、法律新聞一〇三八號四四〇頁)

【運動者か他人を變應したる費用と實費】 衆議院議員選舉法第八十七條第一號に所謂選舉運動者に對する金錢の供與とは選舉運動に對する報酬の意味を以て金錢を供與したるを云ひ運動者か選舉運動の爲め必要な實費の供與を包含せざることは既に本院判例に於て説示したる所なるも被告典常か選舉運動者江崎幸太郎に供與したる金員は江崎か選舉に關し被告典常の爲め他

人を饗應したる費用にして斯る饗應は選舉の公正を害する違法行爲なるを以て此行爲に基く前示費用は固より選舉運動の爲め必要な費用に非ずして被告典常に對し之か辨償を求むる者はなれ之か辨償の爲め金錢を供與せるは即ち同被告か選舉運動者に報酬として供與したる者と認定す

(四年(れ)一八一八號、四年八月十四日大審判二判決、法律新聞一〇三九號四四二頁)

【金借周旋の申出と利益供與】 金借の周旋を爲すへしとの申出は即ち金借周旋の勞務に服すへき旨換言すれば相手方をして右に關する自己の勞務を利用せしむへき旨の申出にして他人の勞務を利用することは一の財産權の行使に外ならざるを以て原裁判所か被告に於て選舉有權者に對し斯る申入を爲したる事實を以て衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號の所謂利益供與に該當するものとして處斷したるは相當なり

(四年(れ)一八一二號、四年八月一四日大審判二判決、法律新聞一〇三九號四四二頁)

【不特定の職務周旋と利益供與】 原判決は被告人儀一郎は被告人信一長藏集榮に對しては利益供與の申入を爲したりと認定したるものにして職務供與の申入を爲したりと判示したるものに非ざるのみならず儀一郎が被告人久市郎に對し相當の就職先を周旋し遣はず可き旨の通告を爲し毫も供與す可き職務を特定せずと雖とも苟も選舉に關し選舉運動者に公私の職務を供與せむことを申込みたる以上は其職務の特定する否とを區別せずして衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號の違反罪を構成す可きは論を俟たす

(四年(れ)一六三九號、四年八月二七日大審判一判決、法律新聞一〇四一號四四四頁)

【饗應と膳羞の豊菲及供與時刻】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項に所謂饗應とは報酬謝禮の意を以て款待厚遇する謂なり而して選舉の目的を達せんか爲め特に招待して酒食を供與する如

きは膳羞の豊菲供與時刻の如何に拘はらず選舉に關し人の歡心を博せんとするものにして報酬謝禮の意を以てする款待に外ならざるを以て所謂饗應なること明白なり之を目して社交上の禮儀に屬する常食の供與を以てす可からざること論を俟たす

(四年(れ)一八九九號、四年八月二五日大審判三判決、法律新聞一〇四一號四四四頁)

【後日相當の謝禮の約束と利益供與】 「後日相當の謝禮を爲すへし」なる語辭は時機に従ひ必ずしも之に依りて財産上利益供與の意思を通ずるを得ざるものにあらざるのみならず衆議院議員選舉法第八十七條第一號は其利益供與の申入か明示せらるると暗示せらるるとを區別するものにあらず

(四年(れ)一九三六號、四年八月二四日大審判一判決、法律新聞一〇四二號四四四頁)

【利益と間接供與】 有權者に對し利益を供與すへきを以て投票を勧誘すへきことを運動者に依頼すへき旨を他の運動者に依頼し若くは運動者に對し利益を供與すへきを以て右依頼を實行したるときは其當初依頼を爲したる者並に直接其依頼を受けたる者の間に於ては縱令何等利益供與の申入又は受諾の事實なき場合に於ても其行爲たるや人を介して選舉人又は選舉運動者に利益の供與を爲すものなるか故に衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に規定する利益の間接供與に該當するものとす然れば即ち原判決か敘上の事實を認め該法規を適用したるは固より相當なり

(四年(れ)一九六八號、四年八月二八日大審判二判決、法律新聞一〇四三號四四六頁)

【候補者を援助する意思ある者に對する饗應と報酬】 選舉運動に於て選舉に關し自己の推薦する議員候補者を援助する意思ある者に對し一層其意思を鞏固ならしむる爲め候補者を紹介して毎一人金四圓八十錢餘の酒食を以て饗應し相手方に於て情を知て之を受けたるときは其饗應は選舉運動の報酬たる性質を有するを以て受饗者の行爲は衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號の

犯罪を構成するものにして又受懲者は即ち同法の選舉運動者に該當するものとす

(四年(れ)二二一九號、四年九月二〇日大審判二判決、法律新聞一〇四三號四四八頁)

【金錢供與と供與の受領】

選舉に關し金錢供與の申込を承諾したる罪と此申込に基き金錢の供與を受けたる罪とは其性質同一にして唯犯罪行爲の程度を異にするに止まるを以て右二個の行爲を包括し選舉に關し金錢の供與を受けたる一個の犯罪として處斷すべきものとす原判決に於て單に衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號を適用し處斷したるは右の趣旨に出てたるものとす

(四年(れ)一九九五號、四年九月二二日大審判三判決、法律新聞一〇四六號四五七頁)

【利益供與と不確實】

衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂利益供與の申込を爲すに付ては必ずしも申込に係る利益が被申込人に於て確實に之を享受し得べきものなることを要せず不確實なる利益と雖も因りて選舉有権者等を誘惑して選舉の公正を害し得べきものなる限りは之を所謂利益と解し得べきを以て原判決が證據に依り該事實を認めたる理由を説明せざるも何等違法の廉ありと云ふことを得ず

(四年(れ)二二一六號、四年九月二八日大審判一判決、法律新聞一〇四八號四六六頁)

【間接の利益供與と連續犯】

被告和太郎に對する原判決前段の事實に依れば被告和太郎は衆議院議員候補者永江純一の爲め被告賢次を介し有権者たる原審共同被告正平茂三郎左三熊吉の四名に對し順次各別に金圓の謝禮を爲す條件を以て永江候補者に投票を爲し呉れ度旨申込を爲し因て間接に金圓供與の申込を爲したる事實なるを以て本院判例(大正四年(れ)一四六六五號同年七月四日聯合部判決)に従ひ衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號の外刑法第五十五條を適用し連續の一罪として處斷すべきものなるに拘はらず原裁判所の右和太郎の所爲を以て一個の行爲に

して數個の罪名に該る者とし刑法第五十四條第一項第十條を適用處斷したるは法律の適用を誤りたる失當の判決なり(四年(れ)一九九二號、四年一〇月二日大審判三判決、法律新聞一〇四九號四六七頁)

【選舉の勞務に對する報酬と利益供與】

衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂選舉に關し金錢を選舉運動者に供與したるものとは選舉に關し選舉運動に必要な實費以外の金錢を供與したる者は總て之を指稱するものなることは當院從來の判例の示す所にして選舉運動者か選舉の爲めに執る所の勞務に對する報酬の如きは之を授受するを得ざるものなるを以て右報酬の供與は同條項に所謂金錢の供與なること論を俟たす

(四年(れ)二二一九號、四年一〇月一六日大審判三判決、法律新聞一〇五〇號四七二頁)

【選舉運動者の食事と適度】

選舉運動者に對し適度の飲食物若くは其相當代金を供與するは選舉法違犯罪と爲らざることとは既に當院の判示する處にして或飲食物若くは料金が常食若くは其代金として適度なるや否やは運動者各自固有の地位境遇にのみ著眼して之を決すべきものにあらずして特別の事情なき以上は其地方に於ける普通一般人に適度なりと謂ふべき飲食物若くは其代金なりや否やに依りて之を決すべきものとす蓋し適度以下の粗食を常用する者は運動者となるも尙普通人の適度以下なる飲食に甘せざるへからざる理由なければなり而して一日則ち三食分僅に金三十五錢に相當する食事の如きは普通一般人の適度以上の食物と謂ふへからざることとは洵に顯著なる事實なるを以て偶或選舉運動者か更に之より廉價なる粗食を常用する事實ありとするも三五五錢と其粗食の代金との差額は則ち所謂適度を超越したるものと謂ふべきものにあらず

(四年(れ)二二六八號、四年一〇月一五日大審判一判決、法律新聞一〇五〇號四七三頁)

【饗應と報酬謝禮の意】

衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號に所謂饗應は報酬謝禮の意

を以てするものならざるへからず單に食事を供與し又は之を受けたるのみにては直ちに之を以て同條項の變應と爲し罪責を負はしむるを得ざるは當院從來の判例に於て屢説示する所なり

(四年(れ)一九八三號、四年一〇月九日大審刑三判決、法律新聞一〇五〇號四七四頁)

【報酬謝禮の意と食事の供與】 食事の供與を以て衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號に所謂變應なりとせんには報酬謝禮の意に出づるものならざる可らず而して報酬謝禮の意を以てしたるや將社交上の禮儀に屬するやは其供與を受くる者か選舉有権者なると選舉運動者なるとを問はず専ら食事の價格供與の時刻其他の事情によりて判定すべきものとす

(四年(れ)一九八三號、四年一〇月九日大審刑三判決、法律新聞一〇五〇號四七四頁)

【選舉有権者の妻に對する金錢交付と金錢供與】 選舉有権者に金圓を交付する目的を以て其在の際之を其妻に交付するは別段の事情なき限り法律上之を選舉有権者自身に交付したると同視し得べきものとす (四年(れ)一九六九號、四年九月一七日大審刑一判決、法律新聞一〇五〇號四七四頁)

【選舉違犯罪の沒收と刑法總則及沒收の言渡を受くべき者との關係】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項の犯罪に關し沒收の言渡を爲すには同條第二項の規定に依るべきものにして刑法總則第十九條を適用すべきものに非ず何となれば衆議院議員選舉法第八十七條第二項沒收に關する特別規定にして同條第一項の犯罪に關しては沒收の一般規定を除外したる者と解釋するを至當とするを以てなり故に原判決か本件沒收の言渡を爲すに當り刑法第十九條を適用したるは不當なるのみならず衆議院議員選舉法第八十七條第二項の規定を設けたる所以は選舉に關して利益の供與を受け以て不法なる利益を獲得するを防止するの趣旨に出でたるものなるか故に本項に因る沒收の言渡は物件の收受者に對してのみ之を爲すべく物件の供與を爲し若くは供與せんことを申込み

又は其申込を承諾したる者に對して爲すべきものに非ざることとは法文の解釋上毫も疑を容るべき所なし (四年(れ)一九二六號、四年一〇月九日大審刑三判決、法律新聞一〇五三號四八二頁)

【應援演説と選舉運動】 衆議院議員選舉法第八十七條に所謂選舉運動者とは一定の議員候補者の爲めに投票を得せしむる目的を以て諸般の周旋勸誘の行爲を爲す者を汎稱するものと解すべきを以て一定の議員候補者の爲めに推薦狀を選舉人に配付し又は各選舉人若くは選舉人の集會に對して候補者を推賞し其投票を請求するか如き行爲を爲す者のみならず公衆に對して言論文章を以て一定の議員候補者を賞揚推薦し之に投票すべき旨を力説する如き行爲を爲す者をも包含するものとす蓋し上叙の行爲は縱令直接に選舉人に對して投票を勸誘するものにあらずも一定の議員候補者の人物才能を賞賛し公衆の聲援を藉りて自然に選舉人の意思を動かすに足るものあるは公衆に對する推薦行爲と雖も選舉運動たることを失はされはなり而して所謂應援演説なるものは或は一定の候補者を目的とせず一定の政黨政派の爲めに其政見を發表し同志の選舉人を鼓舞獎勵し多數の政友を當選せしめんとするものあるを以て必ずしも之を選舉運動と謂ふを得ざるへじと雖も應援演説にして一定の議員候補者を目的として其人を推薦するものなる以上は之を選舉運動と稱するを妨げず(四年(れ)一七四四號、四年九月一七日大審刑一判決、法律新聞一〇五四號四八八頁)

【間接利益供與と結果の認識】 衆議院議員選舉法第八十七條に於て處罰する選舉に關して間接に金錢物件其他の利益等を選舉人又は選舉運動者に供與する罪の成立するには本人か他人を介して爲す供與行爲の結果に付き認識あることを要するは論を俟たすと雖も苟も本人にして仲介者たる他人か選舉に關し選舉運動者に供與する金錢其他の利益なることを認識し之か資源を供給するに於ては必ずしも各特定の選舉人又は選舉運動者に供與せらるべき具體的事實の認識あることを

要せず

(四年(れ)一七四四號、四年九月一七日大審判一判決、法律新聞一〇五四號四八八頁)

【選舉運動者と利益の間接供與】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂間接供與とは仲介者の手を藉り金錢物件其他の利益等を選舉人若くは選舉運動者に供與せしむる行爲を汎稱するものにして選舉運動者に金錢物件等を供與して選舉人若くは他の選舉運動者に對する報酬供與を請負はしめたる場合のみに制限すべき理由なければなり

(四年(れ)一七四四號、四年九月一七日大審判一判決、法律新聞一〇五四號四八八頁)

【利益供與の意義及債權免除と追徴】 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第一號に所謂利益の供與とは選舉に關し選舉人又は選舉運動者に事實上不法の利益を取得せしむることを謂ふものにして法律上有效に之を取得せしむることを必要とするものにあらず故に本件債權の免除は法律上より之を觀れば無効なりとするも選舉運動者たる被告松雄に於て原判示の如く債權の免除を受け不法の利益を享受したるものなれば衆議院議員選舉法第八十七條第一項の制裁を免るるを得ざるも同法第二項には第一項の規定に違背し收受したる物件を費用したるときは其價を追徴する旨規定しありて單に債務の免除を得たるのみにして其收受せし物件なき場合に於ては其價を追徴することを得ざるものとす

(四年(れ)二六五一號、四年一月四日大審判二判決、法律新聞一〇五五號四九〇頁)

【主義政見の發表と誘導】 議員候補者の主義政見の發表なるものは衆議院議員たると府縣會議員たると市町村會議員たるを問はず必ず自己の主義政見に贊同を得て議員となり其主義政見の實行を期せんとするものに外ならざるか故に主義政見の發表は必然的に選舉有權者に對し誘導又は贊同を得るを目的とするものなるべきも偶々其主義政見が選舉民の利益に歸すべき事項なりとす

るも之を以て直ちに衆議院議員選舉法第八十七條第一項第三號の所謂利害關係を利用し選舉人を誘導したりと謂ふに該當せざるものとす (四年一月三日宮地刑判決、法律新聞一〇六〇號一一九一頁)

第八十八條

左ノ各號ニ該當スル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

- 一 選舉ニ關シ選舉人ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者
- 二 選舉人ニ對シ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐僞ノ手段ヲ以テ選舉權ノ行使ヲ妨害シ若ハ投票ヲ爲サシメタル者
- 三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權其ノ他利害ノ關係ヲ利用シ關係人ヲ威逼シタル者

【選舉法違反と有權者の證據の舉示】

衆議院議員選舉法第八十八條第一號の罪は選舉に關し選舉人に暴行脅迫を加へ若くは之を拐引したる行爲に關するものなるを以て縱令選舉に關し或者に脅迫を加へたる事實ありとするも其者か衆議院議員の選舉人に非ざる限りは少くとも前掲法條の罪を構成することなきは論を俟たず原判決を査閲するに其事實理由の部に於て被脅迫者澁谷佐一郎か衆議院議員の選舉人たる事實を認定したるも其證據説明の部に於ては全然同人か前叙の選舉人たることを認むるに足る可き證據を舉示することなきを以て原判決には證據に依らずして本件罪素の一たる衆議院議員の選舉人たる事實を認識したる違法あり

(四年(れ)一二八八號、四年六月一八日大審判一判決、法律新聞一〇二八號四〇八頁)

第九十條

投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知

スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

【投票記載所の視見と選舉法違反】 衆議院議員選舉法第九十條第一項は投票の適法なる開票に至る迄の間投票所又は開票所に於て被選舉人の氏名を認知する方法を行ひたる者は選舉人が投票を認め之を投票函に投入の前被選舉人を認知せんか爲めなると其後に於て開票に至る迄に之を認知せんか爲めなるとを問はず等しく處罰すべき法意なりと解せざる可らず

(四年(れ)二六三七號、四年一月六日大審刑三判決、法律新聞一〇五九號五〇〇頁)

第九十二條 選舉人、議員候補者若ハ選舉運動者ヲ脅迫シ又ハ選舉會場、開票所、投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞、奪取スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス
犯罪者第九十三條ノ物件ヲ携帶シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

(參照) 第九十三條 選舉人、議員候補者及選舉運動者ニシテ選舉ニ關シ銃砲、槍戟、刀劍、竹槍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帶シタル者ハ二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

【衆議院議員選舉法第九十二條に所謂脅迫の意義】 所謂脅迫とは人を畏怖せしめて其自由を抑壓する目的を以て之に對し害惡を到來せしむ可き旨の通告を爲す行爲を云ふものなり

(四年(れ)一四七一號、四年七月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二八號四〇七頁)

第九十七條 當選ヲ妨グルノ目的ヲ以テ演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスル

ニ拘ラス議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタル者ハ六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス新聞紙、雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

(參照) 第九十六條ノ但書ハ新聞紙、雜誌ニ在リテハ仍其ノ署名シタル編輯人ヲ處罰スル旨ノ規定ナリ

【新聞記事と當選妨害】

衆議院議員選舉法第九十七條の罪は當選を妨害する目的を以て議員候補者に關する虛偽の事項を公にするに因りて成立するか故に同罪の成立するには當選妨害の目的と議員候補者に關し公にしたる事項が虛偽なるとの認識との存在を必要とするや論を俟たず故に新聞紙に依りて議員候補に關し虛偽の事項を公にしたる場合に於て現實に右記事の通信編輯又は記載の住に膺りたる者に對して其罪を論せんとするには如上要件の存在を證明せざるへからず然れとも新聞紙に署名したる編輯人は當該記事の虛偽なることを認識したると否と又當選妨害の目的を有したると否とを論せず其記事を掲載したる新聞紙の署名編輯人たるの理由を以て選舉法第九十七條末段及び同第九十六條但書に依り第九十七條の實行正犯と同じく處斷せらるべきものとす

(四年(れ)一四六八號、四年七月二日大審刑一判決、法律新聞一〇二八號四〇四頁)

【推薦取消の虛偽廣告と當選妨害】

衆議院議員選舉法第九十七條に所謂當選を妨ぐる目的を以て云々議員候補者に關し云々虛偽の事項を公にしたる者とは直接議員候補者自身に關する事項なるのみならず間接事項と雖も苟も其事項が候補者に關連し之を公表することか候補者の議員當選を妨ぐるに至るべき性質のものなる以上は總て之を包含するものと解するを相當とす原判決認定事實に依れば被告は議員候補者原本大三郎を推薦したる飯塚棟太郎の署名を使用し其推薦を取消す旨の廣告を新聞に掲載せしめ之を公表したるものにして候補者の推薦を取消すか如きは候補者其人に多少の短所あることを暗示すると同時に其信用を薄弱ならしむる因と爲るべく當選の妨害を豫期し得べき事項と云ふも不可なる處なし

(四年(れ)一七五二號、四年八月一日大審刑三判決、法律新聞一〇三九號四四二頁)

【新聞記事と當選妨害】

私利を貪り權門に阿諛するの徒云々の新聞記事は衆議院議員選舉法に

所謂當選妨害となるものにあらず

(四年三月八日法務局長回答、法律新聞一〇五三號三七六頁)

【新聞署名編輯人と選舉違犯】 情を知らざる署名編輯人は選舉法第九十七條末段に依り他の被告と共犯として管轄し得るものとす (四年三月八日法務局長回答、法律新聞一〇五三號三七六頁)

第九十八條 選舉人タルコトヲ得サル者ニシテ投票ヲ爲シタル者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

【數人共謀の氏名詐稱投票と共犯】 衆議院議員選舉法第九十八條の罪の如きは數人の共謀者か其中一部の者をして之れか實行の任に當らしめたるときは其一部の者は自己の犯意のみならず共同者全體の犯意を遂行し又其以外の者は右一部の者に依りて各自己の犯意を遂行したるものと謂はざるへからざるを以て同條後段の罪に付き氏名を詐稱して投票を爲し了る者は一人なりとするも爾餘の共謀者も亦刑法第六十條に所謂二人以上共同して犯罪を實行したるものとして處斷すべきは當然にして教唆又は從犯を以て論すべきものにあらず

(四年(れ)一四一四號、四年七月二三日大審院判決、法律新聞一〇三五號四三〇頁)

第二百條 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者ハ裁判所ノ宣告ヲ以テ刑期後仍二年以上八年以下選舉人及被選舉人タルコトヲ禁ス

【選舉に關する犯罪に依りて刑に處せられたる者の範圍】 選舉法第二百條の規定の解釋に付ては既に屢々本院判例に説明したるか如く同法條に所謂選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたる者とは禁錮の刑に處せられたる者と罰金に處せられたる者とを區別せずして之を包含するものにして法律の趣旨は苟くも選舉に關する犯罪に依り處刑せられたる者に對しては刑の輕重如何を問はず同條の範圍内にて裁判所の定むる期間内選舉權の行使を停止し以て選舉取締の本旨を貫徹せんとするに在る者と解せざるへからず而して舊刑法第三十三條第三十四條及び衆議院議員選舉法第十一條第四號(爾後の法律を以て本號削除)の如きは一般の場合に關し特に右選舉法違反罪に因る處刑に基きて選舉權行使を停止するものにあらずるか故に特に右選舉法違反罪に依る處刑を重要視して選舉權行使を停止する同法第二百條の規定と對比して觀察すべきものにあらず又同條規定に刑期後とあるは期間を定め刑を言渡したる場合には其刑期後所定の期間選舉權を停止すと爲すに止まるものにして敢て本條の刑は罰金を含ますとの趣旨を包含するものにあらず而して罰金を言渡したる場合には選舉權停止の期間は其裁判確定の日より起算すべきは勿論なるか故に罰金に刑期なきことは本條の適用上支障を來たすべきものにあらずなり

(四年(れ)一四二一號、四年六月二一日大審院判決、法律新聞一〇二八號四〇三頁)

【選舉違反判決と選舉權行使禁止の宣告】 衆議院議員選舉法第二百條に依り選舉權及被選舉權の行使の禁止を宣言するには選舉に關する犯罪に依り刑の言渡を爲したる判決の確定を條件として豫め之を爲す事を得べく敢て其判決の確定を待ちて更に新なる判決を以て該禁止の宣告を爲さざる可からざるものに非ず而て若し右選舉に關する犯罪に對して言渡したる判決か後日上級裁判所の取消其他に依り確定力を生ずして已みたる場合に於ては右禁止の宣告も亦當然其效力を失ふに過ぎざるものにして此等條件的に禁止の宣告を爲したるかため何等失當の結果を生ずる事なし

(四年(れ)一八七五號、四年八月二八日大審院三判決、法律新聞一〇四三號四四六頁)

【選舉犯罪の罰金刑と選舉權の停止】 衆議院議員選舉法第二百條に「選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたる者は裁判所の宣告を以て刑期後仍二年以上八年以下選舉人及被選舉人たることを禁すと」あるは同條制定の沿革上衆議院議員選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたる者は其

禁錮の刑たると罰金の刑たるとを問はず選舉人被選舉人たることを禁ずる意義なりと解すへきものとす

(四年(れ)二一六五號、四年一〇月四日大審刑二判決、法律新聞一〇四七號四六二頁)

鑛業法

第三條 未タ掘採セサル鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス

【鑛滓と未採掘鑛物】 鑛業法第三條には未だ採掘せざる鑛物(廢鑛及び鑛滓を含む)は國の所有とすとあるが故に既に採掘したる鑛物は必ずしも國の所有に非ずして通常之を採掘したる鑛業者の所有に歸する動産に屬し鑛業者か其所有權を拋棄したるときは鑛業法其他の法令に別段の規定なき限りは民法の規定に従ひ遺棄物として何人も先占に因り其所有權を取得することを得るものと謂はざるを得ず而して同法條にて國の所有とする鑛滓は之を未採掘の鑛物中に包含せしめて規定したる所に由て觀れば鑛業權者の所有に屬せざる一切の鑛滓を謂へるに非ずして鑛滓存在の狀態か之を取るに採掘を必要とする程度に在るものを指したる法意なりと解せざるを得ず蓋鑛滓は會て採掘せられたる鑛物の殘滓に外ならざれば元來未採掘の鑛物には非すと雖も其殘滓存在の狀態か之を取るに更に採掘を要する程度に達したる場合に於ては鑛業法上特に之を未採掘の鑛物と同視し國の所有として同法の規定に遵依せしめたるものと見るを相當とすればなり故に鑛業者か鑛物を採掘し製鍊の後其殘滓を遺棄したるときは其殘滓は如上未採掘と同視すへき狀態に在らざる限りは國の所有に歸屬することなく且之に關する所有權の歸屬に付て別段の規定あるを見ざるを以て無主の動産として他人の之を先占取得することを妨げざるものとす本件の事實は原審に於て確定したる所に依れば係争土灰は鑛業權者が金銀製鍊の爲め粉碎したる鑛石を沈澱池に入れ沈澱せしむる際流出し鑛業權者の遺棄して顧みざりしのみにして訴外瀬戸山仁三太之を採取

する爲めに其借地内に設置せる沈澱池に該土灰の流入するに従ひ之を先占したるものなれば其土灰は鑛業法上國の所有に屬する鑛滓に非ずして無主の動産に外ならざるや疑を容れず從て仁三太か先占に因りて其所有權を取得したりと認めたる原判決は違法にあらず又本件係争土灰採取の當時行はれたる砂鑛採取法第一條には此法律に於て砂鑛とは砂金砂錫及び砂鐵を謂ふとあるのみにして現行砂鑛法に於ては第一條第一項に右と同趣旨の規定を爲し同條第二項には金鑛の廢鑛又は鑛滓にして主務大臣に於て其存在狀態砂金と類似すと認めたるものは之を砂金と看做すとの規定を新に設けたる所に由て之を觀れば金鑛の鑛滓は常に必ずしも皆砂金なりと謂ふことを得ざるのみならず本件係争の土灰か多少の金銀分を包含するも砂鑛採取法の適用を受くべき砂鑛に非ざることは原審に於て確定したる前示の本件事實に關し自明なり

(三年(オ)三五五號、四年三月九日大審民一判決、法律新聞一〇一五號三三九頁)

第七條

二人以上共同シテ鑛業ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サムトスルトキハ内一人ヲ選定シテ代表者ト爲シ鑛山監督署長ニ届出ヘシ其ノ届出ナキトキハ鑛山監督署長之ヲ指定ス

代表者ハ國ニ對シ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業者ヲ代表ス

共同鑛業出願人又ハ共同鑛業者ハ組合契約ヲ爲シタル者ト看做ス

【共同鑛業權者と持分の處分】 鑛業法第七條には共同鑛業權者は組合契約を爲したるものと看做すとあり故に二人以上共同して鑛業權を有するときは其鑛業權は組合財産に屬するを以て各共同鑛業權者は鑛業權に對する自己の持分を單獨にて處分することを得ず若し單獨にて之を處分したるときは其處分は之を以て組合及び組合と取引を爲したる第三者に對抗することを得ざるものとす是を以て共同鑛業權者中の一人が單獨にて採掘權の持分に付抵當權を設定するも其設定行爲

は唯當事者間に一種の債權的關係を生ずることあるに止まり之に因りて物權的に抵當權の設定ありたるものと謂ふ可からず從て其設定行爲の相手方は抵當權の設定ありたるものとして假登記を申請するを得ざるものとす

(四年(ク)四六號、四年三月二日大審民一決定、法律新聞一〇〇六號三二三頁)

【共同鑛業權と持分讓渡及信託的讓渡】 鑛業法第七條第三項には共同鑛業權者は組合契約を爲したるものと看做すと規定せるを以て二人以上共同して鑛業權を有するときは其鑛業權は組合財産に屬するを以て各共同權者は組合財産たる鑛業權に對し持分を有すべく組合員か他の組合員の承諾を得て自己の持分を他の組合に讓渡し組合を脱退することを得べきは勿論なるを以て組合員二名を以て成立せる共同鑛業組合の場合に於て其一名か他の一名に自己の持分を讓渡したるときは之に依り讓渡者は組合より脱退し其登録に依り讓受人は單獨の鑛業權者と爲るものにして其持分の讓渡か債權擔保の目的を以てする信託的讓渡たると單純なる讓渡たるとを問はざるものとす蓋し鑛業權不可分の原則は鑛業權を分割處分すること能はざるの意義にして組合員の一名か他の組合員の持分を讓渡し組合を脱退する觀念と矛盾せざるのみならず債權擔保の目的を以てする信託的讓渡の場合に於ては讓渡人は讓受人との内部關係に於ては尙ほ權利者なりと雖とも外部關係に於ては讓受人は純然たる鑛業權者なるを以て其資格に伴ふ權義の主體たるべく唯讓渡人との法律關係に於て信託の目的に従ふ制限に服するのみなるを以て讓受人は自ら採掘權を行使して其收益を讓渡人に交付し又は兩者間に委任雇傭又は鑛業代理人の法律關係を創設して讓渡人をして採掘に従事せしめ得べく斯くの如き内部關係に於て信託の目的に適合する行爲の採掘は即ち鑛業權者か鑛業權を行使するに外ならされは鑛業權の信託的讓渡は鑛業法の禁止する所にあらされはな

り

(四年(オ)五三〇號、四年一〇月六日大審民三判決、法律新聞一〇五七號四四九頁)

【共同鑛業權者と承諾に依る持分譲渡】 鑛業法第七條第三項には共同鑛業權者は組合契約を爲したるものと看做す旨規定せるが故に樋口利和と被上告會社とは組合契約を爲したるものと看做さざるへからず然れば樋口利和と被上告會社との共同鑛業權に關する法律關係は民法の組合の規定に依り支配せられ樋口利和と被上告會社とは何れも組合員たる資格に伴ひ一切の組合財産に付き持分を有するものなるを以て樋口利和の有する持分は獨り噸割配當受領の基本權のみに止まるものにあらずして該基本權は樋口利和が組合員たる資格に伴ひて有する持分の一部を構成するに過ぎざるものと論結せざるへからず然るに民法第六百七十六條には組合員は組合財産に付き其持分を處分するも之を以て組合に對抗することを得ずとあり其趣旨たるや組合財産は組合の存續する限り組合の目的事業遂行の用に供すべきものなれば組合員が組合員たる資格を喪失せずして持分若くは其一部を處分したるとき之を組合に對して有效なりとするか如きは組合の目的に背馳するものにして許すへからずと爲すに在りて他の組合員が其處分に承諾を與へたるを問はざるなり是れ或は對抗することを得ずとの文字に拘泥するときは多少の疑惑を生ずべきも組合財産の持分か組合員たる資格に伴ふ持分たるの性質に照すときは如上解釋の正當なることは毫末の疑を容れざるなり故に樋口利和が依然組合員にてありながら持分の一部に屬する噸割配當受領の基本權を上告人に譲渡したる行爲は他の組合員たる被上告會社に對しては其效力を有せざるものと謂はざるを得ず原判決が噸割配當受領の基本權の譲渡を以て法律上不可能と爲したる説明には多少用語の不正確なる點なきにあらざるも原判決の全趣旨殊に持分の一部の譲渡と比較説明しあるに徴すれば組合員の資格を喪失せずして持分の一部たる噸割配當受領の基本權のみを譲渡するを

得ずとなすにあるや明かにして係争噸割配當受領の基本權の譲渡を組合に對して效力なしとする點に於ては當院の見解と同一に歸するものとす

(四年(オ)一七八號、四年一〇月二日大審民三判決、法律新聞一〇五七號四九三頁)

第十六條 鑛業權ハ不可分トス

【鑛業權の目的】 鑛區とは其鑛業權の及ぶ範圍を謂ふに過ぎずして鑛業權の目的鑛區内に存在する地域を謂ふにあらず而して鑛業權の不可分とは右目的上に有する權利の分割すへかららざることの意義にして鑛區の分割すへかららざることを意味するものにあらず

(四年(ワ)二〇號、山口地民判決、法律新聞一〇四七號一一二九頁)

第十七條 鑛業權ハ相續、讓渡、滯納處分及強制執行ノ目的タルノ外權利ノ目的タルコトヲ得ス但シ探掘權ハ抵當ノ目的ト爲スコトヲ得

【鑛業權者の生死不明の場合に於て其妻又は弟の爲したる鑛業權譲渡の效力】 鑛業權者が暴風の爲めに生死不明となりたる場合に其妻又は弟が鑛區税其他の負債償却の必要上他人に其鑛業權を賣渡したるときは其賣渡は無効なり蓋し重大なる鑛業權の譲渡に付きては固より日常家事にあらざるを以て家の妻又は其弟は夫又は兄を代理する權限なきものなればなり

(四年(ワ)二〇號、山口地民判決、法律新聞一〇四七號一一二九頁)

第二十四條 農商務大臣ニ於テ試掘出願地探掘ニ適スルモノト認メタルトキハ探掘ノ出願ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ探掘ノ出願ヲ爲ササルトキハ試掘ノ出願ハ之ヲ許可セス

前二項ノ規定ハ農商務大臣ニ於テ探掘出願地仍試掘ヲ要スルモノト認メタル場合ニ之ヲ準用ス

【試掘出願と許可鑛區の區域の相違】 試掘出願に對する許可鑛區が其出願區域と小部分のみ一致し大部分相違とするも該許可處分は瑕疵あるに止り當然無効なりと爲すことを得ざるものとす (三年一〇一號、四年六月二三日行政三判決、法律新聞一〇三七號三三三頁)

第二十八條 試掘出願地出願ノ當時鑛區ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナル時ハ其重複スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

【同種鑛物の重複許可】 鑛業法第二十八條は「試掘出願地出願の當時鑛區と重複する場合に於て同種の鑛物なるときは其の重複する部分に付ては其の出願を許可せず」と規定し鑛業法施行細則第十八條第一項には出願人他人の鑛區に隣接して鑛區を定めんとするときは中間に十間以上の距離を置くべき旨を規定す而して大正元年十月十六日(原告は十八日なりと主張するも十六日を正當と認む)原告の出願せる格魯謨鐵鑛試掘出願の許可せられたる廣島縣試掘出願第一八四號試掘出願の鑛區の一部分が大正元年十月十六日出願の當時に於て廣島縣試掘出願第一八四號試掘出願の鑛區と重複し兩者兩種の鑛物なることは原告の争はざる所にして且つ原告が鑛業法施行細則第十八條第一項但書に所謂隣接鑛業者の承諾を得たることの認むべきものを以て原告の出願地より廣島縣試掘出願第一八四號試掘出願の鑛區と重複する部分及該鑛區との間隔十間に相當する區域を除外せざる大阪鑛山監督署長の原告出願許可は前示法條に違背したるものにして鑛業法第三十八條に所謂錯誤に因り鑛業の出願を許可したるものなりと云はざるを得ず從て被告が鑛業法第三十八條第一項に依り原告に對し廣島縣試掘出願第一八四號鑛區の改正出願を命し原告が右命令に對し同條第二項の期間内に之か出願を爲さざるにより原告の廣島縣試掘出願第二五六號の鑛業權を取消したるは適法にして何等違法に原告の權利を侵害したるものにあらず原告は

廣島縣試掘出願第一八四號鑛業權は原告の出願が許可せられたる以前即ち廣島縣試掘出願第一二五六號の鑛業權が設定せられたる以前既に廢業に因り消滅したるを理由として被告の處分を違法なりと主張するも鑛業法第二十八條により重複部分を許可せざるべき場合は試掘出願地か出願の當時に於て同種鑛物の鑛區と重複するを以て足り出願許可の當時に於て尙同種鑛物の鑛區と重複することを要するものにあらず從て原告の主張は理由なし (二年二〇二號、三年一二月二二日行政三判決、法律新聞九九〇號二五四頁)

【試掘出願不許可の效力】 試掘出願地出願の當時鑛區と重複する場合に於て同種の鑛物なるときは其重複する部分に付ては其出願を許可すべからざるものとす而して甲が其試掘出願に付き不許可の處分を受けたる後其出願地の同種鑛物に付乙の試掘出願に對する許可ありたる場合に於ても甲に對する不許可處分が相當なる以上甲は其許可處分に依り何等權利の侵害を受くべきものにあらず (三年九三號、四年四月一二日行政三判決、法律新聞一〇一三號二九八頁)

第三十三條 試掘出願地又ハ採掘出願地重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ願書發送ノ日時ノ先ナル者優先權ヲ有ス願書發送ノ日時同一ナルトキハ鑛山監督署長ハ之ヲ各出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テハ出願人ハ其ノ通知書發送ノ日ヨリ六十日以内ニ協議ヲ調ヘ之ヲ届出ツヘシ

出願人前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ抽籤ニ依リ優先權者ヲ定ム
前二項ノ規定ハ第二十五條第二十六條第三十一條第二項及第三十六條ノ場合ニハ之ヲ適用セス
試掘出願地採掘出願地ト重複スル場合ニ於テ願書發送ノ日時同一ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ採掘出願人ハ優先權ヲ有ス

(參照) 第二十五條 採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキ

ハ農商務大臣ハ其訂正ノ出願ヲ命スヘシ
前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ訂正ノ出願ヲ爲サルトキハ採掘ノ出願ハ之ヲ許可
セス

第二十六條 採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ採掘出
願人ハ其ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得

第三十一條 鑛業出願地他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ異種ノ鑛物ナルトキハ鑛山監督署長ハ之ヲ鑛
業權者ニ通知スヘシ

鑛業權者ハ前項ノ通知書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ自ラ其ノ鑛業ヲ出願スルコトヲ得
三項、四項略

第三十六條 鑛業權者ハ隣接鑛區ノ鑛業權者及抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ鑛區ニ掘進スル爲増
區ヲ出願スルコトヲ得

鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接鑛區ニ掘進スルニ非サレハ鑛利ヲ保護スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ鑛業
權者ノ承諾ヲ得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其
ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

前二項ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ其ノ願書ニ鑛區圖ノ外鑛床圖ヲ添付スヘシ
前項ノ鑛床圖ハ之ヲ鑛區圖ノ一部ト看做ス

【試掘又は採掘の願書發送の日時と鑛業法第三十三條の適用】 郵便局に於て郵便物の受附時刻
を表示し得べき範圍内に於ては其表示する時刻の先後に依り試掘又は採掘の願書發送の日時に付
き鑛業法第三十三條第一項前段を適用すべきものとす

(三年二〇八號、四年二月二四日行政三判決、法律新聞一〇〇二號二六七頁)

第三十三條ノ二

試掘權者試掘權ノ存續期間滿了後十日以内ニ同種ノ鑛物ニ付更ニ鑛業ノ出願ヲ爲シタル
トキハ舊試掘鑛區ニ係ル部分ニ付テハ他ノ出願人ニ對シ優先權ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ他人ノ出願ノ目的異種ノ鑛物ナルトキハ第三十一條ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ
前項ノ出願ヲ爲シタル者ヲ以テ鑛業權者ト看做ス

(參照) **第三十一條** 鑛業出願地他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ異種ノ鑛物ナルトキハ鑛山監督局長
ハ之ヲ鑛業權者ニ通知スヘシ

鑛業權者ハ前項ノ通知書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ自ラ其鑛業ヲ出願スルコトヲ得

第二項ノ規定ハ第三十六條及ヒ豫メ鑛業權者ノ承諾ヲ得タル場合ニハ之ヲ適用セス

第一項ノ出願他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ之ヲ許可セス
第三十六條 鑛業權者ハ隣接鑛區ノ鑛業權者及ヒ抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其鑛區ニ掘進スル
爲メ増區ヲ出願スルコトヲ得

鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接鑛區ニ掘進スルニアラサレハ鑛利ヲ保護スル能ハサル場合ニ於テハ其
鑛業權者ノ承諾ヲ以テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナク
シテ其承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

前二項ノ出願ヲ爲サントスル者ハ其願書ニ鑛區圖ノ外鑛床圖ヲ添付スヘシ
前項ノ鑛床圖ハ之ヲ鑛區圖ノ一部ト看做ス

【前身鑛區に關する許可處分の效力】 前身鑛區に關する許可處分に瑕疵ありたるときと雖其試
掘權者たりし者か試掘權存續期間滿了後十日以内に爲したる試掘出願は鑛業法第三十三條の第二第
一項の保護を受くるものとす又右條項は前身鑛區の試掘權者たりし者か爲したる試掘出願と他人の
採掘出願と競合せる場合に於ても亦其適用あるものとす

(三年一〇一號、四年六月二三日行政三判決、法律新聞一〇三七號三三二頁)

第三十四條 試掘出願人同種ノ礦物ニ付キ更ニ採掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ出願地重複スルトキハ其重複スル部分ニ付テハ採掘ノ出願ハ試掘願書發送ノ日時ニ於テ試掘出願ニ代リタルモノト看做ス但シ第十三條第四項ノ場合ハ此限ニ在ラス

前項本文ノ規定ハ採掘出願人同種ノ礦物ニ付更ニ試掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス
三項略

(參照) **第三十三條第四項** 試掘出願地採掘出願地ト重複スル場合ニ於テ願書發送ノ日時同一ナルトキハ其重複スル部分ニ付テハ採掘出願人ハ優先權ヲ有ス

【同種礦物と重複出願】 礦業法第三十四條第二項は同法第二十四條第三項に依る農商務大臣の命令に因らして採掘出願人か同種礦物に付き其出願地に重複し試掘出願を爲したる場合にも適用あるものとす又甲日午後十二時即ち翌乙日午前零時零分は甲日か終了し翌乙日の始る瞬間を指稱するものなるか故に乙日零時零分の出願を以て甲日の終了せざる間に於ける出願と認むるを得す
(三年二〇八號、四年二月二四日行政三判決、法律新聞一〇〇二號二六七頁)

第三十五條 採掘權者ハ礦區ノ合併又ハ分割ヲ農商務大臣ニ出願スルコトヲ得礦區ノ一部ヲ分割シテ之ヲ他ノ礦區ニ合併セムトスルトキ亦同シ
抵當權ノ設定アル場合ニ於テ前項ノ出願ヲ爲サムトスルトキハ抵當權者ノ承諾及抵當權ノ順位ニ關スル協定ヲ經ヘシ

【礦業權の不可分と礦業權の消滅】 礦業法第三十五條第一項には礦區の分合に付き農商務大臣に出願の場合を規定し其第二項に右礦區に對し抵當權の設定ある場合には抵當權者の順位に關する協定を經へき旨を規定したるは礦區の分合は抵當權者の利害に關する爲にして詳言すれば礦業

權不可分なる法理の適用の結果分合前の舊礦業權は消滅して新なる礦業權を生し之か爲め抵當權者の既得權を侵害せんことを慮りたるに因るものと云ふへし故に礦區は分割を許すも礦業權は不可分なる結果礦區分割の場合には其以前の礦業權消滅すへし
(四年(ワ)二〇號、山口地民判決、法律新聞一〇四七號一一二九頁)

第六十九條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ使用又ハ收用ニ因リテ債務者ノ受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

【礦業用土地收用と抵當權】 礦業法第六十九條の規定は民法第三百四條に規定する物上代位の原則の適用を示したるものにして物上擔保を有する債權者か擔保物を代表する補償金に對して其權利を行使するには其拂渡前に之か差押を爲すことを要するは民法第三百四條に於けると同一なり蓋し此場合に於ける差押は被收用者たる債務者に對して補償金の處分を禁し收用者たる第三債務者か辨濟其他の方法に依り之か請求權を消滅せしめ債權者をして代表物たる補償金上に有する優先權を消失せしむるの結果を豫防するを以て唯一の目的とするものにして優先權の目的たる補償金は差押の處分に依りて完全に保存せられ優先權者は之に依りて其權利の目的を達することを得へし何となれば補償金に對する差押は一面其代表物たる特定性を保全すると同時に他の一面に於て其消滅を防止し以て優先權者をして補償金上に其權利を行使することを得せしむるものなればなり如上差押の性質にして既に斯の如くなりとは優先權者か自身に差押を爲したる場合は勿論劣等の順位を有する物上擔保債權者又は物上擔保を有せざる債權者か補償金差押を爲したる場合と雖も其補償金は優先權の目的として保存せらるへき筋合にして優先權ある債權者は之に對して其權利を主張することを得へく自己か先んじて之か差押を爲さざりしことは其優先權を行使す

るの妨げとなることなし擔言すれば順位の劣等なる優先権者又は普通債権者は優先権を有する債権者に先たちて補償金の差押を爲したるを理由として其優先権を否定し優先権者を無視して之を取立を爲し又は取立に代へ券面額にて之を自己に轉付せしめ優先権者の權利を架空ならしむることを得ず却て此場合に於ても優先権者の權利を尊重し之をして其優先権の順位に従ひ満足を得せしめ尙ほ剩餘ある場合にあらざれば其債権の取立を爲し又は之か轉付を爲さしむることを得ざるものとす故に順位の劣等なる債権者又は普通債権者か優先権を有する債権者に先立ちて補償金の差押を爲したる場合と雖も優先権者を無視して補償金轉付を受くるの所爲は優先権者の權利を害するものにして其轉付命令は優先権者に對して效力を有せざるを以て優先権者は尙ほ其補償金に對して優先権を主張することを得へし蓋し此場合に於ても優先権の目的たる補償金ば尙ほ代表物たる特定権を保有し優先権の行使を可能ならしむるを以てなり但第三債権者か優先権者より差押を受くるの前差押債権者に對し辨濟を爲したるときは其の辨濟は有效なるを以て優先権者の權利の目的物は茲に消滅に歸し第三債務者は更に優先権者に對して支拂を爲すの義務なく優先権者は其權利を害して支拂を受けたる差押債権者に對して其返還を請求するの權利を有するに過ぎざるものとす

(三年(オ)九六號、四年三月六日大審民三判決、法律新聞一〇一六號三四一頁)

第一百四條

鑛業權者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ鑛業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

本法ニ基キテ發スル命令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ命令ニ規定セル罰則ニ付テモ亦同シ

【鑛業權者と鑛區外の侵掘】

鑛業の經營は公安公益に重大の關係あるを以て鑛業權者は全責任を負擔し自身に又は其鑛業代理人を以て之れか管理を爲すことを必要とし他人に其權利を授與し

其者の責任に於て之れか管理經營を爲さしめ因て自己の責任を免るるを得ざることは鑛業法及同法施行細則の規定に照らして歴々之を認むることを得るか故に苟も鑛業權者の權利に基き鑛業の經營に従事する者は鑛業權者自身の選任又は許容に依ると其鑛業代理人の選任又は許容に依るとを問はず又鑛業權者の計算に於て之に従事すると其者の計算に於てすると論なく總て鑛業法第百四條に所謂鑛業權者の從業者に該當するものと解釋し其鑛業に關する行爲に付ては鑛業權者之れか責に任すべきものと爲すを相當とす又鑛業權者の從業者か其鑛業に従事中自己の利益の爲め故意に鑛區外に侵掘して鑛物を採取したる場合に於ても鑛業權者其責に任すべきことは當院判例の認むる所にして此見解は今尙ほ之を維持するを相當と思料す又鑛業權者に於いて内實他人に權利を讓渡すも鑛業原簿に登録を爲すにあらざれば讓渡の效力を生せざるを以て鑛業權者の責任に影響を及ぼすものにあらず

(三年(レ)三一九五號、四年二月二七日大審刑三判決、法律新聞一〇〇五號三二一頁)

鑛業法施行規則

第三十七條

鑛區所在地ノ名稱、種目、境界、基點又ハ面積カ鑛區圖ト相違スルコトヲ發見シタルトキハ鑛山監督署長ハ相當ノ期限ヲ附シテ鑛業權ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ノ提出ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令書ニ調査圖ヲ添附スヘシ

鑛山監督署長カ鑛業ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ノ提出ヲ要セサルモノト認メタルトキ又ハ前項ノ命令ニ依リ提出シタル鑛區圖ヲ調査シ完備シタルモノト認メタルトキハ第三十六條第一項ニ準シ其ノ旨ヲ鑛業權者ニ通知スヘシ

第三十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

【鑛業權の表示變更に關する鑛區圖と行政訴訟】

鑛業法施行細則第三十七條第一項に依る鑛業權の表示變更に關する鑛區圖の提出の命令に對しては行政訴訟を提起することを得ざるものとす

(四年五三號、四年三月三一日行政三判決、法律新聞一〇一三號二九七頁)

【鑛業法と行政訴訟】

鑛業法施行規則第三十七條第一項の命令に對しては行政訴訟を提起することを得ざるものとす

(四年七四號、四年四月三〇日行政三判決、法律新聞一〇一三號三〇〇頁)

第三十九條

左ノ場合ニ於テハ鑛山監督署長ハ願書又ハ届書ヲ却下ス

- 一 畧
- 二 願書ニ添附シタル圖面カ實地ノ區域ト著シク相違スルトキ
- 三 乃至十畧

【鑛業出願と實地區域及優先出願】

鑛業法施行細則第三十九條第二號の「實地の區域」とは出願

圖に圖示せる區域の實地を云ひ必ずしも出願人カ實地に於て指示したる區域にあらず

(三年一五二號、三年一月二十日行政三判決、法律新聞九八八號二四四頁)

漁業法

第七條 漁業權ハ物權ト看做シ土地ニ關スル規定ヲ準用ス

民法第二編第九章ノ規定ハ漁業權ニ之ヲ適用セス

(參照) 民法第二編第九章ハ質權ニ關スル規定ナリ

【漁業權と免許】 漁業權は漁業法の規定に依り初めて物權と認めらるるところのものにして斯る性質の漁業權は行政官廳の免許に依りて之れを獲得し得るものなることは漁業法の規定に徴し明かなり故に漁業法實施以前に於て個人が漁業の爲め公の水面を使用し來りたる慣行ありしとするも此の慣行自體か直ちに漁業權を成すことなく尙ほ行政官廳の免許を得るにあらざれば漁業權を取得することなきものと謂はざるへからず從て又漁業法は其實施以前に於ける慣行を打破し漁業權に付ては免許に依り個人の私權を創設するの主義を採りたるものと認めざるへからず左れば漁業權免許以前に於て其免許の目的と爲りたる漁場に付き契約若くは慣行に因り入會權を有し若くは共有と爲すの約ありしとするも漁業法の規定に従ひ共同出願を爲し以て共有専用漁場の免許を受くるにあらすんは他人が免許に依り取得したる専用漁業權に付き何等の私法上の權利を有せざる者と謂ふべし (四年(ネ)一九四號、四年八月四日東控民一判決、法律新聞一〇三九號一〇九三頁)

第四十二條 一定ノ地區内ニ住所ヲ有スル漁業者ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ漁業組合ヲ設クルコトヲ得

漁業組合ノ地區ハ市町村ノ區域又ハ市町村内ノ漁業者ノ部落ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

市制町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ市町村ニ準スヘキモノヲ以テ前項ノ市町村ト看做ス

北海道ニ於テハ郡ヲ以テ漁業組合ノ地區ト爲スコトヲ得

【漁業組合員と權利行使の範圍方法】 明治四十三年法律第五十八號漁業法並に同年勅令第四百二十九號漁業組合令に依れば漁業組合は漁業權又は入漁權を取得し若くは漁業權の貸付を受け組合員の漁業に關する共同の施設を爲すの目的を以て行政官廳の許可を得て設置せらるる法人にして組合の地區は特別の事情なき限りは市町村の區域又は市町村内の漁業者の部落に依りて之を定め又地先水面の専用漁業權は獨り漁業組合に對してのみ之れを與へ且つ組合自身をして漁業を營むことを得せしめず組合員をして組合の取得し若くは貸付けを受けたる専用漁業權又は入漁權の範圍内に於て各自漁業を爲すの權利を有せしめ之れが權利の範圍及び行使の方法に付ては唯組合規約を以てのみ制限することを得べく規約の變更は組合員總員の決議を経且つ地方長官の認可を得て後始めて其效力を生ずるものとし家督相續に依る組合員の交代のみを認めて組合員各自漁業を爲すの權利を處分の目的と爲すことを許さざると同時に組合の地區内に住所を有する漁業者の加入に對しては組合は正當の事由なくしては之れを拒絶するを得ざらしむるの諸點に付て考覈するときは法令の組合を認めたる趣旨は専ら一定の地域に於ける漁村の維持及び發達を目的とするに在るを以て漁業權の主體の組合なると同時に組合員は規約の定むる範圍及び方法に於てのみ各自漁業を爲して權利を行使することを得べく規約變更の手續に依らずしては組合員は其の規約に反して各自權利行使の範圍及び方法を定むることを得ざるものと謂はざる可からず何となれば若し之れを許すに於ては組合員間に權利行使の牴觸を來たすこととなり組合の秩序を害し法令の目的を遂ぐるを得ざるに至るの結果を生ずべきを以てなり

(二年(ホ)二九六號、三年一〇月九日東控民一判決、法律新聞九八七號七九八頁)

漁業法施行細則

第十七條 漁業ニ關スル出願申請及届出ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

書面ハ専用漁業ニ在リテハ漁場案ニ其ノ他ノ漁業ニ在リテハ漁業ノ名稱及漁場毎ニ一通ヲ作り差出人ノ住所及差出ノ年月日ヲ記載シ差出人之ニ記名捺印スヘシ

【**區劃漁業と公益事業**】 出願に係る區劃漁業が將に經營せられむとする公共の利益と爲る事業と相容れざる場合に於て行政官廳が公益上の必要ありと認め該漁業の出願を拒否したるは正當なり
(二年二三八號、四年五月二四日行政三判決、法律新聞一〇三一號三一五頁)

狩獵法

第一條 本法ニ於テ狩獲ト稱スルハ銃器、網、縋繩又ハ撲ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲スルヲ謂フ
 前項各獵具ノ種類及制限ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

【鳥獸を捕獲せざる場合と狩獵法違反】 狩獵法第一條の規定の文句より觀察するときは狩獵は既に鳥獸を捕獲したることを要するの觀ありと雖も元來同法の規定たるや單に鳥獸の保護のみを目的とするものにあらずして銃器使用の如き危険なる手段の取締等にも關するものなるを以て單に鳥獸を既に捕獲し得たる場合のみを狩獵なりとするは同法の精神に適せざること明かなるか故に同法第一條の規定は銃器其他同條所定の手段を用ひて鳥獸捕獲の方法を行ふ守獵として敢て鳥獸捕獲を遂げたる場合と然らざる場合とを區別せざるの趣旨なりと解するを正當なりとす

(四年(れ)一四五四號、四年六月二四日大審刑二判決、法律新聞一〇三〇號四一七頁)

著作權法

第一條 文書演述圖畫建築彫刻模型寫眞其ノ他文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス

文藝學術ノ著作物ノ著作權ハ翻譯權ヲ包含シ各種ノ脚本及樂譜ノ著作權ハ興行權ヲ包含ス

【脚本樂譜の意義】 脚本樂譜の著作權か興行權を包含するは著作權法の明定したる所なりと雖も著作物にして題するに脚本又は樂譜の名を以てするも其内容か脚本たり樂譜たるの實質を具へざるものは之を脚本又は樂譜なりと謂ふ可らず從て其著作物の著作權は興行權を包含せず著作權法の精神亦此に存す然らは何をか脚本と曰ひ何をか樂譜と曰ふ劇の仕組舞臺の模様俳優の科白動作等を記載したるもの脚本にして歌曲又は樂曲を視覺を以て認識すべく一定の記號を用ひて記載したるもの樂譜なりとは原裁判所の下したる義解にして當院も亦之を以て正當なりとす今上告人か著作權を有すと稱する本件著作物は題して淨瑠璃並に芝居樂譜脚本と曰ふと雖も其内容を觀るに淨瑠璃の音調曲節を示すに用ゆる各種記號の解説と淨瑠璃外題の列舉とより成り脚本たるの内容を具へざること一見明瞭なれば之を脚本なりと謂ふ可らざるは勿論又之を樂譜なりとも謂ふを得ず何となれば淨瑠璃の音調曲節を其文句に従ひ記號を以て次第的に記載したるに於て始めて樂譜たるの意義に合し淨瑠璃に伴はずして單に其音調曲節を示すに用ゆる記號を列記し解説を加へたるのみにては未だ譜を成さされはなり

(三年(オ)七〇一號、四年三月二三日大審民一判決、法律新聞一〇一七號三四五頁)

【楽譜の著作権】 楽譜の著作権は楽譜を創作又は編纂するに依りて發生するものなれば楽譜の創作又は編纂なくして其著作権の存することなく従て之か興行権の存することなし樂譜とは聽覺に訴ふべき歌曲又は樂曲を視覺に訴ふべき一定の記號を用ゐて記載したるものを謂ふ

(三年(ホ)五一九號、四年五月二九日東地民三判決、法律新聞一〇三五號一〇七一頁)

【樂譜脚本の版本の讓受と著作権】 明治二十八年當時施行せられたる樂譜脚本條例第一條出版法第一條版權法第三條に依れば樂譜脚本の版權は著作者に非されは假令登録を受くるも之を有することを得ざるものにして登録に依りて權利を設定取得するものにあらず従て著作者に非ずして其當時内務省に於て音曲軍談うかれ節樂譜脚本又は淨瑠璃並に芝居脚本等の版權の登録を受けたる者より之を讓受たりとするも讓受人は著作権を有せず従て興行権を有せざるものとす

(三年(ホ)四一二號、三年一月二二日東地民三判決、法律新聞九八九號八〇七頁)

第十五條 著作権ノ相續讓渡及買入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
無名又ハ變名著作物ノ著作者ハ其ノ實名ノ登録ヲ受クルコトヲ得

【著作権登録と著作者】 本件音曲軍談うかれふし樂譜脚本及淨瑠璃並に芝居樂譜脚本の著作権に付き登録を爲したる當時に於て施行せられたる脚本樂譜條例、出版法及び版權法に依れば單に登録を爲したるのみにては版權即ち著作権を取得することを得るものにあらずして其の權利を取得するには必ず著作者たるものか登録を受くることを要するものとするも元來著作者にあらざるものか著作権登録の出願を爲すことの如きは法の禁するところなるのみならず吾人の實驗に徴すれば著作権登録の出願を爲すものは眞の著作者たることを通例とするか故に所轄官廳に於て著作権登録簿に或者を著作者として記載したる以上は反證なき限りは其の者を以て眞の著作者なりと

推定すべきものと謂はざるへからず

(三年(オ)九六九號、四年九月一三日大審民二判決、法律新聞一〇五一號四七六頁)

出版法

第三條 文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本一部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

【出版法所謂製本の意義】 出版法第三條に所謂製本とは製作せられたる文書圖畫の謂にして其文書圖畫の一葉なると將又數葉を編綴したる書冊なるとは毫も問ふ所に非ざるなり何となれば製作せられたる文書圖畫を管轄官廳に納付せしめて出版物に關する検査取締の用に供するの必要は其の文書圖畫の一葉なると又は數葉を編綴したる書冊なるとに依り毫も輕重する所なければなり

(四年(れ)二二八九號、四年一月六日大審刑二判決、法律新聞一〇五六號四九二頁)

第二十七條 風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

【風俗壞亂の文書圖畫と印刷發賣頒布】 風俗を壞亂する文書圖畫を印刷して之を發賣頒布し若くは發賣頒布の目的を以て此等の文書圖畫を印刷したるときは出版法第二十七條に依り處斷すべく刑法第七十五條に猥褻の文書圖畫其他の物を頒布若くは販賣し又は公然之を陳列したる者は云々とある規定は自ら印刷して發賣頒布又は所持する場合を除外したるものなる事は出版法の特別法なると尙同法第一條第二十七條第三十五條等の規定を徴して明白なり然れば則ち原判決が本件被告の行爲に對し出版法第二十七條を適用したるのみに止まり刑法第七十五條の適用を爲さざりしは固より相當なり

(四年(れ)二二八九號、四年一月六日大審刑三判決、法律新聞一〇五六號四九二頁)

第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ觸ルル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上ノ罰金ニ處ス

第十九條第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖畫ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同ジ其ノ未タ發賣頒布セラハ文書圖畫ハ之ヲ沒收ス

(參照) 第十六條 罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ支書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條 重罪輕罪ノ豫審ニ開スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス 傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十八條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖畫ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書圖畫ノ内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖畫ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

【發賣頒布禁止處分と通達】 出版法第二十八條第二項に於て處罰する罪即ち内務大臣が安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂するものと認め發賣頒布を禁止したる内國及び外國に於て出版したる文書圖畫を發賣頒布する罪の成立するには犯人が其發賣頒布せる文書圖畫が發賣頒布を禁止せられたるものなることの認識を必要とするは勿論なりと雖も右發賣頒布の禁止處分が一定の行政手

續に依りて外部に發表せられたる以上は出版者に對して特に其旨の通達なきも出版者に於て事由の如何を問はず發賣頒布の禁止ありたる事實を認識して禁止に係る文書圖畫を發賣頒布したるときは出版法第二十八條第二項の罪は成立すべく禁止の通達なきに藉口して罪責を免るるを得ず

(四年(れ)八〇二號、四年五月四日大審刑一判決、法律新聞一〇一八號三五二頁)

【發賣頒布禁止に關する内務大臣處分の效力】 出版法第二十八條第二項の罪の成立するには犯人か内務大臣の安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂すべきものと認め發賣頒布を禁止したる文書圖畫を發賣頒布するを以て足り其發賣頒布したる文書圖畫か司法裁判所の判斷に於て安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂すべき者なることを必要とせず故に内務大臣か安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂するものと認め發賣頒布を禁止したる以上は其禁止に係る文書圖畫を發賣頒布せる行爲は當然出版法第二十八條第二項の罪を構成すべきを以て受訴裁判所に於て同罪を處斷するに付ては犯人か内務大臣の禁止に違背して其安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂するものと認めたる文書圖畫を發賣頒布したる事實を判定し之に對する證據を舉示するを以て足り其文書圖畫か果して安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂する者なり否やを判斷するの要なし

(三年(れ)三四一〇號、四年五月一七日大審刑二判決、法律新聞一〇一八號三五二頁)

【發賣頒布禁止違反罪と連續犯】 出版法第二十八條第二項に所謂發賣頒布の觀念中には自ら不定多衆に對し多數の文書圖畫を有償又は無償に於て讓渡する反覆行爲の意義を包含すと解すべく從て同條項の犯罪は意思を繼續して多數の日時に亘り數十回に發賣頒布を禁止せられたる多數の出版物を販賣したる場合に於ても連續犯を構成せしめて單一の犯罪成立すべきものとす

(四年(れ)八二〇號、四年五月七日大審刑一判決、法律新聞一〇一八號三五二頁)

新聞紙法

第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲ル者ニ之ヲ準用ス

- 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者
- 二 掲載ノ事項ニ署名シタル者
- 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者

【新聞紙と編輯人并署名者の責任】 新聞紙法第九條(第二號)に於て新聞紙に掲載したる事項に署名したる者には同法中編輯人の責任に關する規定を準用すと規定したる法意は單に前示署名者に新聞紙法上編輯人と同様の責任を負擔せしむと云ふに止り必ずしも署名者をして編輯人の地位に代はらしめ編輯人の全部の責任を負擔せしむるものなりと解す可き根據あることなし蓋し新聞紙法に所謂編輯とは之を掲載事項の著作と同一視す可きに非ずして他人の著作に係る事項を新聞紙に掲載する行爲も亦之を編輯の一作用なりと云はざるを得ること明白なるを以て掲載事項の著作者と認む可き署名者に於て編輯人と同一の責任を負擔したりとするも編輯人は仍ほ該事項の掲載に付き獨立せる編輯責任を有するものと云はざるを得ず

(四年(れ)九四號、四年三月一二日大審刑一判決、法律新聞一〇〇九號三二八頁)

【編輯擔當者の責任】 原稿を起草したる記者は實際其原稿の登載せられたる部分の記事に付き選擇取捨の任務あるときに限り編輯擔當者の責を負ふ

(四年六月二八日刑甲一四四號、法務局長回答、法律新聞一〇五三號三七八頁)

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止メタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

【新聞紙と豫審の内容】 新聞紙法第十九條に所謂豫審の内容とは豫審に擊屬せる被告事件に付き豫審判事の爲す一切の處分及び證據蒐集の結果は勿論審理の目的たる被告事件の事實をも包含すと解すべきものとす蓋し同條に於て此等の事項を新聞紙に掲載することを禁止するは豫審の秘密を漏洩し其處分の發展を妨碍するの虞あるに因るものなれば掲載禁止の必要は當に豫審判事の爲す處分及び其結果のみに限るべきに非ず審理の目的たる被告事件の事實に付きても亦同一に存すればなり原判決に於て被告が新聞紙に掲載したる事項として判示せるものは固より豫審處分及び其結果に關するものに非ずと雖も豫審に付せられたる訴名及び犯罪事實なるを以て新聞紙法第十九條に所謂豫審の内容に該當すと謂はざるべからず

(四年(れ)四〇九號、四年四月二日大審刑一判決、法律新聞一〇一三號三三八頁)

【新聞紙と掲載差止事項】 苟も豫審に付せられたる被告事件に關し公訴事實として犯罪事實を新聞紙に登載する以上は其事實の内容が果して公訴事實に符合すると否とを問はず其記事の出所が當該官憲に在ると被告の憶測若くは傳聞風説に在るとを論せず等しく被告事實の内容を推知せしむるに足り因て以て豫審處分の發展を妨碍する虞あるを以て新聞紙法第十九條に於て掲載を禁止せる豫審の内容に該當すと謂はざるべからず而して同條に所謂檢事の差止めたる豫審中の被告事件に關する事項とは所謂豫審の内容に關する事項を除外し其他の被告事件に牽聯せる事項を汎稱するものと解すべきを以て新聞紙の掲載記事が豫審の内容に屬する事項なる以上は檢事の差止を必要とする掲載禁止の事項に該當せざるや勿論なり

(四年(れ)四〇九號、四年四月二日大審刑一判決、法律新聞一〇一三號三三八頁)

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

【新聞紙と犯罪煽動】 新聞紙法第二十條は犯罪を煽動したる事項を新聞紙上に掲載したる行爲に何等の關係なく全く異別の事を規定したるものなるに原判決が其認定したる事實に對し同法條を適用したるは即ち擬律の錯誤なり

(三年(れ)三三二六號、四年二月一五日大審刑二判決、法律新聞一〇〇一號三〇八頁)

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

【新聞紙と犯罪煽動】 新聞紙法第二十一條に依る犯罪を煽動する事項を掲載する罪の成立するには犯罪を煽動する趣意なりと認む可き記事を故意を以て掲載するを以て足れりとし必ずしも該記事が犯罪を煽動するものなることを認識し居りたることを要せず

(三年(れ)三三一〇號、四年二月一六日大審刑一判決、法律新聞一〇〇一號三〇七頁)

【新聞紙と犯人救護】 新聞紙法第二十一條の規定する刑事被告人を救護する事項を記載したる罪を認むるに付ては犯人に於て救護せんとする刑事被告人の何人なるやを特定する必要あるものとす

(四年(れ)一七一號、四年八月二四日大審刑一判決、法律新聞一〇四一號四四四頁)

第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若シクハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第二號第四號乃至第六號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタル時ハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

(參照) 第四條 新聞紙ノ發行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ

- 一 題號
 - 二 掲載事項ノ種類
 - 三 時事ニ關スル事項ノ掲載有無
 - 四 發行ノ時期、若時期ヲ定メサルトキハ其ノ旨
 - 五 第一回發行ノ年月日
 - 六 發行所及印刷所
 - 七 持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
 - 八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齢
- 前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ差出スヘシ
- 第五條** 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更後七日以内ニ後條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ因ル場合ノ外新舊持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス
- 第六條** 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承繼シタル發行人ハ其ノ發行人トナリタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十一條** 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ

【新聞紙法所謂發行の意義】

新聞紙法に所謂發行とは印刷物の發賣又は頒布する行爲を云ふも

のにして而して本件に於て原判決の説明する證據理由に依れば東京新聞の届出發行所は府下南多摩郡八王子町なるに拘らず被告は其新聞號外を東京市芝區新櫻田町十九番地印刷業新井寅三方に於て印刷せしめ之を八王子の本社發行所に持運ふことなく右新井活版所に於て賣子に交付し之を販賣せしめたる事實を認むるを得べく此の所爲は即ち新井活版所に於て印刷したる號外を其儘同所に於て發賣したる者た外ならざるを以て原審が第一判示事實の如く届出の發行所外なる新井宿三方に於て發行したる者と認めたるは相當なり

(四年(れ)二一五二號、四年一〇月六日大審刑三判決、法律新聞一〇四九號四六九頁)

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

(參照) **第十九條** 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止タル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十條 新聞紙ハ官署公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文章又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレサルモノ又同シ

【新聞紙と犯罪煽動】 新聞紙法第三十六條は犯罪を煽動したる事項を新聞紙上に掲載したる行爲に何等の關係なく全く異別の事を規定したるものなるに原判決が其認定したる事實に對し同法條を適用したるは即ち擬律の錯誤なり

(三年(れ)三三二六號、四年二月一五日大審刑二判決、法律新聞一〇〇一號三〇八頁)

第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下罰金ニ處ス

(參照) **第二十一條** 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若クハ曲庇シ又ハ犯罪人若クハ刑事被告人ヲ賞恤シ若クハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

【新聞紙法第三十七條の解釋】 新聞紙法第三十七條は其禁止せる記事を新聞紙に掲載したると

きは必ずしも自ら記事を編輯したる事實あるを要せず編輯人を處罰する立法の主旨なりとす

(三年(れ)三三二六號、四年二月一五日大審刑二判決、法律新聞一〇〇一號三〇八頁)

【新聞紙と犯罪煽動】 新聞紙法第三十七條に依る犯罪を煽動する事項を掲載する罪の成立する

には犯罪を煽動する趣意なりと認む可き記事を故意を以て掲載するを以て足れりとし必ずしも該記事が犯罪を煽動するものなることを認識し居りたることを要せず

(三年(れ)三三一〇號、四年二月一六日大審刑一判決、法律新聞一〇〇一號三〇七頁)

【新聞紙と犯人救護】 新聞紙法第三十七條の規定する刑事被告人を救護する事項を掲載したる

罪の成立を認むるに付ては犯人に於て救護せんとする刑事被告人の何人なるやを特定するの必要あるものとす

(四年(れ)一七二號、四年八月二四日大審刑一判決、法律新聞一〇四一號四四四頁)

【新聞紙と軍機軍略秘密記載の方法】 大正三年陸軍省令第十二號は我軍隊の進退其他軍機軍略

の秘密を確保する爲め汎く之に關係ある事項を陸軍大臣の許可なくして擅に新聞紙に掲載するこ

とを禁止したる趣意なるや疑を容れず本件記事の如き我軍の執るべき作戰の方法を説示したるものは單に一當局者の提議若くは一人の意見なりとして新聞紙に掲載したるときと雖尙ほ我軍の

軍略を推測窺知するの資料たる虞なきを必ず可からずして右省令の趣旨に違反するものと謂はざるを得ず其當局者が現實に定めたる軍略に合致するや否や又は既に他の新聞紙に掲載せるものを

轉載したるに過ぎるや否やの如きは固より本件犯罪の成否に影響を及ぼさざること自ら明かなり

(三年(れ)三七九七號、三年三月二三日大審刑一判決、法律新聞九八八號二七九頁)

【陸軍大臣の許可を得ずして軍機軍略に關する事項を新聞紙に記載したる責任】 陸軍大臣の許

可を得ずして軍機軍略に關する事項を新聞紙に掲載發行するに因り大正三年陸軍省令第十二號の違反として新聞紙法第四十條を適用するには其の事項か必ずしも帝國軍事當局者の現實に規畫せる軍の機密方略に符合することを要せず又必ずしも露骨に軍事當局者の確定的計畫として公表することを要せず苟も現在若くは將來に於ける帝國軍事當局者の執るべき方針若くは行ふべき計畫の一端を機微の間に推測し得べき事項なる以上は縱令軍事當局者に非ざる一個人の意見として表示したる場合と雖も前掲省令違反を以て論ずべきは當然なり蓋し該省令は上叙の如き事項を新聞紙に掲載發行せしむるに於ては之に依りて帝國の攻撃及び防禦に關する機密方略を漏洩し軍事上不測の危害を生ずる虞あるを以て之を取締らんとする精神に外ならされは前段見解は省令の解釋として妥當なりと謂ふに憚らず

(三年(れ)二八八一號、三年二月二二日大審刑一判決、法律新聞九八八號二七九頁)

【第四十一條】 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以

下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

【新聞紙法第四十一條の解釋】 新聞紙法第四十一條は其禁止せる記事を新聞紙に掲載したるときは必ずしも自ら記事を編輯したる事實あるを要せず編輯人を處罰する立法の主旨なりとす

(三年(れ)三三二六號、四年二月一五日大審刑二判決、法律新聞一〇〇一號三〇八頁)

【新聞紙法所謂安寧秩序紊亂の意義】 新聞紙法第四十一條に所謂安寧秩序を紊す事項とは人の

身體財産に對し危害を加ふべきことを以て公衆を煽動又は威嚇し其他公共の平安を害し社會の組織を攪亂するの虞ある記事を指すものに外ならず然るに原判決に認定したる豐國新聞所載事項の如きは一國首相たる人の言行政策に對し批判攻撃を加へたるものにして敘事過激に互るものありと雖も敢て如上の危険を生ずべき性質のものにあらざるを以て同條の罪を構成すべきものにあらず
(四年(れ)一九一三號、四年九月二三日大審刑二判決、法律新聞一〇四三號四四八頁)

第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス

【新聞紙發行人としての行爲と編輯人としての行爲と責任】 新聞紙の發行人として新聞紙法第四十一條違反の行爲を爲すと其編輯人として同條違反の行爲を爲すとは各別個の行爲にして又其發行人として同法第四十二條違反の行爲を爲すと其編輯人若くは印刷人として同條違反の行爲を爲すことも亦各別個の行爲なるを以て若も同一人にして發行人及び編輯人として右第四十一條に違反し又は發行人編輯人及印刷人として右第四十二條に違反したる場合に於ては恰も別人か發行人編輯人として各第四十一條に違反し又別人か發行人編輯人印刷人として第四十二條に違反したる場合と均しく各別の犯罪成立するを以て同法第四十四條の規定に基き刑法併合罪の規定を適用せずして其刑を併科すへきは當然なりとす原判決の確定せる事實は被告は第一發行人兼編輯人として新聞紙法第四十一條に違ひ安寧秩序を紊す事項を新聞紙に掲載し第二發行人編輯人兼印刷人として同法第四十二條に背きて皇室の尊嚴を冒瀆する事項を新聞紙に掲載したるといふに在るか故に第一事實に付き判示兩資格に於て又第二事項に付き判示三資格に於て各別に被告人に刑を量定し之を併科したる原判決は洵に正常なり

(三年(れ)二六三二號、三年二月四日大審刑一判決、法律新聞九八七號二七五頁)

【新聞紙法第四十四條と刑法第五十四條の關係】 刑法第五十四條は併合罪の章中に在るも同條は一罪に關する規定にして數罪の處斷方法に關する規定にあらず從て同條の規定は新聞紙法第四十四條に所謂刑法併合罪の規定中に包含せらるるものにあらずれば原判決が本件に付き刑法第五十四條第一項を適用したるは擬律の錯誤にあらず

(三年(れ)三三二六號、四年二月十五日大審刑二判決、法律新聞一〇〇一號三〇八頁)